
環境基本計画年次報告書

—令和7年度版—

[令和6年度現況報告]

～環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき～

令和8年3月
尼崎市

❀ ひと咲き まち咲き あまがさき ❀

「環境基本計画年次報告書」について

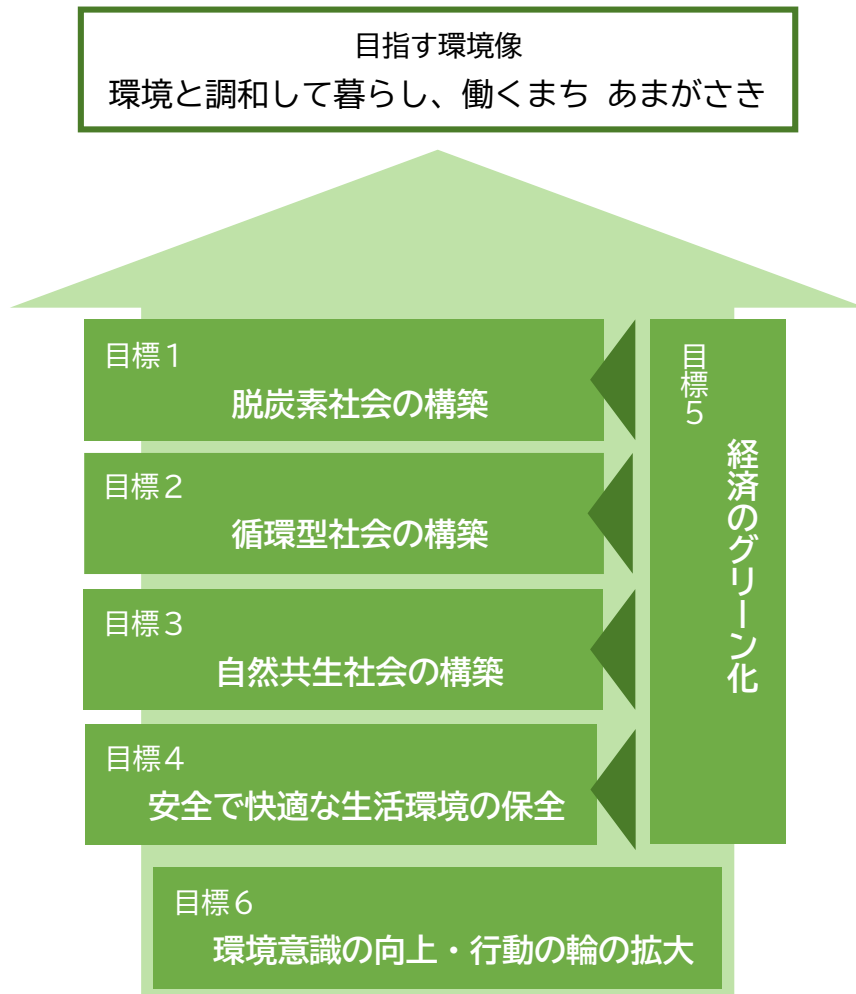
●環境基本計画年次報告書とは

本市の環境に関する情報をとりまとめたもので、毎年度の環境に関する取組内容やその実績、環境の状況に関する基礎的なデータを公表することを目的としています。

また、環境に関する取組については、尼崎市環境基本計画（令和6年3月）における目標ごとに整理しており、計画に基づく取組状況がわかるようになっています。

●尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市の最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するために6つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方針や施策を示しています。



【目次】

本編

目標 1 脱炭素社会の構築	1
方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します	3
方針② エネルギー効率の高い都市に転換します	7
方針③ 気候変動のリスクに備えます	12
目標 2 循環型社会の構築	18
方針① ごみの発生を抑制します	20
方針② ごみを適正に処理します	27
目標 3 自然共生社会の構築	32
方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします	33
方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します	43
目標 4 安全で快適な生活環境の保全	46
方針 空気・水・土・静けさを大切にします	48
目標 5 経済のグリーン化	63
方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します	65
方針② 環境に配慮した事業活動をします	67
目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大	69
方針① 環境問題を知り、行動します	71
方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます	79

資料編

- ※ 数値は特に注釈がない限り、令和 6 年度末現在におけるものです。
- ※ 図表中に示す「H」は平成、「R」は令和を示します。

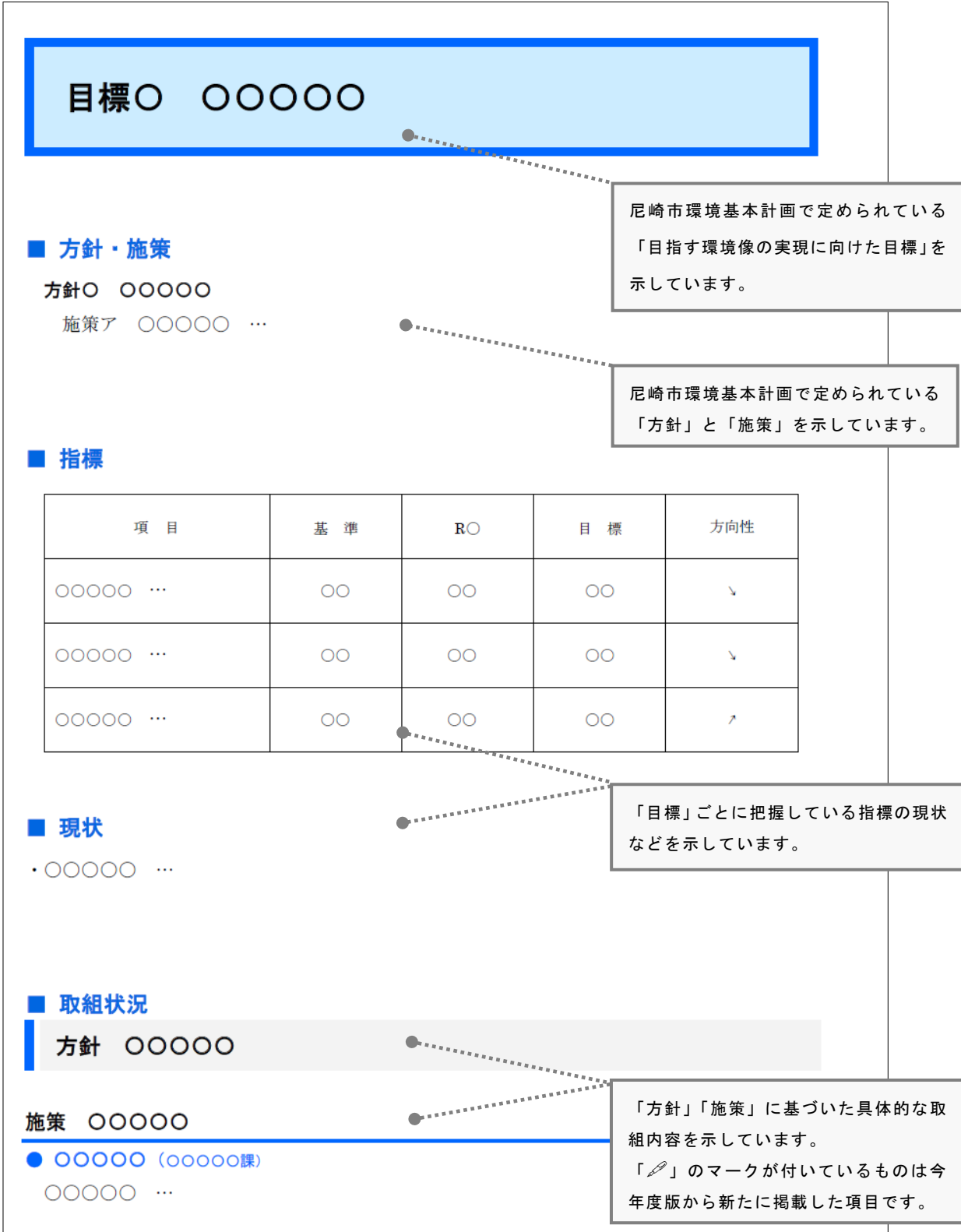
「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」

表紙のタイトルについて

環境・資源には限りがあることを前提とし、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指します。

各目標の見方について

令和6年度の取組を、目標ごとにまとめています。各目標の内容の見方は次のとおりです。



目標 1 脱炭素社会の構築

■ 方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

施策ウ クリーンエネルギーの利用

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

方針③ 気候変動のリスクに備えます

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

■ 指標

項目	基準	R5	R6	目標	方向性
二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂)	3,502 (H25)	2,293 ※1	—	1,737 ※2 (R12)	↓
エネルギー消費量 (TJ)	37,990 (H25)	31,831 ※1	—	26,752 (R12)	↓
太陽光発電設備導入量 (kW) ※3	2万 (R4)	2.2万	2.5万	4万 (R12)	↑
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合 (%)	46.1 (R4)	54.1	51.8	66.6 (R15)	↑
地球温暖化による危機を認識している市民の割合 (%)	31.0 (R4)	35.3	34.6	57.1 (R15)	↑

※1 令和6年度実績が未公表のため、令和5年度実績（速報値）を最新の値として掲載している。

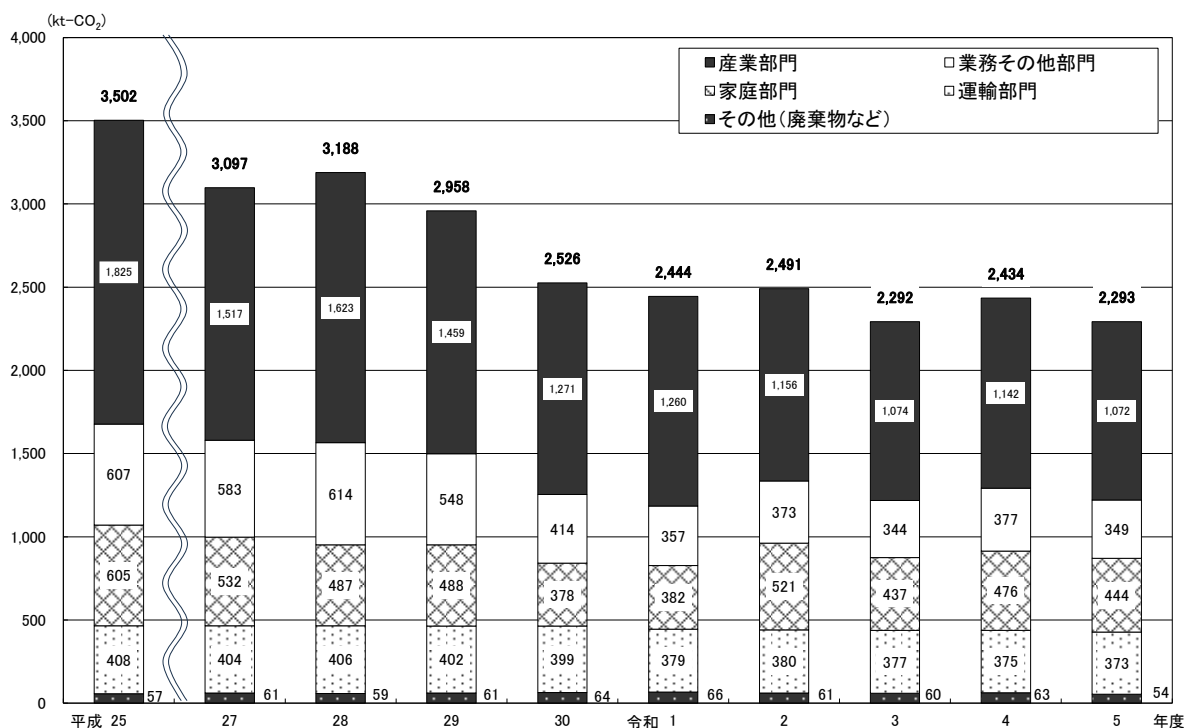
※2 令和4年3月に改訂した尼崎市地球温暖化対策推進計画では、「令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年度比で50%以上削減」することを目標としている。

※3 固定価格買取制度の対象となる10kW未満の設備のみ

■ 現状

- ・ 二酸化炭素排出量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。本市における令和 5 年度（速報値）の二酸化炭素排出量は 2,293 kt-CO₂ となっており、尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標の基準年度である平成 25 年度の実績と比べ、34.5 % の削減となっています。
- ・ 尼崎市地球温暖化対策推進計画は令和 4 年 3 月に改訂し、「令和 12 年度の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で 50 % 以上削減」することを目標としています。

図 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



備考 1 令和 6 年度実績が未公表のため、令和 5 年度実績（速報値）を最新の値として掲載している。

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

■ 取組状況

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

● 尼崎市気候非常事態行動宣言の表明（環境創造課）

地球温暖化による危機を市民や事業者と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和3年6月5日に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことを宣言しました。

主な宣言内容

- ・2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指します。
- ・消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- ・一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- ・地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。

また、宣言に基づき本市の地球温暖化対策の中長期的な方向性を示す尼崎市地球温暖化対策推進計画で定める削減目標を28%から50%に引き上げを行うとともに、市民や事業者の皆さまと地球温暖化による危機の共有や宣言内容を周知するための取組などを行いました。

表 令和6年度の取組内容

実施月	取組の概要
8月	宣言内容や地球温暖化問題に関する取組などを記載したリーフレットを作成し、市報と併せて全戸に配布した。
6月・12月	宣言が発せられていることを周知するため懸垂幕・横断幕、のぼりを市内主要駅に設置した（6月・12月）ほか、ポスターを作成し、公共施設等に掲示した（6月）。
12月	エコあまフェスタ2024にブース出展し、本市の地球温暖化問題に関する取組などの周知・啓発を行った。

● クールシェアスポットの開放（環境創造課）

夏の暑い日には、家庭の電気使用量の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさを分け合える場所（クールシェアスポット）に行くことや催し（クールシェアイベント）に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それに伴う二酸化炭素排出量を削減することができます。

令和6年度は、公共施設等28施設をクールシェアスポットとして開放し、本市ホームページで公開して利用を呼びかけました。

● COOL CHOICE・デコ活の普及（環境創造課）

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選んでいくという国民運動のことです。本市もこの運動に賛同して「COOL CHOICE」宣言を行い、市民の皆さまへの啓発活動に取り組んできました。

令和5年7月、環境省は、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を強力に後押しするため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を開始。「COOL CHOICE」は、「デコ活」に移行しました。尼崎市も「デコ活」に取り組む団体として、令和5年9月14日にデコ活宣言を行いました。

表 令和6年度の主な取組内容

実施日・期間	イベント・取組名	概要	実績
7月28日 8月1日 8月4日 8月5日 8月7日 8月8日	打ち水イベントの実施	市内企業や市民団体と連携して、市内6箇所で行った。 ※各地域課・あまがさき環境オープンカレッジとの共催	参加者数：617人

● 電子地域通貨を活用した環境配慮行動の促進（商業観光課、環境創造課）

本市では専用アプリや専用カードを利用したキャッシュレス決済サービスである尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を運用しており、健康づくりや省エネ行動、ボランティア活動などSDGsの達成に資する取組に対して、ポイントを付与しています。インセンティブとしてポイントを発行することで、SDGsの達成に貢献する行動変容を促進するとともに、地域経済の活性化の両立を目指すものであり、西日本初の取組となっています。



あま咲きコインの
ロゴマーク

令和6年度は、SDGsの達成に資する取組に対して8,869,828ポイントを発行しました。そのうち省エネ行動についてはその効果を身近に感じてもらえるよう、削減される二酸化炭素排出量に応じて電子地域通貨を付与することとしており、2,689件（1,233,770ポイント分）の付与を行いました。

表 ポイントの付与対象と付与ポイント数

環境配慮行動	CO ₂ 削減 見込量/件	ポイント付与実績（件）					
		R2	R3	R4	R5	R6	
省エネ家電への 買い替え	冷蔵庫	290 kg/年	78	137	202	228	222
	空調機器	230 kg/年	17	32	71	92	103
バス通勤への転換	290 kg/6カ月	249	13	41	32	11	
環境学習への参加	2 kg/回	553	629	1,372	1,591	2,225	
うちエコ診断の受診	100 kg/年	3	1	86	36	4	
CO ₂ フリー電気への切り替え	90 kg/月	9	6	25	43	25	
EVカーシェアの利用	20kg/回	—	—	10	5	1	
エコカーの購入	690kg/台	—	—	—	17	3	
電気使用量の削減	0.362kg/kWh	—	—	—	72	95	

備考1 令和2年度は、(株)まいぷれ withYOU が運営するポイントサービスである「まいポ」を活用した実績を示す。

● **尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発**（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。また、職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

令和6年度は、次のとおり環境管理研修を実施しました。

表 ポイントの付与対象と付与ポイント数

実施月	研修名	対象	内容
4月	新規採用職員研修	新規採用職員	システムの基本的な考え方や本市の環境への取組の理解
4月	エコリーダー研修	エコリーダー	所属でのシステムの運用に必要となる知識の習得や不適切事例の情報共有等
8月	基礎研修	全職員	システムの理解 環境目標と目標達成のための取組の確認 環境関連法令等における要求事項の確認

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

● **町会灯のLED化の補助**（道路維持担当）

公益性が高く公道を補完している私道において、町会が町会灯として LED 照明を新設する場合や既設の町会灯を LED 化する場合、その費用の一部を市が補助しています。

令和6年度は、26 団体、84 灯に対して補助を行いました。

● **環境に配慮した飲料自動販売機の設置**（公有財産課）

本市では、公有財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、平成20年度から飲料自動販売機を設置しています。

令和6年度に設置した35台については、省エネ性能が高く、冷媒としてオゾン破壊物質等を使用していないなどグリーン購入法に適合した自動販売機を導入しました。

● **環境にやさしい住宅の普及**（環境創造課）

ZEH（net Zero Energy House：住宅の一次エネルギーの年間消費量が正味で概ねゼロになる住宅）の市内への普及促進や家庭での CO₂ 排出量削減を図るため、ZEH 導入支援に関する国等の補助金の情報をまとめた省エネ・再エネ住宅ガイドブックを作成し、市民等に配布しました。



ZEHのイメージ図

施策ウ クリーンエネルギーの利用

● 太陽光発電設備および蓄電池の共同購入（環境創造課）

市民から太陽光発電設備および蓄電池の購入希望者を募り、一括して入札、発注することでスケールメリットを活かした価格低減を促す共同購入事業を活用し、太陽光発電設備の更なる普及拡大を図っています。また、スケールメリットを最大限活用し、より安価な設備購入ができるよう近隣自治体と連携して実施しています。

令和6年度の参加登録数は236件、契約締結は11件でした。これにより、太陽光発電設備45kW、蓄電池48kWが導入されました。



チラシ

● 公共施設への太陽光発電設備の導入方針の策定（環境創造課）

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用は必要であり、まずは本市が率先して公共施設への太陽光発電設備の導入を進めていくため、原則、新築及び大規模改修の設計を行う施設に対して、太陽光発電設備を導入する方針を令和7年3月に策定しました。

● 学校施設への太陽光発電設備の導入（教育委員会事務局施設課）

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、改築の際に太陽光発電設備の導入を行っており、発電した電力は教室の照明などに利用されています。

令和6年度においては、導入がありませんでした。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

● エネルギーの地産地消の推進（環境創造課）

クリーンセンターでは廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用して発電を行っており、発電された電気は化石燃料の燃焼を伴う火力発電とは異なり、廃熱を利用しているため、発電時の二酸化炭素排出量がゼロのCO₂フリーの電気として扱われることとなっています。

そこで、CO₂フリー電気を地産地消することで、市内事業者の脱炭素経営を支援するとともに、電気の調達・供給に関する費用の市外への流出抑制などに資する取組を始めました。

令和2年度から供給先を募集し、令和6年度末時点でゼロカーボンベースボールパークを含め33者に対して供給しています。

なお、供給施設の電気使用量は、令和6年度は約10,617MWhとなっており、年間約3,440tの二酸化炭素排出量の削減効果がありました。



認証書

供給先

尼崎信用金庫、株式会社アイブネット、株式会社研文社、尼崎商業事業株式会社、三興自動車整備株式会社、泉興業株式会社、株式会社サンニシイチ、株式会社魚里本家、大日電気工業株式会社、株式会社栄水化学、塚口南地域学習館管理運営協議会、株式会社大城工業所、内藤建設興業株式会社、株式会社小川電設、社会福祉法人阪神共同福祉会、木村化工機株式会社、ひまわり医療生活協同組合、共栄電器工業株式会社、株式会社ホライズン、協同シャフト株式会社、株式会社まいぶれwithYOU、株式会社グリーンテック、株式会社みつば電気、むこのそう司法書士事務所、大日通信工業株式会社、ウイングエンジニア株式会社、合同会社botan、マイン・フーズサービス株式会社、阪神医療生活協同組合、株式会社特発三協製作所、尼崎城、歴史博物館、ゼロカーボンベースボールパーク

● 脱炭素先行地域の推進（産業政策課、環境創造課、公園計画・21世紀の森担当）

環境省では、2050年カーボンニュートラルを目指し、他地域に先行して、民生部門（家庭部門や業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や、運輸部門などそのほかの部門について地域特性を考慮して国の地球温暖化対策計画と整合する取組により温室効果ガス削減を実現する地域を「脱炭素先行地域」として公募しており、第1回の公募に阪神電気鉄道(株)と共同事業を提案し、令和4年4月に採択されました。



市内の脱炭素先行地域のイメージ

提案事業の内容は阪神タイガースファーム施設（2軍本拠地）などを整備予定の小田南公園のほか、市内の阪神電車の各駅、尼崎車庫、大物公園、大物川緑地において、徹底した省エネルギー化や再エネ設備の導入、電力の地産地消等の取組により、2030年度までに電力消費に伴う二

酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すというものです（尼崎車庫は令和 5 年度に区域に追加）。

令和 6 年度は、小田南公園の再整備工事（R7.3 開業）、尼崎センタープール前駅の太陽光発電設備設置工事、大物駅・尼崎駅の LED 設置工事、杭瀬駅・出屋敷駅の空調整備工事、EV バス 2 台の導入、大物川緑地の再整備工事を行うとともに、周知・啓発事業や、取組の効果を測るアンケート調査を行いました。

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

● 自転車の利用環境の向上

・ 自転車道・自転車レーンの整備（道路維持担当）

本市は平坦な地形であり、市域が中心地から東西南北ともに約 5 km ほどであることなどから、自転車利用に非常に適したまちであるといえます。そこで、市内の道路を管理する国・県・市・警察が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーン、矢羽根型路面表示や自転車歩行者道等の整備により、自転車の利用環境の改善、安全性・快適性の向上を図っています。

平成 28 年 7 月に国のガイドラインが改定されたことに伴い平成 30 年度に整備方針の改定を行いました。平成 31 年 4 月の道路構造令改正及び市事業の進捗に伴い、令和 4 年度に整備方針の改定を行いました（令和 5 年 3 月。ネットワーク路線延長約 85 km から約 87 km に変更）。

令和 6 年度は、自転車レーン 0.6 km、矢羽根型路面表示 0.7 km、自転車ピクトグラム 0.4 km を整備したことにより、市道の整備済延長は 18.5 km となっています。県道においても令和 6 年度末までに 13.6 km が整備され、市内の整備済延長は 32.1 km となっています。



自転車道（車道の両端の部分）



自転車専用通行帯（自転車レーン）

- 備考 1 歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ分離されている構造の道路のうち、自転車が通行する部分を自転車道という。自転車は双方向に通行できる。
- 備考 2 車道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車専用通行帯（自転車レーン）、矢羽根型路面表示という。自転車は自動車と同一方向にのみ通行できる。
- 備考 3 自転車歩行者道（普通自転車通行指定部分あり）とは、自転車が通行できる歩道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものをいう。自転車は双方向に通行できるが、徐行する必要がある。

・駐輪マナーの向上（道路維持担当）

駐輪マナー向上のため、地域だけでなく、鉄道事業者や商業者、警察と連携しながら自転車利用者が自転車を路上に放置しにくい環境づくりに努めています。具体的には、各鉄道駅の自転車放置禁止区域の電柱への標識シートの設置やトライやるウィークと連携し、市立駐輪場の運営や放置自転車の撤去作業を通じて中学生に問題意識をもってもらう取組を行っています。

また、各鉄道駅の駐輪場マップを作成し、駐輪場やレンタサイクルの場所の周知を図っています。



標識シート

・自転車の利用に関する意識啓発（生活安全課）

平成 29 年 10 月から施行されている「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を広く周知するとともに、自転車の安全で適正な利用を呼び掛けるためにイベントや交通安全教室などを開催しています。

表 令和 6 年度 of 取組内容

実施日・期間	イベント・取組名	概要	参加者（人）	実施主体
随時	自転車交通安全教室	自転車の遵守すべき交通ルールやマナーについて、小・中学校や高校等で体験型の自転車教室を実施し、知識の理解・定着を図った。	10,049	尼崎市
毎月 23 日 (23 日が休日の場合などはその前後)	自転車安全運転の日キャンペーン	毎月 23 日を「自転車安全運転の日」と定め、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、自転車の安全利用についての啓発キャンペーンを実施した。	94	尼崎市
随時	自転車適正利用指導	平成 29 年 10 月に施行した「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づき、市職員による、市民等の自転車の安全適正利用に係る街頭指導を行った。	—	尼崎市

・シェアサイクル事業の実施（生活安全課）

市域内における交通の利便性向上を目的としたシェアサイクル事業は、平成 30 年度から令和 2 年度までの実証実験期間を経て令和 3 年度から本格実施段階に移行し、地域交通の手段として寄与しています。

令和 6 年度は、156 ステーション、年間利用回数 202,909 回となり、ステーション数、利用回数共に大幅に増加しています。



チラシ

・レンタサイクルの貸出（道路課）

阪急武庫之荘駅にある市立駐輪場において、平成 29 年 1 月から駐輪スペースを有効活用し 15 台のレンタサイクルを始め、平成 29 年 6 月には 30 台に増設し、令和 6 年度も継続して運用しました。

● 公共交通の利用環境の向上（交通戦略推進担当）

・公共交通利用への意識の啓発

毎月第4金曜日をエコ通勤の日として設定し、日ごろから自動車やバイクで通勤している職員を対象に、電車やバスなどの公共交通、自転車や徒歩による通勤に取り組むような啓発を行いました。

・バスへの愛着の醸成

本市の市営バス事業が移譲された阪神バス(株)と協力して、バスへの愛着を醸成することにより公共交通としてのバス事業のイメージアップと利用促進、利用時のマナーなどを学ぶことを目的として行う、市内小学生を対象とした「1日バスふれあい体験」を実施しています。

令和6年度は、尼崎市立浜田小学校の1年生及び2年生の児童を対象に、バスの特徴やバス乗車時の注意点を学ぶ、バスふれあい体験会を実施しました。

・サイクル・アンド・バスライドの試験実施

サイクル・アンド・バスライドとはバス停の近くに駐輪場を設置することで、バス停までの移動を自転車で行い、バスに乗り換えて目的地に向かう仕組みのことで公共交通機関の利用促進や自動車の過度な利用の抑制につながります。

本市では、臨海部における事業所の進出を見据え、従業員がバスを利用しやすい環境を整備するために、クリーンセンター第2工場の敷地内に専用駐輪場を設置し、サイクル・アンド・バスライドの試験実施を行っています。



駐輪場の案内板

・バス停での上屋・ベンチ設置補助

公共交通機関の利用意識向上のため、バス停車帯及びバス停留所に置いて、上屋やベンチ等の設置補助をしています。

令和6年度は、LED灯1件、ベンチの設置1件に対して補助を行いました。

● **エコカー（次世代自動車）の普及促進**

・ **民間導入の推進**（環境創造課、業務課）

平成4年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に導入費用の一部を補助しています。令和6年度は、電気自動車6台に対して補助を行いました。

表 民間への補助状況

区分	補助年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
電気自動車	5	5	20	21	6
燃料電池自動車	0	2	0	2	0
天然ガス自動車	0	0	0	—	—
ハイブリッド自動車	19	12	2	—	—
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	—	—
天然ガスじんかい収集車	—	0	0	0	—

備考1 —は補助の対象となっていないことを示す。

・ **庁内における率先導入**（環境創造課）

平成2年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先導入しています。

表 導入状況

区分	導入年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
電気自動車	0	0	2	21	2
燃料電池自動車	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車	0	0	0	0	0

● **公用車を活用したEVカーシェアの実施**（環境創造課）

カーシェアやEVの普及啓発を図り、市内の運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、公用車として電気自動車（トヨタ自動車(株)製「C+pod」）2台を導入し、公用車として使用しない休日については(株)トヨタレンタリース兵庫と連携して市民に広く活用してもらうカーシェアを令和4年5月から実施しています。

令和6年9月から開明庁舎1階で実施されている「尼子騒兵衛漫画ギャラリー」にあわせ、落第忍者乱太郎のイラストをラッピングしたC+podを開明庁舎に配置し、主に若年層向けに周知・利用促進を図りました。

令和6年度は、休日の市民等による利用が31回、平日の職員による利用が254回あったほか、エコあまフェスタや中央地区まつり等で展示を行い、EVやカーシェアの普及啓発を行いました。



電気自動車（C+pod）

方針③ 気候変動のリスクに備えます

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

● 農作物対策

地球温暖化が農業に及ぼす影響は、地域や作物の種類によって様々ですが、気温の上昇により作物の品質低下や栽培に適した品種の変化、害虫の生息域の拡大などが考えられます。

気温の上昇に適した作物の選択や栽培管理技術などの習得に関する情報提供を行っていく必要があります。

・ 水稲講習会の実施（農政課）

農業における損害防止の一環として、兵庫県や農業協同組合（JA）と協力して水稲作付農家を対象とした講習会を実施しています。

講習では気象データや病虫害の防除など地球温暖化も想定した米作りを周知しています。

● 水資源対策

地球温暖化の影響により降水パターンが変化することで、渇水による水源水量の減少、集中豪雨に伴う急激な濁度上昇による処理工程の増加などが生じる可能性が考えられ、安定的に水道水を供給していくために、備えておく必要があります。

・ 渇水時の連絡・調整体制（水道計画課）

水道水の供給において渇水の影響を最小限にとどめるために、日頃から河川管理者など関係機関との連絡調整や各種情報の収集・伝達を行える体制を構築しています。

・ 濁度異常への対応（浄水センター）

集中豪雨に伴う河川底質の巻き上げや上流における土砂災害などによる河川への濁質の混入により水源（河川水）に濁度異常が生じた場合における対応措置をあらかじめマニュアルとして整備しており、対応を行うこととしています。

● 感染症対策

感染症と地球温暖化の関係については研究事例が少ないため不確実性を伴うものですが、気温の上昇や降水パターンの変化は、感染症の媒介生物の分布・生息可能域を変化させ、感染症の発生のリスクが増加する可能性があるとしており、感染症の媒介生物の駆除や注意喚起を行うことは、地球温暖化の影響による感染症の発生リスクを低減させることにつながります。

・ 感染症の媒介生物の駆除（生活衛生課）

感染症の蔓延を防止するため、公共の水路や側溝で発生した蚊などの駆除の相談があった際に、必要に応じて薬剤の散布を行っています。

令和6年度は、76件の駆除及び予防のための薬剤散布を行いました。

・蚊媒介感染症についての注意喚起（感染症対策担当）

蚊が媒介する感染症であるマラリアやデング熱、ジカウイルス感染症などに関する注意喚起や予防方法などを本市ホームページで公表しています。

● 災害対策（危機管理安全局企画管理課、災害対策課、重層的支援推進担当）

地球温暖化により降水パターンが変化し、局所的・短期的な大雨や長雨が増えることにより水害などのリスクが増加する可能性があります。減災の取組に加え、避難や応急活動、事業継続のための備えや防災意識の向上に努めていく必要があります。

表 取組内容

取組	概要
災害マネジメントシステムの導入	「災害マネジメントシステム」を活用し、警報発表の可能性や大雨などが事前に予想される早期の段階から、庁内での情報共有を行っている。 なお、令和6年度においては実災害で16件（大雨、台風、地震等）、訓練で8件（左門殿橋防潮鉄扉訓練、防災総合訓練、1.17訓練等）、研修で3件（防災総合訓練前の事前研修、人事課課内研修、クリーンセンター災害対応研修）の実績となっており、訓練や実践稼働を通じて得られた課題の検証と運用の改善や職員研修を重ね、更なる災害対応力の向上に努めた。
被災者支援システムの導入	大規模災害発生時における避難者の避難所への入退所管理や被害家屋の調査、り災証明の発行など様々な事務が集中するため、一元的に情報を管理することで迅速な被災者支援事務を行うためのシステムを導入している。 令和6年度の運用実績については、台風等により被害を受けた方へのり災証明書について3件の発行を行い、災害により被災された方への様々な支援業務を迅速かつ正確に行えるよう努めている。
各種訓練の実施	令和6年8月23日に尼崎の森中央緑地にて、市民、事業者、関係機関が一体となった避難誘導訓練、救助訓練等、実動形式の防災総合訓練を実施した。 訓練では、自衛隊、警察、海上保安庁など様々な関係機関との連携強化、速やかな情報伝達・拡散・収集の円滑化、本市の受援体制の確立など、市民の安全・安心を確保することを訓練テーマに実施した。 また、洪水、高潮の発生に備え左門橋防潮鉄扉点検操作訓練の実施や、水害時に職員が迅速・的確に対応できるよう、水防工法訓練を実施した。
ハザードマップの作成	令和6年度、本市では既存の津波、高潮のハザードマップに加え、新たに水防法改正に基づき想定最大規模降雨による洪水（中小河川を含む猪名川・藻川、武庫川）及び内水ハザードマップについて更新を行うとともに、最新の避難場所等の情報や新たに啓発情報面を追加したハザードマップを作成し、令和7年3月に公表した。
備蓄・マイ避難カードの啓発	備蓄をより身近なものとして捉えていただくことを目的とした移動式ディスプレイ（サンプル品）作成し、公共施設や地域の訓練などで展示を行うほか、市内の郵便局や尼崎信用金庫での家庭内備蓄の啓発ポスターの掲示を行った。適切な避難行動の促進のため、「マイ避難カード」について、これまでの取組に加えて、多層的な情報媒体を活用して、子どもから親（子育て世代）、働き世代から高齢者のようにそれぞれの年齢層をターゲットにした学校園や地域のイベント、さらには事業所等を通じた普及啓発の取組を行った。
地域防災リーダーの養成	兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」は、地域防災に取り組む人材の育成と地域住民による主体的な防災活動の活性化を目的に市内在住又は在勤の受講者に対し、必要な経費の一部の補助（令和6年度補助実績：10件）を行っており、より多くの方に活用していただくため、本市ホームページ等を活用し周知した。（本市の受講者数のべ155人（令和7年3月末時点））また、講座を修了した防災リーダーに対して、毎年研修会を実施しており、昨年度は11月30日にダイバーシティ推進課との共催で関西国際大学の留学生にも参加いただき、「日本人と外国人の協働」をテーマに実施し、地域活動への参加促進の取組を行った。

取組	概要
情報伝達体制の充実	災害時における市民などへの情報伝達体制の充実を図るため、防災情報伝達システムの導入等によるデジタル化を進めたほか、耐用年数を経過した防災行政無線機器の更新を行っている。
受援ガイドラインの作成	大規模災害時における応援要請をはじめ、外部からの応援や支援を効果的に受けるためのガイドラインを作成している。
災害時要援護者支援連絡会の開催	要配慮者に対して、行政等と地域が連携して支援活動等を行うため、意見交換及び課題解決に向けた検討を行う連絡会を開催している。
案内板・誘導板の整備	避難場所である小・中学校、高等学校等の位置などを示し、避難場所について日頃から意識づけを行うことで洪水などの水害時の円滑な避難行動につなげるため、案内板・誘導板の整備を行っている。なお、劣化により表示が見えにくくなっていることから、令和6年度から4ヵ年で、市内の避難誘導板について、更新を行っている。令和6年度については、洪水や津波等のリスクが高く、迅速な緊急避難が求められる河川沿いの南部の浸水想定エリアに107枚設置した。
水防システムの整備	雨量計や水位計、河川監視カメラ、降雨観測システムの保守運用を行うとともに、耐用年数を経過したシステム関連機器の更新を行い、水防活動に必要なデータを収集し、的確な避難情報の発令の判断や実施につなげている。
市政出前講座の開催	各地域団体や市内の企業等から依頼を受け、災害への備えや災害時に取るべき避難行動、家庭内備蓄、マイタイムラインの啓発（マイ避難カード作成）など、防災に関するテーマで市政出前講座を開催しており、令和6年度は71回開催し、2,641人の参加があった。
地域における防災訓練	阪神・淡路大震災の経験と教訓を次世代に継承し、次の大災害への備えや対策の充実を図るため、地域防災力の向上を目的とした、「1.17は忘れない」地域防災訓練を実施し、児童、地域住民、近隣事業等が一体となり、自助・共助の取組を中心とした訓練を行った。 特に、令和6年度の訓練では、阪神・淡路大震災から30年が経過し、震災の記憶の風化を防ぐため、地震発生から3日目以降の避難所生活を想定し、「女性」「障害者」「外国人」といった多様な視点に立ったワークショップ等を地域住民主体で実施するとともに、訓練参加者の実際のペットを伴ってのペット同行・同伴避難訓練を実施し、避難所運営について多角的に考えるきっかけ作りの場を設けるなど様々な取組を行った。 また、各自主防災会における防災訓練の中で、個別避難計画に基づく避難誘導訓練をサポートした。

・産業活動における減災支援（産業政策課）

台風・地震などの自然災害から中小企業の経営資源（従業員・設備など）を守り、事業の中断を防ぐことで災害被害を最小限とする減災対策に関する取組を支援していくために、減災アドバイザーの派遣やセミナーの開催などを行い、減災意識の向上や事業継続の体制強化を促進しています。

令和6年度は、減災アドバイザーを3社へ派遣するとともに、南海トラフ巨大地震等の自然災害に備えるため減災セミナーを実施しました。また、関西大学社会安全学部と連携し、武庫元町商店街を舞台に、阪神・淡路大震災の被災者の実体験に基づくクイズを解くことで、震災を経験していない世代に当時の体験を伝承し、防災・減災を考える契機とするクイズラリーを実施しました。

・マンホールトイレの設置（下水道建設課）

台風・豪雨や地震などの自然災害が生じると停電や断水などによって水洗トイレが使用できなくなることがあります。このような状況に備え、マンホールに簡易便座を設置し、テントで個室を作ることで応急用トイレとして避難所におけるトイレ機能を確保しているほか、災害時にトイレを設営できるよう周知、訓練を行っています。これまでに、小学校 27 校に 162 基を設置しており、令和 6 年度は、成徳小学校、成文小学校、小園小学校、園田北小学校、杭瀬小学校、水堂小学校、七松小学校の 7 校に 42 基を設置し、合計で 34 校に 204 基を設置しています。



マンホールトイレ

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

● 熱中症対策

熱中症は、従来、労働や運動中に多く発生していましたが、近年はヒートアイランド現象や地球温暖化の進展により、気温が上昇することで、日常生活においても発生が増加しているとされています。体温調節機能が低下している高齢者や体温調節機能が十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、特に注意が必要となっています。

・クーリングシェルターの指定（環境創造課）

令和 6 年 4 月 1 日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定しています。熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際は、あらかじめ公表している開放可能日等において開放します。

令和 6 年度は、27 施設に対して指定を行っています。

・熱中症対策に関する啓発（保健企画課）

近年は気温が上昇傾向にあり、気温の上昇に伴い、日常生活においても熱中症患者が増加しています。広く市民の熱中症の予防に取り組むために、本市ホームページ、市報において注意喚起を行うとともに、保健所窓口でポスターやリーフレット、うちわなどを配付し、熱中症予防について啓発を行っています。

また、令和 4 年度からは SNS を利用し、環境省と気象庁が運用する熱中症警戒アラートを周知しています。



リーフレット

・学校施設における熱中症対策（こころとからだ育成課）

市立学校園の児童生徒等の運動時の熱中症事故の防止のため、令和 2 年度に各学校園に熱中症計を配付し、学習活動の実施の可否を判断する「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」に基づき、対応を行っています。

・予防救急に関する講習会の開催（救急課）

救急搬送につながる事故を予防するための講習会において熱中症についても取り上げ、熱中症の予防的・確かな対策を普及啓発することで、発生件数や重症化の軽減につなげています。

令和 6 年度は、43 回の講習会を開催し、1,283 人が受講しました。

● 治水対策

都市化に伴い建築物や道路で土地が被覆されることにより地中に浸透する雨水が減少することで、局所的・短期的な大雨が降り、大量の雨水が河川や下水道に流れ込んだ場合には、浸水被害が発生するおそれがあります。そこで、雨水を地中に浸透させる施設を整備することで、河川や下水道への雨水の流入の抑制を行っています。

また、洪水や溢水による水害を防止するため、河川の護岸整備や河床の掘削などを行っています。

・雨水浸透ます・雨水浸透管の設置（下水道建設課）

車道と歩道間のスペースに有孔性・多孔性の特殊なますや管を設置し、雨水を地中に浸透させることで、下水道に流れ込む雨量を抑制しています。

令和 6 年度は、設置の実績がありませんでしたが、市内の整備実績は雨水浸透ますが 368 箇所、雨水浸透管が 3,199 m となっています。



雨水浸透管・雨水浸透ますの設置

・歩道における透水性舗装の整備（道路維持担当）

舗装を隙間の多い構造とすることで、雨水を地中に浸透させ、下水道施設への負担の軽減を図ることができます。

令和 6 年度は、1,133 m²の整備を行いました。

・河川の治水機能の向上（河港課）

市街化により庄下川上流部は遊水・保水機能が低下していることに加え、護岸の老朽化や狭小な河川断面により洪水時の護岸崩壊や溢水などが懸念されています。そのため、老朽化護岸の改修や河床掘削による河川断面積の増加を行っています。

令和 6 年度は、河床掘削を約 177 m 行いました。

・雨水貯留タンク設置の促進（下水道計画課）

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として、市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金等を交付することで、設置を促進しています。

令和6年度は、46件の助成を行いました。



各地区庁舎における設置の様子

（左：武庫西生涯学習プラザ
右：園田東生涯学習プラザ）

・武庫川流域内の市立小・中学校における雨水の校庭貯留整備（河港課）

武庫川流域内の市立小・中学校において、校庭などのまわりに周囲堤をつくり、敷地内に振った雨水を一時的に表面に貯留することで武庫川への雨水の流入を抑制し、洪水災害の防止を図る校庭貯留整備を行っています。

令和6年度は、武庫北小学校で整備を行い、約70m³の貯留が可能となりました。



雨水貯留施設

目標 2 循環型社会の構築

■ 方針・施策

方針① ごみの発生を抑制します

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

施策イ リサイクルの推進

方針② ごみを適正に処理します

施策ア 適正処理の更なる推進

施策イ 地域環境の美化

■ 指標

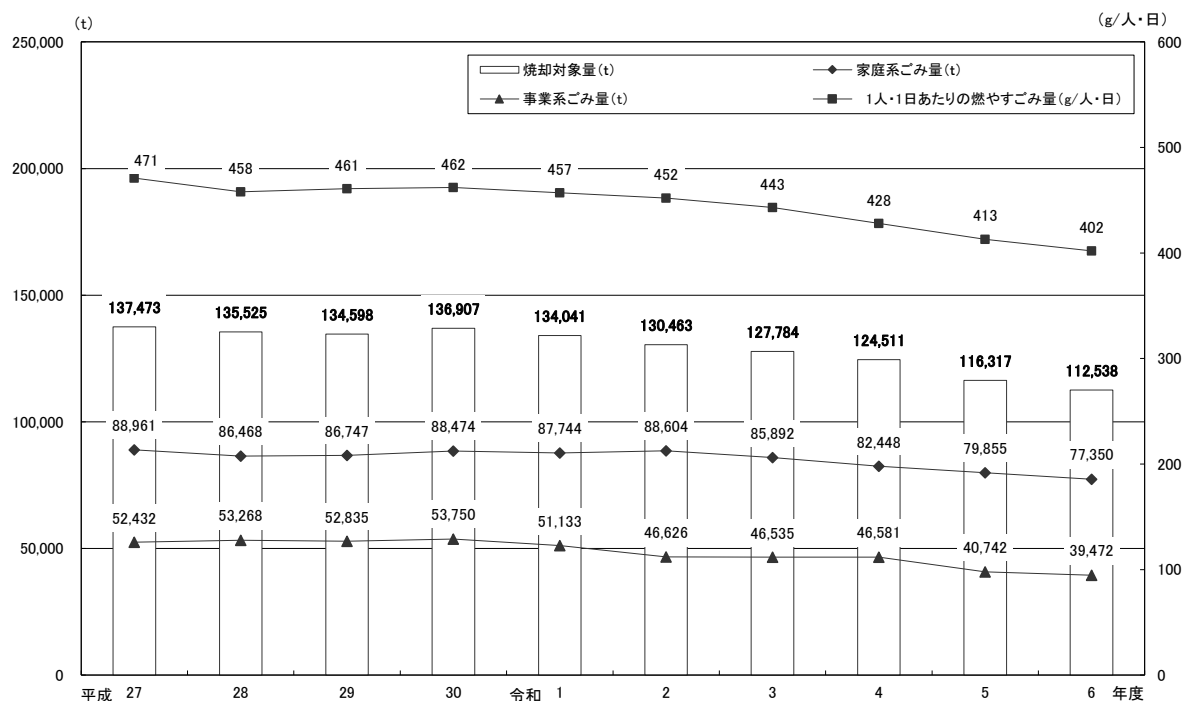
項目	基準	R5	R6	目標	方向性
焼却対象ごみ量 (t)	134,041 (R1)	116,317	112,538	119,501 ※ (R12)	↓
1人1日あたりの燃やすごみ量 (g / 人・日)	457 (R1)	413	402	410 (R12)	↓
事業系ごみ量 (t)	51,133 (R1)	40,742	39,472	46,020 (R12)	↓
廃棄物処理に係る不利益処分 等の件数 (件)	0 (R4)	0	0	0 (R15)	→
ごみを発生させない取組を行 っている市民の割合 (%)	26.6 (R4)	27.3	27.6	50.0 (R15)	↑

※ 令和2年度に策定した尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、「令和12年度の焼却対象ごみ量を令和元年度比で11%削減」することを主要目標としている。

■ 現状

- ・焼却対象ごみ量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。本市における令和 6 年度の焼却対象ごみ量は 112,538 t となっており、尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値の基準年度である令和元年度の実績と比べ、16.0 %の削減となっています。
- ・計画では「令和 12 年度の焼却対象ごみ量を令和元年度比で 11 %削減」することを目標としており、令和 6 年度時点において、2 年連続で目標を達成しています。
- ・一時的な達成とならないよう、引き続き、啓発活動等に取り組むとともに、新たな減量目標の設定についても検討を進めます。

図 ごみ量の推移



■ 取組状況

方針① ごみの発生を抑制します

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

● 食品ロスの削減

・食品ロスの組成成分（ごみ減量政策担当）

世界的な課題となっている食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減を進めていくために、家庭からの燃やすごみの組成分析や市内事業者への啓発を行いました。

令和6年度に実施した組成分析の結果では、家庭からの燃やすごみのうち約33%が厨芥ごみ（調理くず、食べ残し、手つかずの食品など）であり、その内訳は調理くず約57%、直接廃棄（購入後、全く手を付けずに捨てられたものなど）約28%、食べ残し（手つかずの食品を除く）約15%となっていました。

・食品ロスダイアリーの普及（業務課）

家庭から廃棄される手つかずの食品や食べ残しを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」により食品ロスを見える化することで、削減に向けた意識を高め、行動変容につなげることができます。

「食品ロスダイアリー」の様式は本市ホームページで公開しているほか、家庭ごみべんりちょうに掲載し、食品ロス削減の取組を推進しました。

・食べ残しの削減に向けた啓発（業務課）

宴会時は食べ残しなどの食品ロスが多く発生することから、忘年会・新年会シーズンには乾杯後30分と宴会終了前10分を離席せずに料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10運動」を、市内の事業者及び家庭に対して呼びかけています。

令和6年度は、外食時等の食べ残しを減らす「おいしい食べきり運動」に関するチラシを尼崎商工会議所、協同組合尼崎工業会、尼崎経営者協会の会員に対し計730枚、「もったいない！あまがさき推進店」に認定されている飲食店、生活衛生課窓口に対し計70枚配布し、この運動への協力を呼びかけたほか、12月から1月の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間に合わせて市報及び環境部SNSに食品ロス削減に関する記事を掲載しました。

・食品ロスの削減に関する啓発（生活安全課）

食べることができるのに捨てられてしまう「食品ロス」の問題に対する意識を高め、削減に向けて行動を改めてもらうことを目的に啓発講座を開催しています。

令和6年度は、グループワークを交えながら消費者や事業者から発生する食品ロスについて考える講座や、本来であれば捨てられる食材の利用法について試飲を交えながら学ぶ講座、防災からローリングストックなどについて考える講座など、食品ロス問題を身近に感じながら学べる講座を開催しました。



チラシ

表 取組内容

開催日	概要	参加者（人）
6月29日	もったいない！食べものを大切に	34
10月2日	今日からできる無駄なしクッキング～美味しく・環境にもやさしく～	31
1月30日	気象台が発表する防災気象情報の活用法	48

・ **フードドライブの実施**（業務課）

食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を回収し、福祉団体・施設に寄付することで食支援につながる活動であるフードドライブの取組を行っています。

令和6年度は、本市主催のフードドライブを29回実施し、合計369.4kgの食品を回収しました。

・ **親子エコクッキングの開催**（業務課）

食品ロス削減の意識向上を図るために食材を無駄なく活用したり、余計なエネルギーを使わずに調理したりするなど、環境を大切にしながら「料理」や「片付け」を実践する親子エコクッキングを開催し、食にまつわる一連の行動だけでなくガス使用量の節約方法などについても親子で理解を深めました。

令和6年度は、保護者11人、小学校1年生から6年生までの児童13人の計24人が参加しました。

● **プラスチックごみの削減**

・ **イベントにおけるプラスチックごみ削減の推進**（業務課）

市民・事業者におけるプラスチックごみ削減の取組拡大を図るため、市内で実施するイベントの主催者に対し、イベントで使用する使い捨てプラスチック製品の代替品への転換等を促し、リユース食器や紙製容器等のエコ容器のレンタル費及び購入費の補助を行いました。

令和6年度は、10件の補助を行いました。

・ **オリジナルマイボトルの作製・販売**（環境創造課）

使い捨てプラスチック製品であるペットボトルの使用を抑制するために、飲料を持ち歩くための容器として、繰り返し使用のできる水筒（マイボトル）の普及を行っています。マイボトルを持ち歩くきっかけとなるよう本市オリジナルデザインのマイボトルを作製し、イベントでの販売やノベルティとしての配布などを行っています。

令和6年度は、379本を販売しました。



尼崎市オリジナルマイボトル

・給水スポットの整備（環境創造課）

本市はウォータースタンド(株)と「プラスチックごみの削減の推進に関する協定」を締結しました。協定に基づき、マイボトルの利用を促すため、公共施設や民間施設において、市民の皆さまが無料で利用できる給水スポットの整備を進めています。

令和 6 年度末現在、市内に 45 施設（46 台）の給水スポットを整備しており、年間約 12.6 万 L（500 mL 約 25 万本相当）が給水されています。

● もったいない！あまがさき推進店の認定（業務課）

食品ロス及びプラスチックごみの削減を推進するため、小盛りメニューの導入などの食品ロス削減に対する取組や、スプーン等のプラスチック使用製品の要否の確認などのプラスチックごみ削減に対する取組を行う飲食店、小売店および宿泊施設などを「もったいない！あまがさき 推進店」として認定する制度を令和 4 年度から行っています。また、推進店に対しては、本市ホームページなどに掲載するとともに、ステッカーやポスターなどの啓発資材を提供し、来店客などに向け廃棄物削減に関する啓発を行っています。



ロゴマーク

令和 6 年度は、25 店（累計 103 店）を認定しています。

● 不用品の再使用の促進

・市民工房の運営（ごみ減量政策担当）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭から排出された家具類の提供を行っています。また、エコあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

令和 6 年度は、市民工房を 574 人が利用し、251 個の家具等が再使用されました。



市民工房

・インターネットを活用したリユース機会の創出（ごみ減量政策担当）

民間リユース事業者である(株)ジモティー及び(株)マーケットエンタープライズと令和 5 年度に協定を締結し、インターネットを活用したリユースを推進しています。

令和 6 年度は、本市ホームページを経由して、(株)ジモティーが運営する「ジモティー」は 12,443 件、(株)マーケットエンタープライズが運営する「おいくら」は 1,326 件の利用がありました。

・図書館の本の再使用（中央図書館）

寄贈いただいた本のなかで所蔵できなかったもの、また所蔵していた本が所蔵対象外となったものについて、リサイクル・ブックフェアを通じて再使用を促し廃棄図書の減量につなげました。

令和6年度は、中央図書館ではリサイクル・ブックフェアに171人、北図書館ではチャリティ・リサイクルブックフェアに214人、小田北生涯学習プラザではリサイクル・ブックフェアに300人、園田西生涯学習プラザではリサイクル・ブックフェアに480人が参加しました。



リサイクル・ブックフェアの様子

施策イ リサイクルの推進

● ごみの分別・出し方の啓発

・さわやか推進員制度（ごみ減量政策担当）

地域や環境のために、ごみに関する活動を自主的に行う市民をさわやか推進員（登録制ボランティア制度）として委嘱し、ごみ減量状況等の情報提供や活動で必要とする物品を支給することにより活動を支援しています。

令和6年度は、162人に委嘱しており、各地域で活動されています。

・ごみ分別アプリの配信（ごみ減量政策担当）

ごみ出しに関する情報を提供していくためにごみ分別アプリ（さんあ〜る）を配信しています。市民の皆さまのごみ出しをサポートするため、出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの様々な情報を提供しています。

令和6年度は、7,665件のダウンロードがありました。

・分別収集等に関する啓発（業務課、ごみ減量政策担当）

市政出前講座の実施、「集積所掲示ポスター」や「家庭ごみべんりちょう」の配布等により、リサイクル可能な資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。

令和6年度は、市政出前講座を5回実施し、参加者は233人でした。



集積所掲示ポスター



家庭ごみべんりちょう

・ 雑がみ保管袋の配布（ごみ減量政策担当）

市民が排出する紙類のうち、分別が難しい雑がみの適正な分別方法を周知し、資源化を図るため、市内転入者などに家庭ごみべんりちようと併せて雑がみ保管袋を配布しています。雑がみ保管袋を配布することで、市民に雑がみの分別を意識してもらうとともに、雑がみ保管袋の表面に雑がみの分別の仕方等を記載することにより、リサイクル可能な雑がみの周知にもつなげています。



雑がみ保管袋

● クリーンセンター等の施設見学（クリーンセンター）

ごみ処理の現状やごみ減量・リサイクルに関する学習の場として、クリーンセンター第2工場（ごみ焼却施設）や資源リサイクルセンター（破砕選別施設）の施設見学を学校や希望する市民などを対象に実施しています。

令和6年度は、クリーンセンター第2工場（ごみ焼却施設）には市内の学校21校を含む1,860人が見学を訪れ、資源リサイクルセンター（破砕選別施設）には市内の学校16校含む1,716人が見学を訪れました。

● 紙資源のリサイクル

・ あまがさきエコクラブのリサイクルシステム

（生涯、学習！推進課、ごみ減量政策担当、社会教育課、こころとからだ育成課）

NPO法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用して、本市の地域振興センターや市立学校・園などから排出される事業系古紙のリサイクルを行っています。集められた古紙はトイレットペーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所や尼崎市民まつりのトイレで使用されています。

令和6年度は、市立学校・園からは263,875 kg、生涯学習プラザ・消防署・大高洲庁舎からは25,220 kg、市内6箇所に設置している白ポストからは約1,500 kgの古紙が回収されました。



エコあま君ロール

提供：NPO法人あまがさきエコクラブ

・ 本庁舎の古紙回収（庁舎管理課）

市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、令和6年度は、59,070 kgが回収されました。

・ 資源物回収拠点に対する補助（ごみ減量政策担当）✍️

クリーンセンターで焼却される事業系ごみに混入している資源物を減らすため、資源物回収業者等が資源物回収拠点を設置する際に必要となる費用の一部を補助し、事業系ごみの減量化と紙の資源化を推進しています。

令和6年度は、補助の申請はありませんでした。

・資源集団回収運動奨励金交付制度（ごみ減量政策担当）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、家庭から出る紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類や布類の資源を、社会福祉協会、子ども会やマンションの管理組合などの市に登録している団体が回収する場合、回収量に応じて奨励金（3円/kg）を交付しています。

令和6年度は、本運動により3,609tの資源が回収されました。

表 回収量の推移

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
回収量	4,846	4,644	4,236	3,928	3,609

（単位：t）

●生ごみ処理機等の購入に関する補助（ごみ減量政策担当）

生ごみを自家処理する機器等（生ごみ処理機、たい肥化容器、剪定枝粉碎機（ガーデンシュレッダー））の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクル及び環境問題に対する意識を高めるとともに環境配慮に向けた市民の行動変容を促進しました。

令和6年度は、47件の補助を行いました。

●ガラス残渣・有用金属のリサイクル（ごみ減量政策担当、クリーンセンター）

分別収集等により搬入されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいてリサイクルを行っています。

これまでは資源ごみとして収集されたびん・缶・ペットボトルを選別した後に残るガラス残渣については焼却処分としていましたが、平成29年度から再資源化することで、焼却対象ごみのさらなる減量化に取り組んでいます。

使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属のリサイクルを推進するために、搬入されたごみの中から小型家電を選別し、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への引き渡しを行っています。なお、全国で宅配便による回収サービスを行っている国の認定事業者と協定を結ぶことで、回収の利便性の向上を図っています。

これらの取組等により、令和6年度は、資源リサイクルセンター等において4,386tがリサイクルされ、宅配回収では22tが回収されました。

●携帯電話のリサイクル（業務課）

小型家電のリサイクルの更なる普及に向け「スペシャルオリンピックス日本 応援プログラム」に参加しています。本市が主催するイベントで回収した携帯電話などをリサイクル業者へ引き渡すことで、資源の売却益の一部が知的障がいのある方々にスポーツトレーニングの機会とその成果発表の場である競技会を提供している組織であるスペシャルオリンピックス日本へ寄付されています。

令和6年度は、市主催のイベント開催時（23回）に回収ブースを設け、携帯電話を2,289個回収しました。

● プラスチックごみのリサイクル

・ ペットボトルの水平リサイクル（クリーンセンター）

使用済みペットボトルを、新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」水平リサイクルを開始し、新規化石由来原料の使用量削減と CO2 排出量の削減に寄与しています。

令和 6 年度は、529,780 kg 分を水平リサイクルしました。

・ ペットボトルキャップの再資源化（業務課）

ペットボトルのキャップは、回収後に再資源化され、その収益を障がい者の就労支援やワークチンを届ける医療支援に役立てる「エコキャップ運動」として広く取り組まれています。

本市においても、キャップの有効活用を図るため、令和 7 年 2 月から本庁舎や各生涯学習プラザなど 14 か所に回収ボックスを設置し、回収を開始しました。

・ コンタクトレンズ空ケースの再資源化（業務課）

使い捨てコンタクトレンズの空きケースの回収・資源化に取り組む HOYA(株)アイケアカンパニーと令和 7 年 1 月に協定を締結しました。同年 2 月から、本庁舎や各生涯学習プラザなど 19 か所に回収ボックスを設置し、回収を開始しました。これにより、焼却処理量の削減を通じて廃棄物の減量及び資源化の促進を図っています。

● 市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

・ 学校給食における廃食用油のリサイクル（学校給食課、学校給食センター担当）

市立小学校や特別支援学校、学校給食センターの給食室から出る廃食用油を売却しており、売却された廃食用油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹼等にリサイクルされています。

令和 6 年度は、57,665 kg 分の廃食用油を売却しました。

・ 廃棄消防ホース有効活用プロジェクト（消防局財務課）

従来、耐用年数の超過等により使用不可となった消防ホースについては、産業廃棄物として処理していましたが、丈夫かつ防水性に優れるという特徴を有効活用できる事業所や本市の関係所属等から要望があった際には譲渡を行っています。

令和 4 年度から本プロジェクトを開始し、事業所や本市関係所属等に対して計 228 本の消防ホースを譲渡しており、「施設等の保護・緩衝材」や「研修」等で活用されています。

令和 6 年度中においては、廃棄消防ホースの譲渡はありませんでした。

方針② ごみを適正に処理します

施策ア 適正処理の更なる推進

● 事業系廃棄物の減量化・適正処理の推進（業務課）

・事業系廃棄物の適正処理に関する啓発・指導

市内で一定規模以上の事業用建築物を所有する事業者（以下「特定事業用建築物所有者等」という。）に対して、廃棄物減量計画書の提出を義務付けするとともに計画の取組状況を確認するため、立入検査を実施しました。

また、市内で不適正処理が疑われる事業者等に対し、ルールに則った分別など適正処理の指導・啓発を実施しました。

令和 6 年度は、特定事業用建築物所有者等に対する立入検査は 51 件、不適正処理が疑われるなどの事業者等に対する立入検査を延べ 82 件実施しました。

・事業系廃棄物適正処理ルールブックの活用

令和 5 年 4 月に改正した尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行し、事業系廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を促進するための正しい処理ルールなどをまとめた、事業系廃棄物適正処理ルールブックを作成の上、令和 4 年度に市内のすべての事業者に配付しました。

令和 6 年度は、特定事業用建築物所有者等や市内で不適正処理が疑われる事業者等に対する立入検査などで活用しました。



事業系廃棄物適正処理
ルールブック

● 資源物の持ち去り禁止に関する啓発・指導（業務課）

市の分別ルールに基づき出された資源物のリサイクル・適正処理を図るため、令和 5 年 4 月 1 日に改正した尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により市等以外による資源物の持ち去りを禁止しました。

令和 6 年度は、市に寄せられる情報等をもとに、禁止行為者が多く見られる地区を対象としてパトロールを 129 回実施し、延べ 199 人に指導を、延べ 16 人に勧告を行いました。

また、持ち去り行為が多発する集合住宅等のごみ集積場に掲示するポスター等を作成し、持ち去り行為に関する通報が寄せられている住宅の管理組合等を対象に配布しています。



持ち去り禁止ポスター
・ステッカー

● 処理困難物の適正排出の推進（業務課）

・ 蛍光管の拠点回収

蛍光管は月 1 回の「金属製小型ごみ」の日に廃棄する必要がありますが、蛍光管に含まれる水銀の回収・資源化を促進するために市内 3 箇所
に家庭で使用された蛍光管を回収するためのボックスを設置し、拠点回収を行いました。

令和 6 年度は、580 kg の蛍光管を回収しました。



蛍光管回収ボックス

・ 小型充電式電池等の回収イベントの開催

日常の家庭ごみに誤って排出されると収集時に火災の原因となる可能性のある、小型充電式電池や中身の残ったスプレー缶、バッテリーが組み込まれた小型家電等を対象として、職員が対面式で受け取る回収イベントを各生涯学習プラザ及び本庁舎で実施しています。

令和 6 年度は 23 回実施し、小型充電式電池 501 kg、スプレー缶 2,858 kg、バッテリーが組み込まれた小型家電 207 kg、水銀式体温計 401 本、水銀式血圧計 26 個、水銀式温度計 6 本を回収しました。

● 産業廃棄物の適正処理の推進（産業廃棄物対策担当）

・ 産業廃棄物処理に関する研修会の開催

市内に事業場又は事業の本拠を有する産業廃棄物の処理業者や排出事業者を対象に、廃棄物を適正処理するために法令で定められた基準や法違反に対する処分事例など、排出事業者の処理責任のもと、産業廃棄物の適正処理の推進と処理業者の資質向上を図ることを目的として法令上の責任を認識してもらうための研修会を開催しました。

令和 6 年度は、87 人の参加者がありました。

・ 産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則 2 年に 1 回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

令和 6 年度は、排出事業者や処理業者、通報があった建設工事現場などに延べ 176 回の立入検査を行いました。

● ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用して発電を行っています。

令和 6 年度は、第 1 工場で 5,549,340 kWh、第 2 工場で 48,137,950 kWh の発電が行われました。

● 優良管理ごみ集積施設認定制度（業務課）

環境美化及び市民の良好な生活環境の確保を推進するために、分別排出ルールが遵守され、適正な管理が行われている共同住宅のごみ集積施設を優良管理ごみ集積施設として市が認定しています。認定することで、入居者のごみ分別やリサイクルの意識が高まり、ごみ集積施設の適正な維持管理につながります。

令和 6 年度は、16 箇所の施設を認定しました。

● ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などからクリーンセンターに持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや産業廃棄物が搬入されていないかの確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、ごみの減量化を進めています。

令和 6 年度は、18,223 件の持ち込みごみの確認、350 件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

施策イ 地域環境の美化

● 街の清掃（協働推進課）

・10万人わがまちクリーン運動

市制 80 周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「10万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよいさわやかなまちづくりを推進しています。

令和 6 年度は、20,700 人（「わがまちクリーン月間」参加者数を含む）が参加しました。



10万人わがまちクリーン運動

● 公園の清掃（武庫地域課）

・宮の北公園をきれいにしよう！

令和 4 年度にリニューアルオープンした宮の北公園で、地域の方々が同公園に愛着や興味を持ち、地域とともに育ち続ける公園となるよう、毎月第 2 日曜日に清掃活動を地域の方々と協力して取り組んでいます。

令和 6 年度は、11 回実施で 116 人の参加がありました。



清掃活動の様子

● 河川の清掃（河港課）

・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に引き継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成7年度より実施している事業です。

令和6年度は、115人が参加し、1,200kgのごみを回収しました。



清掃活動の様子

・市内一斉☆河川清掃大作戦

河川愛護の輪を広げていくことを目的として、様々な団体が市内各地で一斉に河川清掃を実施しています。

令和6年度は、庄下川、武庫川で実施し、ラブリバー庄下川作戦と併せて119人が参加し、1,250kgのごみを回収しました。



ごみ拾いの様子

・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成16年度から実施している事業です。

令和6年度は、市内の流域3箇所で開催され、延べ52人が参加し、可燃ごみ、不燃ごみ併せて48袋のほか、タイヤなどの粗大ごみを回収しました。



チラシ

● ポイ捨て防止啓発（業務課）

・Good マナー&クリーンキャンペーン

まちの美観を損ねるごみのポイ捨ての防止として市民・事業者・市が協働のもと実施する「Good マナー&クリーンキャンペーン」を実施しています。令和6年度は、6回実施し、延べ717人が参加しました。

また、クリーンパートナー（ボランティア）によるクリーンキャンペーンでは、令和6年度は、計17回実施され、延べ177人が参加しました。

さらに、まちなみ美化活動を行っている企業や自主活動グループを「あまがさきまちなみクリーンフェロシッパ」として認定する制度も設けています。令和6年度は、前年度の54団体から77団体と増加しました。



Good マナー&クリーンキャンペーン

・こどもとんぐ作りとペーパークラフトづくり

子どもの頃からまちなみ美化に対する意識をもってもらうために、中学生以下を対象として、ごみ拾いに使用する自分のオリジナルトンぐ作りや牛乳パックをリサイクルしてごみ収集車のクラフト作りの講座を開催しました。

令和6年度は、市民まつりで開催し、約110人が参加しました。



講座の様子

表 主な美化推進事業

事業名	事業内容	場所	実績
10万人わがまちクリーン運動	5月の第3日曜日に市内一斉のクリーン運動を実施した。	市内の駅前広場、河川敷や公園等	参加者 16,234人 収集したごみ量 16,540 kg 可燃ごみ 16,290 kg 資源ごみ 250 kg
わがまちクリーン月間	5月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。	地域の身近な場所	参加者 4,466人
ラブリバー庄下川作戦	10月12日に庄下川の河川内及びその周辺の清掃活動を実施した。	鳥洲橋～玉江橋（尼崎城址公園付近を含む）	参加者 115人 回収したごみ 1,200 kg
市内一斉☆河川清掃大作戦	10月12日に市内の河川において清掃活動を実施した。	庄下川、武庫川	参加者 119人 回収したごみ 1,250 kg (ラブリバー庄下川作戦を含む)
猪名川クリーン作戦	2月15日に市内3箇所で一斉清掃活動を実施した。	市内の猪名川流域3箇所	参加者 52人
Goodマナー&クリーンキャンペーン	市内での清掃活動の実施	市内の駅周辺6箇所	参加者 717人
駅前クリーンキャンペーン	駅周辺の清掃活動の実施	市内の駅周辺8箇所	参加者 177人

目標 3 自然共生社会の構築

■ 方針・施策

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

施策イ 農地の保全・活用

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

施策ア 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

施策イ 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

■ 指標

項目	基準	R5	R6	目標	方向性
生物多様性の認知度 (%)	35.9 (R4)	—※	—※	50.0 (R15)	↑
確認される種の数 (種)	2,233 (R4・R5)	—※	—※	現状より増やす (R15)	↑
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%)	0.8 (R4)	1.0	1.3	4.0 (R15)	↑

※ 生物多様性地域戦略の策定・改定時に把握する。

■ 取組状況

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

● 自然環境の保全・創出

・ 自然と文化の森構想の推進（園田地域課）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら多くの人が憩い、楽しみ、学ぶことができる地域にするための取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、園田地域の自然や農業、歴史を活かして取り組みたいことの提案や意見交換をする場として偶数月にプラットフォームを実施しています。

令和6年度は、プラットフォームでの提案を基に、「歴史ウォッチング企画 家族で一緒にまち探検 園田のまちの不思議発見」、「稲わらで『しめ縄』をつくろう!」、「『園田の魅力』写真企画（園田の魅力発見！写真撮影まち歩き、みんなで写真を見よう！講評会、『園田の魅力』写真展）」を開催しました。



プラットフォームの様子

・ 尼崎21世紀の森構想の推進（公園計画・21世紀の森担当）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、例年、尼崎の森中央緑地や運河で、森の会議や CANAL FRIDAY などの各種イベントが行われています。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成21年度にガイドブックが作成されており、企業においては、尼崎21世紀の森型工場緑化が進められています。令和5年度には環境省が運営する、生物多様性の保全に取り組む地域の認定制度である「自然共生サイト」に尼崎の森中央緑地が認定されました。



CANAL FRIDAY



森の会議

表 主なイベントの開催状況

開催日	イベント名	概要	実績	実施主体
毎月第4日曜日	オープンキャナルデイ	北堀キャナルベースや水質浄化施設を拠点に、憩いの場として利用するため、水質浄化活動や「水上さんぽ」などを行った。	開催回数：12回	兵庫県、運河〇〇クラブ
毎月第1土曜日	森の会議	尼崎21世紀の森構想を推進するため、団体・個人が集まり、仲間集め、企画・告知を行うためのプラットフォームを開催した。	開催回数：12回	尼崎の森中央緑地パークセンター、兵庫県、尼崎市
6月9日	森の文化祭	尼崎の森中央緑地をさらにたくさんの方に知ってもらい、来て楽しんでもらえる場所にするために開催した。	参加者数：2,000人	森の文化祭実行委員会 (尼崎市社会福祉協議会大庄支部ほか)
9月21日	SATURDAY CANAL FEVER	週末の夜に、尼崎運河で、企業で働く人々が気軽に立ち寄れるイベントを開催した。	参加者数：300人	CANAL FRIDAY PARTNERS

● 尼崎市みどりのまちづくり計画の策定（公園計画・21世紀の森担当）

令和6年3月に緑の基本計画を改定し、新たな「尼崎市みどりのまちづくり計画」として令和6年度からスタートさせました。

新たな計画では、公園、河川、民有地の樹木等緑の空間に加え、これらを活用した人々の活動を「みどり」と表現し、身近な公園の機能分担やローカルルールづくり、Park-PFI制度等の民間資金を活用した大規模公園のリノベーションなどに取り組む「みどりでまちつなぎ」、みどりの普及啓発の新たな担い手を育てる講習会の実施や魅力を感じる情報発信の充実などに取り組む「みどりでひとつなぎ」、防災、生物多様性の保全、環境教育などに取り組む「みどりで未来つなぎ」の3つを基本方針として、今後10年間で、みどりによってまちの価値を高めよりよいまちを目指し、これまで培ってきたみどりを未来へ継承します。

● 生き物に対する理解の醸成

・ 尼崎の自然ハンドブックの配布（環境創造課）

生物多様性とはなにか、わかりやすく漫画で解説するとともに、本市の自然や生き物たちをまとめたハンドブックを令和6年3月に作成しました。「公園」「川」「田畑」などの場所ごとに生息・生育する生き物をまとめており、本ハンドブックを持って、尼崎の自然へ出かけられるようになっているとともに、場所ごとの自然との親しみ方（虫の取り方など）や、市民が参加できる活動なども紹介しています。

本ハンドブックは、市内の小学生を対象に実施している「あまがさき環境学習プログラム」のうち生物多様性の講座を選択したクラスの児童に配布しています。

令和6年度は、629人の児童に配布しました。



尼崎の自然ハンドブック

・公園等の自然を活用したイベントの開催（公園計画・21世紀の森担当）

市内の公園にある自然を活用して野鳥や昆虫を観察するなどのイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物や自然に触れる機会を提供しています。

令和6年度は、「セミ羽化観察会」や「園内の川で生き物探し」などの子育て世帯の親子を対象とした体験型の教室である「みどりの学校」や園内にある見ごろの植物のガイドなど計20回のイベントが行われ、763人が参加しました。

・魚つり公園の管理（公園維持課）

本市には武庫川河口に栈橋型の魚つり公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

魚つり公園は昭和57年10月8日にオープンし、橋長200m（幅8m）の釣り栈橋のほか、展望台や管理等が設置されており、ファミリーフィッシングの場として広く市民に利用されています。

令和6年度は、45,084人の利用がありました。

・野良猫不妊手術助成金交付説明会の開催（生活衛生課（動物愛護センター））

本市では、野良猫によるトラブルを低減させるために生息数を減らすことを目的とした不妊手術費用の助成を行っています。

効果的に野良猫対策を進めていくために、助成にあたっては、猫の特性や野良猫対策に関する活動の仕組みや注意点、事例などを学ぶための説明会への出席が必要となります。

令和6年度は、33人が受講しました。

・幼児木育事業（環境創造課）✍

子どもたちが「遊び」を通じて木への親しみや森林の大切さの理解を深めることを目的として、令和6年度から、尼崎市内の5歳児が在籍している幼稚園・保育園などへ木育用品（兵庫県産木材を使用した積み木や、森林の役割、木の利用意義を伝える紙芝居や絵本など）を配付しています。

令和6年度は、70施設（5歳児1,928人在籍）に木育用品を配付しました。

● 花・緑と触れ合う機会の創出

・あまがさきグリーンフェスタ2023の開催（公園計画・21世紀の森担当）

緑化普及の一環として開催している「あまがさきグリーンフェスタ」は、昨年度に引き続き、子育て世代に緑や自然とふれあう機会を提供することに重点を置いた「参加・体験型のイベント」として実施しました。多くの緑化協力団体等の出店により、令和6年度は、約4,800人の参加がありました。

・園芸・緑に関する講習会の開催（公園計画・21世紀の森担当）

上坂部西公園の緑の相談所を中心に、クリスマスローズなど人気の植物の育て方や、しめ縄やおひな様のフラワーアレンジメントなど季節の装飾品づくりに関する幅広いテーマの講

習を開催しました。また、植物に関する学びの観点に「国際交流・理解」を加えた講習会「世界の植物と暮らし」シリーズを生涯学習プラザでも実施するなど、多くの方に緑への関心を持ってもらう機会を提供しました。

表 講習会の開催状況

講習会名	概要	回数	参加者（人）
一般講習会	花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園などにおいて、菊作り・小品盆栽・阜月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。	54	876
依頼講習会	自治会などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。	4	96
体験型花壇講習会	上坂部西公園などにおいて花壇の植え替えなどの講習会を実施した。	6	54

・農業公園の魅力向上（農政課）

農業公園内の植物（バラ・ボタンなど）の管理や除草作業をボランティアの方々と協力しながら行い、植物の管理作業を通じて植栽管理のノウハウの習得や農業に対する意識の醸成を図っています。また、立地と自然と緑豊かな環境を活かし、生物多様性や環境問題について学ぶことができる観察会や学習会及び体験イベントを開催しています。

令和6年度は、11回の講習会を開催し、延べ139人のボランティアが参加しました。また、体験イベントなどを23回実施し、1,815人が参加しました。

・緑に関する展示会の開催（公園計画・21世紀の森担当）

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。

令和6年度は、29回の展示会を開催し、17,560人の来場者がありました。

また、例年開催している尼崎さつき展、尼崎菊花展について、令和6年度は、それぞれ1,148人、3,243人の来場者がありました。



尼崎きく祭（第73回尼崎菊花展）

表 展示会の開催状況

展示名	概要	回数・期間	来場（人）
緑化展示会	上坂部西公園の緑の相談所や温室、展示施設などにおいて小品盆栽展や洋ラン展など各種緑化に関する展示会を実施した。	29回	17,560
尼崎さつき展	尼崎城址公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った	5月18日 ～5月26日	1,148
尼崎市菊花展		11月3日 ～11月16日	3,243

・緑に関する相談（公園計画・21世紀の森担当）

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園に相談所を設置し、（公財）尼崎緑化公園協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、本市ホームページでのFAQの充実を図り、インターネットでの対応も行っています。

令和6年度は、上坂部西公園で4,097件（2,397人）の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

相談数	相談内容									
	花卉	そ菜	果樹	樹木	地被菌類	土壌・肥料	病害虫	植栽計画	同定	その他
4,097	1,051	372	179	652	15	687	425	356	294	66

備考1 市外居住者からの相談 426件を含む

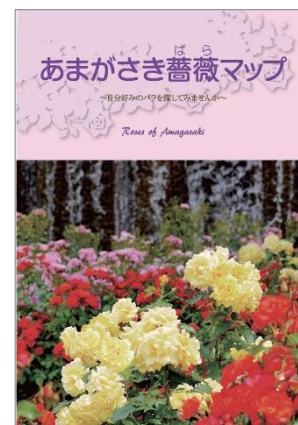
備考2 電話相談 1,361件を含む

・情報の発信（公園計画・21世紀の森担当）

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

四半期に1回の発行で、四季それぞれに開催する講習会などの内容をコンパクトに市民に周知しました。また、ブログや本市ホームページでも緑に関する情報を発信しているほか、Facebook ページ「アマグリ～amagasaki greening～」を開設し、市民への周知を図っています。

令和6年度は、昨年度発刊の「あまがさき薔薇マップ～自分好みのバラを探してみませんか～」を記念して、「もじあつめスタンプラリー」を実施しました。このスタンプラリーを通じて、市内7箇所のバラ園の見所や、尼崎市オリジナルの品種「ローズあまがさき 2016」を紹介しました。



あまがさき薔薇マップ

● 花・緑づくりの推進

・街なみ街かど花づくり運動（公園計画・21世紀の森担当）

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽しませることができる花壇スペースを見つけ、花づくり運動を進めています。

令和6年度は、110グループ（426人）と個人会員10人の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

・花のまちあまがさきチューリップ運動（公園計画・21世紀の森担当）

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成11年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同運動の普及・啓発を行っています。

令和6年度には市内の24箇所に大型市民花壇が作られ、JR尼崎駅周辺（約13,200本）や阪急武庫之荘駅周辺（約2,700本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。



JR尼崎駅南ロータリー

・武庫川髭の渡しコスモス園の整備（公園計画・21世紀の森担当）

武庫川河川敷の古くから「髭の渡し」と呼ばれている一帯は、ごみの不法投棄などで一時は荒れ果てていました。しかし、地元住民が中心となる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとする多くのボランティアの努力により、見事なコスモス園として生まれ変わらせることができました。

秋には約13,000m²の敷地に、約550万本のコスモスが咲いています。また、コスモス園の魅力を広く発信するためにInstagramを活用したフォトコンテストを開催しています。

令和6年度は、前年度に引き続き地域住民や一般参加の市民を募り、種まきを行いました。



令和6年度フォトコンテスト（最優秀賞）

● 水辺の保全

・21世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（公園計画・21世紀の森担当）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な21世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでにPR用のDVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のことについて知ってもらうために、環境体験事業の充実を図っています。

兵庫県が運河を学ぶための施設として整備した水質浄化施設や北堀キャナルベースを利用し、令和6年度は、2回の環境学習を行い、延べ162人が参加しました。

また、臨海地域の魅力を広く伝えるため、尼崎キャナルガイドの会がキャナルウォークを3回実施し、43人の参加があり、魅力発信の一翼を担っています。



環境学習の様子

・むこっ子ロードの整備（武庫地域課）

清流にこころふれあう道づくり事業として、むこっ子ロード整備実行委員会に委託し、武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路とそれを含む学校園の空間を地域に開放して清流や生き物と触れ合うための交流の場として整備を行っています。

令和6年度は、武庫小学校と連携し、3年生が環境学習として、ホタルの飼育小屋でカワニナや幼虫を育てるなどホタルの住む環境づくりに取り組みました。また、むこっ子ロード水路周辺の整備として、花壇の整備や草抜き、水路の清掃等を行いました。



ピカリンガーデン開所式の様子

施策イ 農地の保全・活用

● 農地の利用・保全（農政課）

・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備

児童を含むあらゆる市民を対象に、土と触れ合う機会を提供し、都市農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と保全を図っています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

地区	市民農園		学童農園		体験型市民農園	
	数	面積（m ² ）	数	面積（m ² ）	数	面積（m ² ）
中央	—	—	—	—	—	—
小田	—	—	—	—	—	—
大庄	—	—	—	—	1	1,322
立花	4	3,217	2	934	—	—
武庫	8	6,222	—	—	—	—
園田	8	10,153	—	—	—	—
計	20	19,592	2	934	1	1,322

・農地の担い手マッチング

相続や高齢等により農地の維持が難しくなったなど、農家のさまざまな事情により営農が難しくなった農地を有効活用するため、農業をしたいと考えている方とのマッチングを行っています。

令和6年度は、2件で1,718 m²の農地の貸借が実現しました。

表 年度別農地の担い手マッチング件数・面積

年度	件数	面積 (m ²)
R1	6	6,977
R2	0	0
R3	6	6,765
R4	4	4,721
R5	4	3,107
R6	2	1,718
合計	22	23,288

・タケノコ掘り体験の実施

農業公園にある竹林において、市民を対象としたタケノコ掘り体験を実施しています。普段、体験することのできない農作業を行う機会を提供することで、農業に関心をもってもらいきっかけとするとともに、楽しみながら竹林管理に協力をしてもらっています。

令和6年度は、201組の応募があり、抽選に当選した10組が参加しました。



タケノコ掘りの様子

● 農業経営の支援

・尼崎市認定農業者制度の運用（農政課）

貴重な都市農地を維持・保全していくために、尼崎市認定農業者制度に基づき農業経営に関する計画の認定を受けた方を「認定農業者」（新たに農業を始めた方は「認定新規就農者」）として、市の都市農業活性化推進事業での補助上限額のかさ上げのほか、低金利での融資や税制の特例の適用、国の農業次世代人材投資資金の交付などにより意欲ある農業者を支援しています。

令和6年度は、1件の認定の更新がありました（新規の認定はなし）。

・「あまやさい」の普及啓発（農政課）

尼崎市内産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、都市農業について多くの消費者に知ってもらうことを目的として、「あまやさい」のロゴ入りのエコバッグやリーフレットを作成し、JA 兵庫六甲の直売イベントや農業祭などで配付を行いました。

また、尼崎市そ菜品評会では出品された「あまやさい」を希望する子ども食堂に提供するとともに、農地が少ない地域において効果的に周知するため、開明庁舎、大庄北生涯学習プラザ、立花南生涯学習プラザの3箇所に設置した「あまやさい」販売機を活用し、PRを行っています。



エコバッグ

・農業の振興（農政課）

農業振興を目的に、令和 3 年度から農家が希望するメニューを自由に選択できる補助制度を新設しました。また、農業祭において、そ菜品評会を行うなど、市民の都市農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農環境や意欲の向上を図っています。

令和 6 年度は、肥料、結束帯、「あまやさい」ロゴ入りの防曇加工を施した鮮度保持袋に加え、農業残渣、有害鳥獣、施設園芸や露地栽培、農機具、農業体験等に関するメニューについて、127 世帯に補助金を交付しました。



ロゴマーク

・伝統野菜の普及（農政課）

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「^{あま}尼^{いも}薯」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼薯を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼薯の^{つる}蔓を材料とした佃煮などの製造も行われており、農家や農業協同組合（JA）、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。

尼薯については、令和 6 年度は、栽培農家数 4 戸で 500 kg の収穫がありました。



収穫作業の様子

・田能の里芋栽培講座の開催（園田地域課）✍

尼崎の伝統野菜「田能の里芋」の魅力や認知度の向上を図るため、田能の里芋を栽培している市民団体と連携し、園田東生涯学習プラザで里芋栽培講座や収穫祭を開催しました。また、令和 6 年 10 月に田能の里芋を栽培している市民団体や関係機関によって「田能の里芋ブランド化推進協議会（田能の里芋の会）」が設立されたことを記念し、毎年 3 月 10 日を「サトイモの日」として、里芋の栽培講座を行うなど、一人一株運動を推進しています。

令和 6 年度は、『はじめての田能の里芋栽培講座』と『里芋収穫祭』を各 1 回開催し、24 人が参加しました。また、田能の里芋の会設立後、初めてのサトイモの日の記念事業『家庭でできる田能の里芋栽培講座』には 37 人が参加しました。

● オーガニック給食の提供（学校給食センター担当）✍

学校給食に有機農産物（有機 JAS 認証を受けている農産物）を使用することにより、児童生徒が環境や農業、地産地消への理解を深め、学校における食育の推進・学校給食の充実を図っています。

令和 6 年度は、1 回、市立中学校 17 校（1 万食）で有機米と有機みそを使用したオーガニック給食を本市の給食で初めて提供しました。また、当日の献立で、「あまやさい」である田能のさといもを加工したコロッケも提供しました。

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

● 生垣設置の推進（公園計画・21世紀の森担当）

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

令和6年度は、生垣の設置助成はありませんでした。なお、これまでに247件、総延長3,414.24mの生垣に対して助成を行っています。



生垣の設置

● 県民まちなみ緑化事業（公園計画・21世紀の森担当）

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

令和6年度は、4件が補助金の交付を受け、970.9 m²の緑地が造成されました。

● 生産緑地の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努めています。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

市街化区域内農地 (ha)	生産緑地 (ha)
73.9	65.5

(令和7年1月1日現在)

● 防災協力農地の登録（農政課）

甚大な災害時に備え、緊急的な逃げ場所、安否確認や負傷者の応急処置のための空間等、災害発生時の多目的な用地として活用するとともに、農地の重要性について広く住民の関心と理解を深め、農地の保全と都市農業の振興を図るため、農地所有者へ「防災協力農地」への登録を募っています。

令和6年度末現在は、約7.4 haの農地を登録しています。

■ 取組状況

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

施策ア 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

● 身近な自然の保全

・保護樹木・保護樹林の指定（公園計画・21世紀の森担当）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かかって築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

令和6年度は、障害枝剪定等に対し3件の助成を行いました。しかし、近年は、樹林の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなっています。



保護樹木（時友神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

種類		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
樹木（本）		63	61	60	63	65
樹林	箇所数	46	46	47	47	48
	面積（m ² ）	80,892	80,892	81,528	81,528	81,891

・猪名川自然林の再生実験（公園維持課）

本市の北東部を流れている猪名川は、S字形に蛇行していた河道であったことなどから大雨などによって、たびたび氾濫が発生していたため、昭和40年代に河道を直線化する河川改修が行われました。一方で、たびたび氾濫が発生するという環境は河畔に多数のエノキやムクノキからなる特徴的な樹林を成立させることとなり、この自然性の高い樹林は「猪名川自然林」として保全されることとなりました。



活動の様子

しかしながら、河川改修後には氾濫が発生しなくなったことや樹林内に植樹が行われたことなどから樹林の環境が変化し、次第に落葉広葉樹（冬季に落葉する樹木）が優占する樹林からクスノキなどの常緑照葉樹（冬季に落葉しない樹木）が優占する樹林へと変化しており、暗くうっそうとした樹林となっています。こういった状況を改善し、本来の姿を保全していくための活動として、自然と文化の森協会と協力しながら自然林の再生実験を行っています。

令和3年度から行っていた芽生えの調査を終え、令和6年度からはエノキやムクノキの間引きや下草の処理等の保全生育再生実験を行っています。

● 重要種の生息環境の保全（環境創造課）

・ヒメボタルの生息環境の保全啓発

市民団体と協力して尼崎市農業公園においてヒメボタルの観察会を実施しました。ヒメボタルはゲンジボタルやヘイケボタルのような水生のホタルとは違い、陸生のホタルで、雌は翅が退化しており、飛ぶことができません。そのため、生息環境が悪化した場合に、容易に生息場所を移動することができず、現在の生息環境を保全することが重要とされています。

観察会を通じ、兵庫県版レッドリストにも登録されている希少なヒメボタルが市内に生息していることを知ってもらい、身近な生き物に関する理解・関心の醸成や生物多様性の概念・重要性の啓発を行っています。

令和6年度は、107人が観察会に参加しました。

・ヒメボタルの生息環境の維持管理

尼崎市農業公園においてヒメボタルの生息環境の保全に係る調査を行い、同公園の整備及び今後の生息環境の維持管理に活かしています。

令和6年度は、ヒメボタルの成虫調査（発光調査）（5月）及び幼虫調査（11月）による分布範囲の把握並びに個体数増加のための課題及び改善策の検討を行いました。

成虫調査では発光ピーク時に約60個体の発光が確認できました。また、幼虫調査では1個体を捕獲できました。幼虫調査は市民参加型で実施し、2日間で延べ78人が参加しました。

● 有害動物への対応（農政課）

本市では、特定外来生物であるアライグマとヌートリアによる農作物や市民生活への被害等が増加しているため、平成21年3月に策定した防除実施計画に基づき、防除を行っています。

令和6年度は、アライグマ18頭、ヌートリア2頭を捕獲・処分しました。

● 特定外来生物への対応（環境創造課）

令和5年4月に本市南東部において、特定外来生物であるアルゼンチンアリが確認されました。アルゼンチンアリは非常に繁殖力が強く、定着した地域では生態系へ影響を及ぼす恐れや屋内へ侵入し食品に群がるなど不快害虫として日常生活に影響を及ぼす恐れがあるため、本市では防除作業を継続して実施しています。

令和6年度は、生息が確認された範囲及び生息の可能性のある範囲を防除範囲に設定し、防除作業を実施しました。



チラシ

施策イ 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

● 工場緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき 10,000 m²以上の敷地を有する工場においては、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました（昭和57年度末 94社、104工場 緑地面積 約651,000 m²）。

平成22年4月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。

令和6年度末時点では、83社（91工場）で緑地面積が約573,687 m²（累計）となっています。



工場緑化

● 地域に応じた工場の緑化（産業政策課）

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、工場の操業環境の維持・保全をしながら、工場緑化による周辺地域との調和に努めています。

令和6年度は、本制度の利用が3件ありました。

● 開発事業緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が500 m²以上3,000 m²未満の共同住宅又は500 m²以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。

令和6年度は、62件、計4,157.98 m²の緑化協定を締結しました。また、新たに制定した沿道緑化の誘導基準により、引き続き、質の高い緑化を進めていきます。



集合住宅における開発緑化

● 建築物緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では、平成14年10月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が1,000 m²以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の20%以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

令和6年度は、11件、計5,002.35 m²の建築物緑化の届出がありました。



商業施設における建築物緑化

目標 4 安全で快適な生活環境の保全

※ 本節は尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

(監視、測定等及び公表)

第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

■ 方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

施策ア 大気環境の保全

施策イ 水環境の保全

施策ウ 静けさの確保

施策エ 土壌・地盤環境の保全

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

■ 指標

項目	基準	R5	R6	目標	方向性
大気汚染に関する環境基準の達成率 (%)	92.1 (R4)	91.9	78.4	100 (R15)	↗
水質汚濁(河川・海域)に関する環境基準の達成率 (%)	97.1 (R4)	97.6	97.4	100 (R15)	↗
騒音(自動車)に関する環境基準の達成率 (%)	97.7 (R3)	97.9 ※1	—	100 (R15)	↗
騒音(新幹線)に関する環境基準の達成率 (%)	87.5 (R4)	94.4	100	100 (R15)	↗
騒音(航空機)に関する環境基準の達成率 (%)	100 (R4)	100	100	100 (R15)	→
公害規制に係る不利益処分等の件数(件)	0 (R4)	0	0	0 (R15)	→
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%)	49.7 (R4)	— ※2	— ※2	現状より改善する (R15)	↗

※1 令和 6 年度実績が未公表のため、令和 5 年度実績を最新の値として掲載している。

※2 環境基本計画の策定・改定時に把握する。

■ 現状

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率が改善傾向にあり、二酸化硫黄や一酸化炭素、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素の達成率は 100 %でした。なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、9 年連続で全測定所（一般環境大気測定所 1 地点、自動車排出ガス測定所 5 地点）で環境基準を達成しました。その一方で、全国的に達成率の低い光化学オキシダントについては本市においても達成が難しく、令和 6 年度の達成率は 0 %でした。また、浮遊粒子状物質については、全局で環境基準の長期的評価を達成しましたが、短期的評価が 7 箇所の測定所で非達成でした。
- ・ 水質については、公共用水域（河川・海域）において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）や COD（化学的酸素要求量）については、達成率が 100 %でした。また、地下水については、クロロエチレンが一部の地点で環境基準を達成していませんでしたが、その他の項目は、すべて環境基準を達成していました。
- ・ 幹線道路沿道における騒音については、一部の地域で環境基準が達成できていませんが、高い達成率となっています。また、航空機騒音については、環境基準を達成している状況が続いている一方で、新幹線沿線の騒音については、概ね環境基準を達成しているものの、一部の地点が非達成となっています。

■ 取組状況

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

施策ア 大気環境の保全

大気（一般環境）

● 一般環境大気の常時監視（環境保全課）

一般環境大気を監視するため、市内3地点（立花北小学校測定所（北部）、国設尼崎大気環境測定所（中部）、琴ノ浦高校測定所（南部））に測定所を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去10年の傾向としては減少傾向にあります。



立花北小学校測定所（小学校屋上）

・ 北部

令和6年度は、光化学オキシダントの環境基準は非達成でした。また、浮遊粒子状物質は環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価は非達成でした。その他の項目は、いずれも環境基準を達成していました。なお、近年は二酸化硫黄については低い濃度で推移しており、二酸化窒素についてもほぼ横ばいで推移しています。

・ 中部

令和6年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。また、PM_{2.5}の濃度については減少傾向からほぼ横ばいで推移しており、令和6年度は、前年度に引き続き環境基準を達成していました。

・ 南部

令和6年度は、光化学オキシダントの環境基準は非達成でした。また、浮遊粒子状物質は環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価は非達成でした。その他の項目は、いずれも環境基準を達成していました。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質調査においても結果はすべて環境基準を達成していました。

● 大気汚染防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設や特定施設等を設置している事業所に対して法令の遵守状況及び事故時、緊急時の状況確認を行うために立入検査を行っています。

令和6年度は、23件の立入検査を行いました。

● 環境保全協定等に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するため、環境保全協定等に基づき、排出ガスの多い40社42事業所を対象に大気汚染物質の排出量、燃料・原料使用量を調査しています。

・大気汚染物質の排出状況

令和6年度の硫黄酸化物排出量は約10t（前年度比20.4%減）、窒素酸化物排出量は約385t（前年度比9.3%減）でした。

・燃料・原料の使用量

令和6年度の液体燃料使用量は約12千kL（前年度比0.2%減）、固体燃料使用量は約2.6万t（前年度比10.2%減）、気体燃料使用量は約19万kNm³（前年度比3.4%減）でした。

● 光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に窒素酸化物排出量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、特別監視期間中市内3地点でオキシダント濃度を常時監視するとともに、広報発令時には本市内における光化学スモッグの広報発令情報をより早く周知するため、各公共施設での広報板掲示、庁内放送、本市ホームページでの発令情報の発信等を行うことにより周知体制を整えています。

令和6年度は、本市域における広報等の発令はありませんでした。

● 微小粒子状物質（PM_{2.5}）への対策（環境保全課）

PM_{2.5}は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル、1μm=0.001mm）以下の物質のことをいい、工場からのばい煙や自動車からの排出ガスなどの人為的に発生するものと、黄砂や森林火災などの自然から発生するものがあります。

兵庫県では、PM_{2.5}の大気中の濃度が「日平均値で1m³中70μg（マイクログラム、1μg=0.001mg）を超えると予想される場合」には、注意喚起情報を発信することとなっています。

兵庫県から注意喚起情報が発信された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすなど吸入を減らすことに留意する必要があります。

本市では注意喚起情報が発信された場合には、本市ホームページへの掲載や尼崎市防災netによる電子メールの送信などにより注意喚起を促すこととしています。

令和6年度は、本市域における注意喚起情報の発信はありませんでした。

● 大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11月から翌年1月までの3か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理を本市ホームページ等で市民・事業者呼びかけています。

大気（沿道環境）

● 沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7地点の測定所において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境では二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM_{2.5}などは濃度が高くなる傾向にあります。令和6年度は、浮遊粒子状物質は全測定所で環境基準の長期的評価を達成しましたが、短期的評価は5地点の測定所で非達成でした。その他の項目は、いずれも全地点で環境基準を達成しており、全体的には横ばいから僅かに減少傾向にあります。



武庫荘総合高校測定所
(県道尼崎宝塚線)

● 環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定所における常時監視のほか、測定局のない道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

令和6年度は、延べ7地点で測定を行いました。測定結果については、市内の測定所と比べて特に問題となる地点はありませんでした。

車両の老朽化のため、令和6年度の測定をもって廃止となりました。



あおぞら号

● 国道43号における道路・沿道対策

・ 環境防災緑地の整備（都市計画課）

広域防災帯に指定された国道43号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、その沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発事業者案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成7年度の買取制度開始以降、市域内の当該沿道において令和6年度末までに整備された緑地などの面積の合計は、約22,000 m²です。

・ 自動車騒音・排出ガス対策（環境保全課）

国道43号の道路・沿道対策として「環境ロードプライシング」や「環境レーン」の取組がなされています。

「環境ロードプライシング」は平成13年11月から試験的にスタートし、大型車の通行量を調整することで国道43号及び阪神高速3号神戸線から、沿道環境への影響の少ない阪神高速5号湾岸線に交通を誘導することを目的としています。

また、平成24年3月から国道43号の沿道側の第1レーンを「環境レーン」として位置づ

け、大型車に対して、夜間は最中央の第 3 レーンを通行するよう規制するとともに、昼間においても極力中央寄りの車線の通行を求めることで、沿道への騒音や排出ガスの影響軽減を図っています。

「環境ロードプライシング」の取組開始前の平成 13 年 2 月と令和 6 年 11 月で比較すると、関連する 3 道路における大型車交通量のうち阪神高速 5 号湾岸線の占める割合(%)は、22.2 ポイントの増加がみられました。一方で、国道 43 号と阪神高速 3 号神戸線においては、それぞれ 12.1 ポイント、10.2 ポイントの減少がみられ、「環境ロードプライシング」の取組の効果があらわれています。

さらに、環境レーン開始当初の平成 24 年 4 月と令和 6 年 11 月とで比較すると、環境レーンにおける大型車の交通量比率(%)は、東行き(大阪方面)で 3.9 ポイントの増加、西行き(神戸方面)で 3.7 ポイントの増加が見られました。

こうした取組は川崎市や名古屋市など他市にも広がりを見せております。



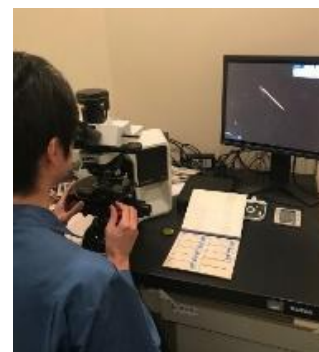
通行ルールの案内パンフレット

アスベスト(石綿)

● アスベスト環境濃度の監視(環境保全課)

令和 6 年度は、4 地点で測定し、総繊維数濃度はいずれも低い濃度でした。

また、大気中の総繊維数濃度が 1 本/L を超えた場合には電子顕微鏡による成分の確認が必要となりますが、令和 6 年度は、1 本/L を超える結果はありませんでした。



衛生研究所での検査の様子

表 一般環境中のアスベスト測定結果

項目	光学顕微鏡法			電子顕微鏡法		
	総繊維数濃度			アスベスト濃度		
測定月	5	9	1	5	9	1
測定地点						
国設尼崎大気環境測定所	0.11	0.056	0.056	—	—	—
国設尼崎自動車交通環境測定所	0.087	0.12	0.056	—	—	—
衛生研究所	0.070	0.13	不検出	—	—	—
浜小学校	0.081	0.10	不検出	—	—	—

(単位: 本/L)

備考 1 表中の測定結果は測定当時の最新マニュアルである、アスベストモニタリングマニュアル(第 4.2 版)(令和 4 年 3 月環境省)によるもの。

備考 2 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界における規制値: 10 本/L。

備考 3 WHO(世界保健機関)によると、世界の都市部における一般環境中の石綿濃度は 1~10 本/L。

● 解体・改修工事に伴う立入検査（環境保全課）

本市では、建築物の解体等工事に伴うアスベスト含有建材の見直しなどによるアスベストの飛散を防止するため、原則、各種届出書やパトロールにより把握できる解体等工事について、立入検査を行っています。令和6年度は、711件の検査を実施するとともに、不適正な作業が確認された場合は、適宜指導を行いました。

また、飛散性アスベストの除去が行われている解体等工事については、状況に応じてアスベスト濃度の測定を行い、適切にアスベストの飛散防止措置が取られていることを確認しており、令和6年度は、31地点で測定を実施しました。一方、工事の受注者は、建築物等の解体等工事の際に、アスベストの使用の有無について事前調査を行い、その結果を掲示する必要があります。市民の方々には、事前調査結果が掲示されていない場合は市へ通報していただくよう本市ホームページでお知らせしており、市民と協力して不適正な工事の防止に取り組んでいます。

● 吹付けアスベスト除去等に係る補助制度（建築指導課）

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

令和6年度は、補助がありませんでした。

● アスベストの適正処理（産業廃棄物対策担当）

アスベスト除去工事を行う際の特別管理産業廃棄物管理責任者の設置状況や除去工事の終了後の産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの交付状況について報告を求めることで、アスベストが適切に処理されているかを確認し、適宜、指導を行っています。

令和6年度は、アスベスト除去工事を行った事業者から69件の報告を受けています。

● 石綿読影の精度に係る調査（疾病対策課）

本市では、令和2年度から環境省の委託で、「石綿読影の精度に係る調査」を実施しています。この調査は令和元年度まで行った「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の結果を踏まえ、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集することを目的としています。

この調査では、市の肺がん検診（胸部検診）と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、そのX線画像について市の読影部会（一次読影）及び環境省の二次読影で石綿関連疾患に着目した読影を行い、精密検査が必要と判断された者について指定医療機関で胸部CT検査を実施するものです。

その結果について環境省に報告するとともに、恒久的な健康管理体制の構築に向けて課題等を検討しています。

● 石綿ばく露リスク調査に係る胸部CT検査費用助成制度（疾病対策課）

胸部X線画像だけでは、アスベスト診断の所見を行うための診断情報が不足すること、加えて石綿ばく露関連疾患の早期発見、健康に係る不安解消や健康管理の向上のため、石綿読影の

精度に係る調査〈環境省委託調査事業〉を新規受診する者等で、一次読影において胸部 CT 検査不要とされた市民の方が、胸部 CT 検査を希望し、受診した場合にその費用を助成しています。

令和 6 年度の受診者数は 31 人でした。

● 尼崎市アスベスト対策会議の開催（疾病対策課）

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、庁内での全体調整が必要となる案件について協議し、情報共有を図っています。

令和 6 年度は、次のとおり会議を開催しました。

表 尼崎市アスベスト対策会議の開催状況

開催日	概要
6月21日	①各種調査について <ul style="list-style-type: none"> ・令和4・5年度石綿読影の精度に係る調査事業について ・石綿健康被害救済制度における平成18～令和4年度被認定者に関するばく露状況調査報告書（(独法)環境再生保全機構）について ②アスベストセミナーの報告について（令和6年3月16日開催） ③「尼崎市災害時石綿飛散防止マニュアル」の運用について（令和5年3月作成） ④アスベスト対策に関する取組一覧について（令和4・5年度実績の報告）

悪臭

● 悪臭への対応（環境保全課）

本市では、悪臭防止法に基づき、事業活動に伴うもののうち、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある 22 物質（特定有害物質）に対し濃度規制を行っています。また、苦情や相談があった場合には現地調査を行うほか、定期的なパトロールにより再発防止に努めています。

令和 6 年度は、52 件の現地調査を行いました。

施策イ 水環境の保全

水質（公共用水域 河川・海域）

● 公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川 11 地点、海域 3 地点（運河域 1 地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。



採水の様子

・神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。令和 6 年度の測定結果をみると、水質の状況を示す代表的な指標である BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は溶存酸素量、大腸菌数で非達成の地点がありました。

・武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を發し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。令和 6 年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。

・庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。令和 6 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。

・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、令和 6 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度でした。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての地点・項目で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。

・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。令和 6 年度の測定結果をみると、海域での水質の状況を示す代表的な指標である COD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果は多少の変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度、全窒素、全燐において非達成の地点がありました。

● 水質汚濁防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

令和6年度は、35工場等に延べ152回の立入検査を実施し、延べ46工場等の排水を検査しました。その結果、1工場等で排水基準の超過が確認されました。総量規制基準については、11工場等の排水を検査した結果、総量規制値の超過はありませんでした。

排水基準を超過した工場等には、基準超過の原因究明をした上で対策を講じさせ、報告させることにより、適正な排水となるよう指導を行いました。

● 下水の適切な処理（下水道計画課）

生活排水や工場排水などの下水は下水道を通して、終末処理施設（浄化センターなど）へ運ばれます。

終末処理施設に運ばれた下水は、ごみなどを取り除かれたあと、溶解性や浮遊性の汚濁物を微生物のはたらきにより分解・沈殿され、消毒された後に、河川や海域などの公共用水域に放流されています。このため、下水道や終末処理施設は河川や海域などの公共用水域の水質保全には欠かすことのできない施設です。



北部浄化センター

令和6年度に本市で処理された下水量は87,269,372 m³となっています。

表 下水の処理状況

区域	高級処理 (m ³)	簡易処理 (m ³)	合計 (m ³)
東部	21,950,170	2,830,280	24,780,450
北部	18,858,905	3,708,330	22,567,235
武庫川	34,114,641	5,779,973	39,894,614
原田	21,965	—	21,965
庄内	5,108	—	5,108

● 下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視（下水浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

令和6年度は、立入または排水調査を106事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ123回の水質検査を行いました。

● 浄化槽の維持管理（生活衛生課）

浄化槽は、適切な使用や維持管理を怠ると汚れたままの水が河川などに流れ出てしまい、水質の悪化や悪臭の発生の原因となります。

浄化槽が本来の機能を発揮するために、浄化槽管理者に対して適切な使用方法や維持管理方法について指導しています。

令和 6 年度は、新たに 4 基の浄化槽が設置されました。

● 河川・水路の維持管理（河港課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時における流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）の沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっています。堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入支川や水路の浚渫^{しゅんせつ}を実施し、水質浄化に努めています。

令和 6 年度は、本市の事業として市内一円各水路等で 86.37 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 1,818.13 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや可動堰^{かどうせき}を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

水質（地下水）

● 地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 8 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 2 地点設定して水質調査を行っています。令和 6 年度は、概況調査では 1 地点でクロロエチレンが環境基準を非達成となりました。また、継続監視調査では 1 地点でクロロエチレンが環境基準を達成していませんでした。

施策ウ 静けさの確保

騒音・振動（一般環境）

● 騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

・工場・事業場

本市では、特定施設に関する届出や事前協議の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際に、施工業者に対して、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者を対象にカラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止についてパンフレットを配布し、説明することで啓発を行っています。

令和6年度は、12回の講習会で、656人に対して説明を行いました。

騒音・振動（自動車）

● 自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、自動車排出ガス測定所6箇所において騒音測定を行っています。

令和6年度は、上坂部西公園測定所、浜田測定所の夜間の環境基準が非達成でした。その他昼間・夜間は環境基準を達成していました。

● 自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定所を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25地点）のうち、名神高速道路（弥生ヶ丘町1）、国道171号（西昆陽1）においては、夜間のみ、国道43号（南城内2）及び国道2号（杭瀬本町3）においては、昼間・夜間ともに環境基準を達成していませんでしたが、その他21地点においては、昼間・夜間とも環境基準を達成していました。また、振動については全地点で昼間・夜間ともに要請限度を下回っていました。

● 自動車騒音の面的評価（環境保全課）

令和5年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線16路線（総延長63.7km）に面する地域にある評価対象全戸数72,637戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは71,097戸（97.9%）、昼間のみ環境基準を達成したのは900戸（1.2%）、夜間のみ環境基準を達成したのは6戸（0.01%）でした。昼間・夜間とも環境基準を100%達成しているのは、山幹通り、園田西武庫線（県道606号西宮豊中線）、近松線（主要地方道大阪伊丹線）、長洲線（県道74号尼崎停車場線）、園田橋線（主要地方道大阪伊丹線）、西川線（県道191号尼崎停車場西川線）、久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であり、最も達成率が低いのは90.2%で国道43号でした。

● 沿道環境における建築物の騒音対策（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路7路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

令和6年度の届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

道路名	届出数	届出対象戸数
名神高速道路	0	0
国道43号	3	20
国道2号	1	59
国道171号	0	0
尼宝線（県道尼崎宝塚線）	0	0
五合橋線（県道米谷昆陽尼崎線）	0	0
玉江橋線（県道尼崎池田線）	1	14
合計	5	93

騒音・振動（新幹線）

● 新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、定点調査を実施しており、令和6年度は、3地区（小中島・食満・猪名寺）18地点で調査を行いました。

騒音については、全地点で環境基準を達成していました。また、振動についても、全地点で対策指針値を下回っていました。

● 国・西日本旅客鉄道(株)に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和55年度から伊丹市、西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道(株)に対して、管内の発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

令和6年度は、騒音に係る環境基準の達成維持のために、バラストマット（騒音・振動を軽減するためのゴム製のマット）の早期全線敷設や騒音・振動が高い区間における積極的な対策、高架橋の維持管理の徹底などを要望しました。

騒音（航空機）

● 航空機騒音の常時監視・定点調査（環境保全課）

武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っており、令和6年度は、環境基準を達成していました。騒音レベルの推移をみると、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行による減便や機材の小型化の影響を受け、航空機騒音の大幅な減少が見られましたが、令和4年度以降は発着回数がコロナ禍前と同程度となったこともあり、令和6年度の航空機騒音はコロナ禍前と同程度となりました。

また、本市においても、武庫西生涯学習プラザで、年に1回の頻度で定点調査を行っており、県の測定結果と概ね同様の結果となっています。

● 国・空港・航空会社に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和39年より周辺市（豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成17年より大阪国際空港周辺都

市対策協議会へ名称変更)を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

令和6年度は、逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などに加え、遅延便の発生抑制対策の継続的な実施や空港機能の高質化と活用等について要望を行いました。

施策エ 土壌・地盤環境の保全

土壌

● 「工場跡地に関する取扱要綱」による協議（環境保全課）

2,000 m²以上の工場が事業活動を終結するとき、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行っています。

令和6年度は、0件の協議が行われました。

● 土壌汚染対策法に基づく立入検査（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、形質変更時要届出区域等の土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

令和6年度は、5事業所等に対して、5回の立入検査を行いました。

また、汚染土壌処理業の許可業者が適切に汚染土壌を処理しているかなどを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

令和6年度は、3事業所に対して、延べ12回の立入検査を行いました。

地盤沈下

● 水準測量（河港課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を概ね3年ごとに実施しています。

令和6年度の測量結果は、水準点126点、測量延長103.1 kmで、令和3年度までは、幹線路線結果の標高値を既知点としていましたが、令和6年度より国土地理院提供の標高値を既知点として算出しています。さらに全国の標高成果の改定に伴い、測地成果2024を用いているため、令和3年度までの測量結果と比較することができません。

● 地盤変動量・地下水位の観測（河港課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和46年度に塚口本町の旧グンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和29年度に西海岸町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和39年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

令和6年度と令和5年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では-0.04 mm、西海岸町では-0.42 mm、地下水位については、旧グンゼ工場地点では+0.22 m、地盤沈下は沈静化の傾向にあります（中浜町での地下水位は、機器故障のため欠測となっています）。

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

大気汚染公害による健康被害者対策

● 健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（疾病対策課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

※ 昭和 63 年 3 月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりましたが、既認定患者に対する補償給付は継続されています。

公害の歴史の継承

● 公害の歴史についての学習（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジと協力して開発した本市における公害の歴史を学ぶためのプログラムである「KOGAI QUEST（公害クエスト）」を実施しています。本プログラムは、公害が深刻だった当時の様子を聞くことや公害に縁のある場所の見学といった一般的なプログラムではなく、簡単なシナリオを読み、様々な役割・立場（事業者、行政、市民、医者など）を演じるロールプレイング形式のプログラムとすることで、自分の暮らすまちで「公害」という難しい問題に直面した際に、解決に向けてどのように考え、行動をしていくのかをより深く学ぶことができる内容となっています。

令和 6 年度は、みんなのサマーセミナーでプログラムを紹介し、計 20 人の参加がありました。



みんなのサマーセミナーでの様子

● アスベスト写真展の開催（疾病対策課）

アスベスト問題を広く知ってもらうとともに、風化させない取組の一つとしてアスベストの患者会と協力して、市内 13 箇所でアスベスト写真展を開催しました。



アスベスト写真展の様子

● アスベスト問題の啓発（疾病対策課）

一般環境を経由した石綿ばく露が明らかになった、クボタショックとアスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会の開催に合わせて、アスベスト問題を風化させない啓発取組として、3日間に渡って尼崎城をブルー（青色）にライトアップを行い、アスベストの健康被害について考える機会となりました。



ライトアップの様子

● 環境監視測定データからみる尼崎市の環境の展示（環境保全課）

かつて公害のまちと呼ばれていた本市の環境が、市民・事業者・行政の協力による地道な活動により大きく改善してきたことなどをより多くの方に周知し、興味を持ってもらうため、イベント時などに測定値の推移、写真、測定機器などを用いて分かりやすく展示しています。

令和6年度は、開明庁舎での常設展示やエコあまフェスタ、市民まつりで展示を行いました。



エコあまフェスタでの展示の様子

施策力 有害物質・環境リスクへの対応

有害化学物質

● ダイオキシン類の常時監視（環境保全課）

大気については1地点（琴ノ浦高校）で年4回、水質と水底の底質については4地点（庄下川橋、尾浜大橋、尾浜橋、南豊池橋）で年1回、土壌については1地点（琴ノ浦高校）で年1回の調査を行いました。

令和6年度は、すべての地点・項目で環境基準を達成していました。

● ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理（産業廃棄物対策担当）

PCB廃棄物については、法令で定められた期限までに、適正に処分する必要があります。

高濃度PCB廃棄物については、平成27年度から市内自家用電気工作物設置者1,737事業者を対象にPCB含有機器の保有に関する調査を行いました。また、平成30年度からは経済センサスデータ（従業員数10人以上の事業所）を利用したPCB使用安定器の保有に関する調査も開始し、市内のPCB廃棄物の掘り起こし等を行った結果、令和6年3月末までにJESCO大阪事業所及び北九州事業所において計99,590台（トランス41台、コンデンサ4,458台、PCB油220缶、安定器・汚染物94,871台）の高濃度PCB廃棄物について処理を完了しました。

令和6年度は、新たに14事業所において高濃度PCB廃棄物計97台（コンデンサ22台、PCB油6缶、安定器・汚染物69台）が発見されたことから、環境省近畿地方環境事務所等な

どと連携し、JESCO 北海道事業所での処理に向け、手続きを支援しました。

また、低濃度 PCB 廃棄物については、令和 9 年 3 月末が処理期限であることから、期限内処理の指導・啓発を行いました。

快適環境

● 空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂するほか、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例の規定に基づき、空地の所有者等に対し、雑草の刈取り、廃棄物が不法に投棄されない措置などの適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

令和 6 年度は、57 件の指導を行いました。

目標 5 経済のグリーン化

■ 方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

方針② 環境に配慮した事業活動を行います

施策ア 環境配慮経営の実践

施策イ 環境影響評価制度の活用

■ 指標

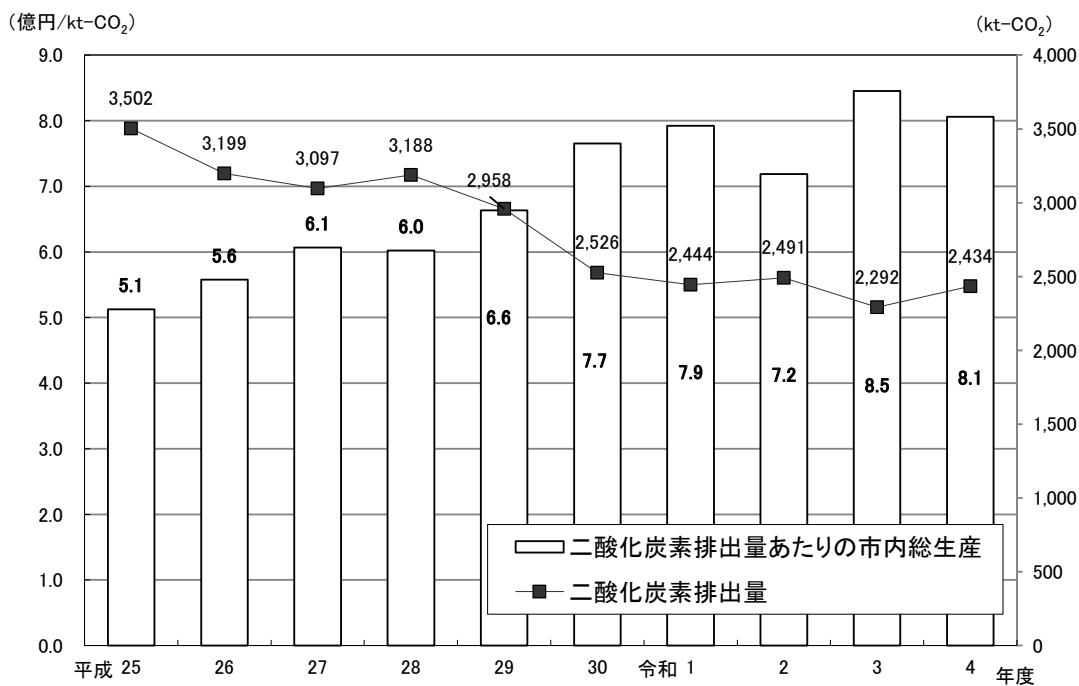
項目	基準	R4	R5	目標	方向性
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産 (億円/kt-co ₂)	8.5 (R3)	8.1 ※	—	現状より改善する (R15)	↗
最終処分量あたりの市内総生産 (億円/t)	0.32 (R3)	0.29 ※	—	現状より改善する (R15)	↗

※ 令和5年度実績が未公表のため、令和4年度実績を最新の値として掲載している。

■ 現状

- ・ 環境と経済の関係性について、二酸化炭素排出量あたりの市内総生産の推移をみると、令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度は、本市の二酸化炭素排出量が増加したため、前年度に比べ数値が悪化しています。

図 二酸化炭素排出量あたりの市内総生産の推移



備考1 令和5年度実績が未公表のため、令和4年度実績を最新の値として掲載している。

■ 取組状況

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

● エシカル消費に関する啓発（生活安全課）

エシカルとは「倫理的な」という意味の単語であり、エシカル消費とは環境や人権などに配慮された商品やサービスを選択して購入することをいいます。

どういった買い物がエシカル消費につながるのか、どういった商品・サービスが環境に優しいといえるのかといったことを学べる講座を開催しています。

令和6年度は、くらしの中で無理をせずにできるエシカル消費行動について学べる講座を開催しました。



チラシ

表 取組内容

開催日	概要	参加者（人）
11月29日	楽しく学ぶ省エネ生活	45

● コドコドコエコイベントの実施（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催活動で、経済活動と環境の両立を目指し環境に配慮した取組を行っている事業者による講座や施設見学などを通し、環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発を行います。

令和6年度は、市内企業（ヤマト運輸(株)尼崎中浜営業所）の協力のもと、環境課題への取り組みの紹介や営業所見学を行う「コドコドコエコ」を実施し、20人の参加がありました。



チラシ

● あまがさきエリア ものづくりパビリオンの開催（産業政策課）

脱炭素経営にチャレンジする市内企業の魅力発信と地域産業の活性化を目的に、企業、学生、産業団体、金融機関等と連携し、市内の企業をめぐる工場見学ツアーや尼崎商工会議所でのブース展示、商業施設でのモノづくり体験のワークショップなどを開催しています。

令和6年度は、工場見学ツアーに約200人、ワークショップに約3,700人、計約3,900人が参加しました。

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

● 脱炭素に向けた支援制度に関するガイドブックの作成（環境創造課）

産業部門や業務部門から排出される二酸化炭素排出量の削減を一層進めていくためには、省エネ設備・再生可能エネルギーなどの導入が必要となります。しかし、一般的にこのような設備は高額な場合が多く、簡単に導入ができるものではありません。そこで、国や兵庫県、本市における補助金・減税などの支援制度をガイドブックとして取りまとめ発行し、尼崎商工会議所との連携などにより市内事業者に配布することで、積極的な導入を促しています。

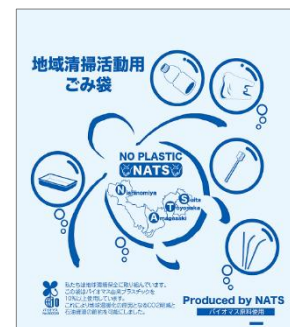
令和 6 年度向け	
脱炭素に向けた支援制度 ～中小企業等向けガイドブック～	
STEP 【00】	脱炭素・カーボンニュートラルについて知る P.1
STEP 【01】	自社の排出量等を把握する P.7
排出量等を削減する	
STEP 【02】	(1) 省エネ設備を導入したい P.8
STEP 【03】	(2) 再生可能エネルギーを導入したい P.18
STEP 【04】	(3) エコカー等を導入したい P.20
STEP 【05】	(4) 社会や環境等への貢献を促したい P.28
STEP 【06】	(5) その他 P.26
令和 6 年 6 月(第 1 版) 尼崎市	

ガイドブック

● バイオマスプラスチックを使用した地域清掃用ごみ袋の作成（業務課、ごみ減量政策担当）

令和 3 年 7 月に NATS4 市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市）で締結した「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」に基づく取組として、令和 4 年度に植物などを原料に作られた環境負荷の小さいバイオマスプラスチックを使用した地域清掃用ごみ袋を作成しました。

令和 6 年度は、前年度に引き続き、地域清掃で活用しています。



地域清掃用ごみ袋

方針② 環境に配慮した事業活動をします

施策ア 環境配慮経営の実践

● 環境関連産業の育成（イノベーション推進担当）

・ 起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに入居する場合に賃料を補助しており、補助率は月額賃料の 1/4 となっていますが、環境分野に関する事業者については補助率を 1/2 とし、重点的に支援を行っています。

令和 6 年度は、新規入居が 0 件、継続入居者が 7 件、そのうち環境分野に該当したのは 1 件でした。



● 環境経営の促進

・ 環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク（エコカンパニーネットワーク）を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進しています。

令和 6 年度末時点では、66 社 68 名がネットワークに参加しています。

・ 入札における環境マネジメントシステムの評価（契約課）

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及促進を進めていくため、本市での建設工事に関する入札に参加する事業者のうち、市内事業者で環境マネジメントシステムの認証を受けている場合、加点を行っています。

令和 6 年度・令和 7 年度の競争入札参加資格者名簿に登載のある建設工事の市内事業者のうち 53 事業者が加点を受けています。

・ 中小企業に対する省エネ活動の支援（環境創造課）

無料省エネセミナーを開催し、事業者が活用できる省エネの取組や本市の省エネ支援制度の概要やエコアクション 21 認証取得の啓発などについて講演を実施しています。

令和 6 年度は、商工会議所や尼崎信用金庫等と連携し、国や県、市の支援制度を紹介する脱炭素経営セミナーを 2 月に開催し、51 人の参加がありました。

・脱炭素化設備等の導入促進支援（産業政策課）

脱炭素社会の実現に向け、市内の中小企業の脱炭素経営を推進するため、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた再生可能エネルギー設備や、高効率空調設備などの省エネルギー設備の導入に際し、エネルギー消費の現状把握のため「省エネ診断実施事業者」として登録された市内の電気事業者による簡易省エネ診断の受診費用を補助し、その診断結果に基づいた既存設備の運用改善や新たな設備等の導入などの提案、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する補助金などにより、切れ目なく伴走型の支援を行っています。

令和6年度は、省エネ設備23件（補助対象設備の内訳（重複申請あり）：空調設備15件、LED照明設備10件、その他2件）に補助を行いました。



チラシ

施策イ 環境影響評価制度の活用

● 環境影響評価（環境創造課）

令和6年度末現在で、尼崎市環境影響評価等に関する条例が適用されている事業は、尼崎市新ごみ処理施設整備事業の1件となっています。

表 尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況

事業名	尼崎市新ごみ処理施設整備事業	
事業者	尼崎市	
事業の種類	廃棄物処理施設の建設	
事業の規模	焼却施設 447 t/日 リサイクル施設 55 t/日 し尿処理施設 19 kL/日	
環境影響評価項目	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水質、土壌汚染、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観	
実施計画書に関する手続き	実施計画書の提出	令和2年8月20日
	意見書の提出数	0件
	審査書の送付	令和2年12月10日
準備書に関する手続き	準備書の提出	令和4年7月1日
	意見書の提出数	0件
	審査書の送付	令和5年1月16日
評価書に関する手続き	評価書の提出	令和5年2月2日
事後調査計画書に関する手続き	事後調査計画書（工事中）の提出	令和6年12月26日

目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

■ 方針・施策

方針① 環境問題を知り、行動します

- 施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換
- 施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施
- 施策ウ 環境教育の充実
- 施策エ 環境保全活動の支援
- 施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

- 施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大
- 施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

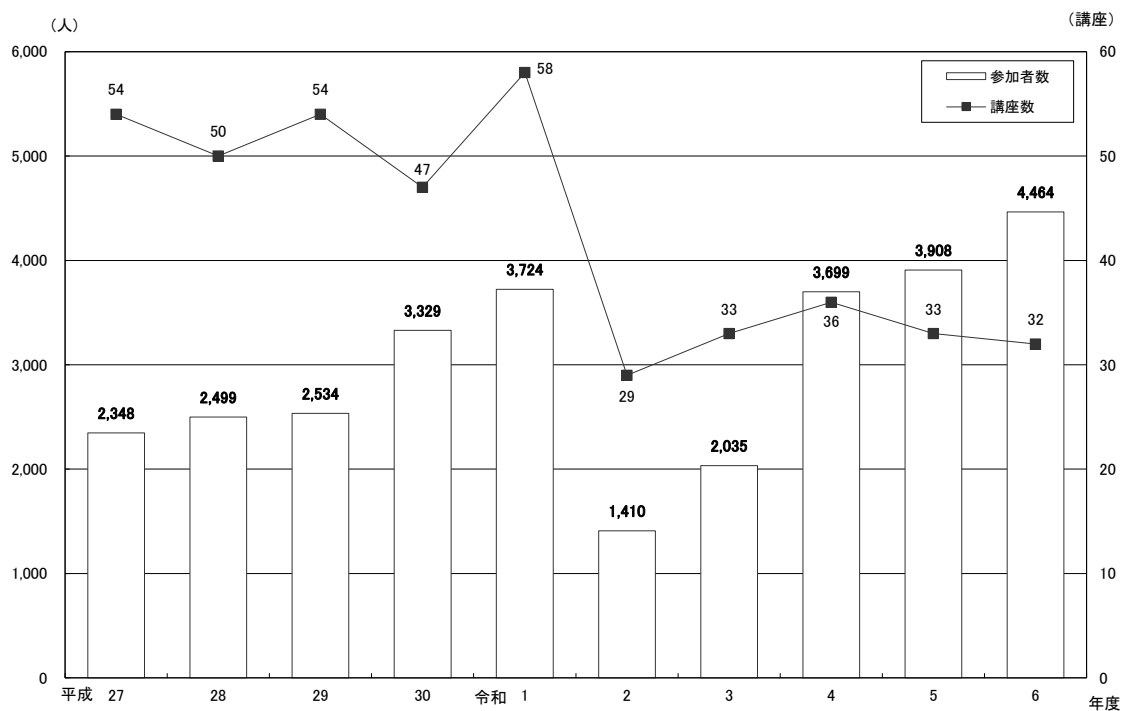
■ 指標

項目	基準	R5	R6	目標	方向性
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人）	2,530 (H26～R4 の平均値)	3,908	4,464	2,530 以上を維持 (R6～R15)	→
これから実際にやってみたいことがみつかった人の割合（％）	39.8 (R4)	42.6	44.1	50.0 (R15)	↗
あまがさき環境教育プログラム実施校（校）	20 (R3)	33	35	42（全校） (R9)	↗
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（％）	1.2 (R4)	2.2	2.2	8.0 (R15)	↗

■ 現状

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協働のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われており、令和6年度は、主催活動・連携活動として32件の講座・イベントが開催され、4,464人の参加者がありました。

図 あまがさき環境オープンカレッジにおける講座・イベントの開催状況



備考1 特定多数が参加可能な活動については、参加者への確実な啓発が難しいため実績には含めていない。

■ 取組状況

方針① 環境問題を知り、行動します

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

● 「あまがすきエコ通信」の発行（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、生涯学習プラザ等で配布するほか、あまがさき環境オープンカレッジのホームページにも掲載しています。また、希望者には「あまがすきエコ通信メール版」の配信を行っています。

令和6年度は、毎月号を12回発行しました。



あまがすきエコ通信

施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施

● あまがさき環境オープンカレッジを通じた環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは、平成22年度の開校以来、身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い啓発活動を行っています。平成26年度には実行委員会の市民等が中心となりNPO法人が設立され、事務局業務を担っています。あまがさき環境オープンカレッジでは多くのイベントや講座を開催しており、令和6年度までの開催講座・イベントへの参加者数は延べ10万人を超えています。



あまがさき環境オープンカレッジ

問い合わせ先

名称	あまがさき環境オープンカレッジ
運営	あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会
所在地	尼崎市南塚口町2丁目1番2-402号 塚口さんさんタウン2番館4階
TEL/FAX	06-6421-0544
ホームページ	https://www.aoce.info/about/
Facebook	https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment
E-mail	aoce@gb4.so-net.ne.jp
休館日	水曜日、木曜日、祝日及び年末年始
開館時間	午前10時から午後5時まで

・あまがさき環境オープンカレッジでの講座・イベント

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会による活動として、エコあまフェスタや打ち水大作戦などの様々な講座・イベントが企画・運営されています。

市民を対象とした環境啓発講座・イベントのうち実行委員会が企画し、実施する主催活動や、実行委員以外が企画し、運営に際して実行委員会が支援する企画活動を実施しています。

令和6年度は、主催活動として27件の講座・イベントが行われ、8,008人が参加、企画活動として13件の講座・イベントが行われ、132人が参加しました。



エコあまフェスタ 2024



打ち水大作戦 in あまがさき 2024

表 令和6年度に行われた主催活動

開催日	イベント・講座名	内容	参加者（人）
4月1日 ～3月31日	ごみレスキュー隊・トングマン 毎週木曜日（全34回）	阪急塚口駅、近隣のごみ拾いを行った。	142
4月1日 ～3月31日	おもちゃ病院 塚口診療所 毎月第1土曜日（全10回）	物を大切にすることを育むため、おもちゃの修理を行った。	563
4月1日 ～3月31日	オープンカレッジ広場 毎月第2、第4木曜日（全23回）	スカイコムで地方の特産品販売やフードバンクへ寄付する食品の回収、あるもんで交歓会ミニなどを行った。	2,682
4月1日 ～3月31日	あるもんで交歓会 奇数月の第4土曜日（全6回）	不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。	1,047
4月1日 ～3月31日	はんつかあるもんで 偶数月の最終土曜（全5回）	はんつか広場にて、持ち帰りのみのミニあるもんで交歓会を行った。	531
4月20日	みんなでそだてるぼうけんの森	森の手入れ、木こり体験を行った。	41
5月11日	ヒメボタル観察会	農業公園でのヒメボタルの観察と発光数の調査を行った。	107
6月15日	みんなでそだてるぼうけんの森	植樹体験を行った。	49
6月30日	環境劇	中央北生涯学習プラザで環境をテーマにしたイベント「命の泉」の公演を行った。	185
7月26日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に大庄北生涯学習プラザで竹の水てっぽう作り、地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	47
7月28日	みんなあつまれ！エコ工作	リサイクル工作、自然のものを使った工作を行った。	126
7月31日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に立花南生涯学習プラザで縁日、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	191
8月1日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に小田南生涯学習プラザで地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	122
8月3日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に中央北生涯学習プラザで打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	45

開催日	イベント・講座名	内容	参加者（人）
8月4日	KOGAI QUEST（みんなのサマーセミナー）	みんなのサマーセミナー内で、尼崎の公害の歴史から生まれた「対話の大切さ」を学ぶプログラムを紹介した。	20
8月5日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に園田東生涯学習プラザで地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	144
8月7日	打ち水大作戦inあまがさき2024	小学生を中心に武庫西生涯学習プラザで縁日、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。	68
8月10日	みんなでそだてるぼうけんの森	森の生き物探しを行った。	17
10月6日	尼崎市民まつり	「ごみレスキュー隊・トングマン」のマスクづくりとごみ拾い体験、エコ工作を行った。	551
10月3日 10月10日 11月7日	求む！エコあま協力隊（全3回）	新しくエコあま協力隊に登録する人に向けた説明を実施後、活動への参加、レポートの提出、今後の活動についての話し合いなどを行い、メンバー同士のつながりを強化した。	45
10月19日	みんなでそだてるぼうけんの森	森の手入れとピザ窯作り、ピザ作りを行った。	48
12月14日	みんなでそだてるぼうけんの森	森の手入れと火おこし体験を行った。	49
12月15日	エコあまフェスタ2024	市民への環境情報の発信・啓発や環境学習団体、グループ、個人、行政のつながりを広く深めた。	1,156
3月1日	ココドコエコ～ヤマト運輸～	市内企業（ヤマト運輸㈱）の環境への取組の紹介や営業所見学を行った。	19
3月11日	参加型！尼崎の「ゴミ」未来会議	ごみ行政に携わる職員と、ごみの現在・未来について対話した。	13

表 令和6年度に行われた企画活動

開催日	イベント・講座名	内容	参加者（人）
4月23日	見学会	尼崎中央卸売市場の見学	16
4月4日	あまがすきエコ通信編集会議	あまがすきエコ通信のエコあま協力隊活動紹介コーナーの編集会議を行った。	9
5月2日			8
6月6日			9
7月4日			6
8月8日			13
9月12日			16
10月3日			9
11月13日			11
12月5日			9
1月9日			12
2月6日			6
3月6日			8

施策ウ 環境教育の充実

● あまがさき環境教育プログラムの作成（環境創造課）

地球温暖化防止やごみ減量などの環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動することを促していくために、本市独自の環境教育プログラムを作成し、令和3年度から小学校において授業を実施しています。本プログラムはNPO法人あまがさき環境オープンカレッジや過去に環境活動に携わっていただいた市民の皆さまの協力を得ながら作成しており、総合的な学習の授業だけでなく、社会科や家庭科の授業にも活用できます。

また、本プログラムは、地球温暖化やごみ、公害の歴史、生物多様性に関して詳しい「エコあまレンジャー」という4人の小学生と一緒に学びを進め、授業で学んだことを実践することで児童自身が5人目のエコあまレンジャーになることを目指すものとなっています。

令和6年度は、35校で実施し、3,484人が参加しました。



プログラム冊子

表 令和6年度の授業実施実績

授業実施日	学校名（実施プログラム）	受講人数 （人）
5月11日	塚口小学校（ごみ減量）	96
5月22日	浦風小学校（ごみ減量）	33
5月22日	立花西小学校（温暖化防止）	70
6月3日	浜田小学校（ごみ減量）	59
6月4日	武庫の里小学校（ごみ減量）	83
6月5日	立花小学校（ごみ減量）	76
6月7日	園田東小学校（ごみ減量）	35
6月12日	明城小学校（ごみ減量）	70
6月13日	立花北小学校（ごみ減量）	64
6月17日	難波の梅小学校（ごみ減量）	84
6月18日	竹谷小学校（ごみ減量）	54
6月19日	園田北小学校（ごみ減量）	71
6月20日	武庫東小学校（ごみ減量）	117
6月21日	上坂部小学校（ごみ減量）	93
6月24日	金楽寺小学校（ごみ減量）	73
6月26日	尼崎北小学校（ごみ減量）	124
6月27日	大島小学校（ごみ減量）	81
6月29日	水堂小学校（ごみ減量）	68
7月1日	七松小学校（ごみ減量）	65
7月2日	園和北小学校（ごみ減量）	98
7月3日	園田南小学校（ごみ減量）	139
7月4日	武庫庄小学校（ごみ減量）	103
7月8日	長洲小学校（ごみ減量）	53
7月10日	小園小学校（ごみ減量）	132
7月11日	成文小学校（ごみ減量）	40
7月16日	成徳小学校（ごみ減量）	29
9月3日	杭瀬小学校（ごみ減量）	91

授業実施日	学校名（実施プログラム）	受講人数 （人）
9月4日	武庫南小学校（ごみ減量）	104
9月9日	清和小学校（ごみ減量）	23
9月20日	名和小学校（生物多様性）	71
9月25日	潮小学校（生物多様性）	96
9月26日	大庄小学校（生物多様性）	80
9月28日	下坂部小学校（ごみ減量）	75
10月11日	大庄小学校（ごみ減量）※2回目	72
10月16日	立花南小学校（ごみ減量）	91
11月8日	園田南小学校（ごみ減量）※2回目	171
12月9日	武庫南小学校（温暖化防止）※2回目	103
12月12日	上坂部小学校（生物多様性）※2回目	96
1月24日	大庄小学校（温暖化防止）※3回目	72
1月27日	難波小学校（生物多様性）	69
2月7日	成徳小学校（生物多様性）※2回目	44
2月28日	成徳小学校（公害）※3回目	43
3月6日	大島小学校（生物多様性）※2回目	61
3月7日	金楽寺小学校（生物多様性）※2回目	80
3月14日	成文小学校（生物多様性）※2回目	32

● **環境学習サポートブックの作成（環境創造課）**

環境学習を推進するため、環境学習の場で活用できるように、事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、市内の小学校や生涯学習プラザ等に配布するほか、本市ホームページに掲載し、情報を発信しています。

令和6年度の掲載講座は、事業者9社10講座、大学1校1講座、市民団体4団体16講座、市6講座、組合1団体1講座で、合計34講座でした。



サポートブック冊子

● **地域での環境学習の推進（中央地域課、小田地域課、大庄地域課、立花地域課、武庫地域課、園田地域課）**

生涯学習プラザなどで行われる各種講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

実施日	実施場所	講座名及び実施内容	参加者（人）
7月26日	大庄北生涯学習プラザ	「打ち水大作戦 in あまがさき2024」 子どもを対象に、地球温暖化に関する講和、クイズや打ち水を行うことで、地球温暖化を身近に感じてもらい、日々の小さな行動の選択が地球温暖化防止につながることを知ってもらおうきっかけづくりとした。	47
7月31日	立花南生涯学習プラザ		191
8月1日	小田南生涯学習プラザ		122
8月3日	中央北生涯学習プラザ		45
8月5日	園田東生涯学習プラザ		144
8月7日	武庫西生涯学習プラザ		68

● **地域との連携による打ち水の実施**（立花地域課）

生島西連協と連携し、子供たちに竹を使った手作り水鉄砲などを使った打ち水を行う機会などを提供しました。打ち水の効果として気温の変化のデータを確認することで地球温暖化問題についても一緒に考えました。



打ち水の様子

● **小学生を対象とした体験型環境学習**（学校教育課）

小学校3年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。令和6年度は、3,178人の児童が参加しました。

また、例年小学校5年生を対象に、4泊5日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。令和6年度は、3,224人の児童が参加しました。

● **SDGsを活かした環境学習**（小田地域課）

SDGsを知ってもらい、行動を変えていくきっかけとして「SDGsフェア in AMA 2025」を開催しました。

学校における環境活動などの発表があったほか、端材を使った積み木のワークショップやごみの分別ルールが楽しく学べるカードゲームブースが設置されるなど、子どもから大人まで100人の参加がありました。なお、参加者にはSDGsポイントを付与しました。



SDGsフェア in AMA 2025の様子

● **教職員に対する環境に関する研修**（学び支援課）

教職員を対象に本市の環境に対しての理解を深めるための研修を行い、学校での環境学習に活かしています。

表 教職員に対する研修内容

開催日	研修講座名	研修内容	参加者（人）
10月1日	1年目教員必修研修	「尼崎の歴史」をテーマとした講話を実施した。本市における高度経済成長期の大气汚染等の公害被害について、また、その公害に対する本市の対策等の環境行政等について学び、環境問題への取組の大切さを学んだ。	47

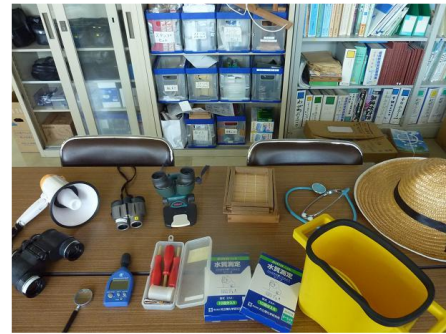
● **環境学習支援用品の貸出**（環境創造課）

環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、約2,200冊の環境図書の貸出を行っています。

令和6年度は、環境図書の貸出が23冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が4件ありました。



環境図書



環境学習用品

施策Ⅰ 環境保全活動の支援

● 市民活動団体の支援（協働推進課）

地域の課題解決や魅力向上に向けて、市民活動団体が地域で行う公益的な事業について、初期の活動を支援するために事業経費の一部を補助しています。

令和6年度は、「環境保全」の分野に関する取組として、大人を対象とし、2地区以上にまたがる1事業、高校生を対象とした1事業に対して補助金を交付しました。

表 令和6年度に補助金を交付した事業

団体名	事業名	事業内容
あまがさきホテルの会・宮ノ北	武庫ホテル再生プロジェクト	ホテルの幼虫の孵化、飼育、放流のための環境設備を整備し、身近な自然の保全・復元の啓発活動を行った。しかしながら、猛暑の影響によりホテルの孵化、飼育、放流には至らなかった。
ジュニアチーム	あまらぶ植生管理隊！！	侵略的植物の生息分布等の野外調査及び駆除を実施し、地域の景観形成や美化につなげ、環境保全における活動を実施した。

● NPO法人への支援（協働推進課）

本市では NPO 法人によって行われる様々な公益的な活動を支援していくために尼崎市特定非営利活動促進基金を設け、市民・事業者の皆さまからの寄付金などを積み立て、NPO 法人に交付しています。

令和6年度は、環境の保全を図る事業はありませんでした。

● 環境活動初心者講座の開催（環境創造課）

環境に関心のある人が実際に活動を行うためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境活動に携わる市民を増やし、市内の環境活動を促進することを目的に環境活動初心者講座を開催しました。講座を修了された方々は「エコあま協力隊」として市内で様々な環境活動に取り組んでいます。

令和6年度は、4人が受講し、そのうち3人がエコあま協力隊となりました。

施策才 環境保全活動の担い手の発掘・育成

● 環境活動団体ミーティングの開催（環境創造課）

市内における環境活動をより活性化させるため、環境活動団体ミーティングを開催しました。ミーティングは市内で活動している環境活動団体を対象に開催され、地域での活動報告や活動に役立つ情報交換、合同イベントの企画などを通じて環境活動を行ううえでの新しい知識や地域で活動する上でのノウハウを学び、団体のスキルアップや団体同士のネットワークの構築が図られました。

令和6年度は、3回のミーティングを通じて団体同士の連携を深めました。また、市内の環境活動団体の名簿を作成し、あまがさき環境オープンカレッジのホームページにも掲載しました。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

● あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し経費の一部を補助することや市報やあまがさきエコ通信などにより広報を行うことを通じて、新たな団体の発掘を行うとともに環境団体や市民の自主的な取組を推進しています。

令和6年度は、9件の活動が行われ、1,814人が参加しました。

表 令和6年度に連携して行われた講座・イベント

開催日	講座名	主催者	参加者（人）
6月9日	お米作りにチャレンジ～田植え	こどもエコクラブにこにこキッズ	32
7月21日	お米づくりにチャレンジ～草刈り～	こどもエコクラブにこにこキッズ	32
9月5日	地球にやさしい人生のお別れを考えるセミナー	エコ葬倶楽部	22
9月15日	第19回猪名川・藻川水辺まつり	猪名川・藻川水辺まつり実行委員会	1,500
9月23日	お米作りにチャレンジ～稲刈り～	こどもエコクラブにこにこキッズ	38
10月13日	庄下川とあそぼう！	日本ボーイスカウト兵庫連盟尼崎第14団	23
10月14日	水辺で楽しもう 藻川の石ころ観察会	自然と文化の森協会	64
11月26日	地球にやさしい暮らしを考えよう ～環境学習バスツアー～	尼崎地区地球温暖化防止活動推進会	29
1月19日	田能のヒメボタル・生息地保全活動	自然と文化の森協会	45

【資料編】

【目次】

資料編

・ 尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）	1
・ 二酸化炭素排出量	3
・ エネルギー使用量	4
・ 尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づく目標・指標の状況	5
・ 再生可能エネルギー	6
・ 環境モデル都市における取組の評価	7
・ 尼崎市環境マネジメントシステム	7
・ 気候変動の影響	8
・ 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標・指標の状況	9
・ 一般廃棄物の処理状況	10
・ 産業廃棄物	11
・ 尼崎市生物多様性地域戦略に基づく指標の状況	14
・ 緑化	15
・ 環境基準の達成状況	17
・ 環境保全協定	21
・ 大気	23
・ 水質（公共用水域 河川・海域）	33
・ 水質（地下水）	40
・ 騒音・振動（自動車）	42
・ 騒音・振動（新幹線）	47
・ 騒音（航空機）	50
・ 土壌	54
・ 地盤沈下	59
・ 公害に関する苦情・相談	61
・ 公害健康被害補償制度	62
・ 尼崎大気汚染公害訴訟	69
・ 尼崎の公害の歴史	70
・ アスベスト問題に対する取組	72
・ ダイオキシン	75
・ 基礎データ	76

尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

● SDGsとは

平成 27 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として宣言され、目標が掲げられました。この目標は「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」と呼ばれる 17 の目標から構成されており (SDGs には、さらに、169 のターゲット (具体的な目標) と 230 のインディケータ (指標) が設定されている。)、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、経済・社会・環境を不可分なものとして捉え、世界の課題に統合的に取り組むために掲げられたものです。

我が国では、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」(本部長：内閣総理大臣、構成員：全国務大臣) を設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定しており、あらゆるステークホルダーと協力しながら取り組んでいくことが示されています。

図 持続可能な開発目標 (SDGs)





●SDGsに取り組む必要性と尼崎市環境基本計画における対応状況

アジェンダや実施指針では、SDGsを達成するためには、地方自治体を含め様々な主体が積極的に連携・協力しながら取り組んでいくことが必要であるとされているだけでなく、政府は地方自治体に各種計画などの策定などにあたっては、SDGsの要素を反映することを奨励しています。

尼崎市環境基本計画で掲げる目標についてもSDGsと対応している部分があり、計画を推進することでSDGsの達成に寄与することができると考えられ、その対応状況を整理すると次のようになります。

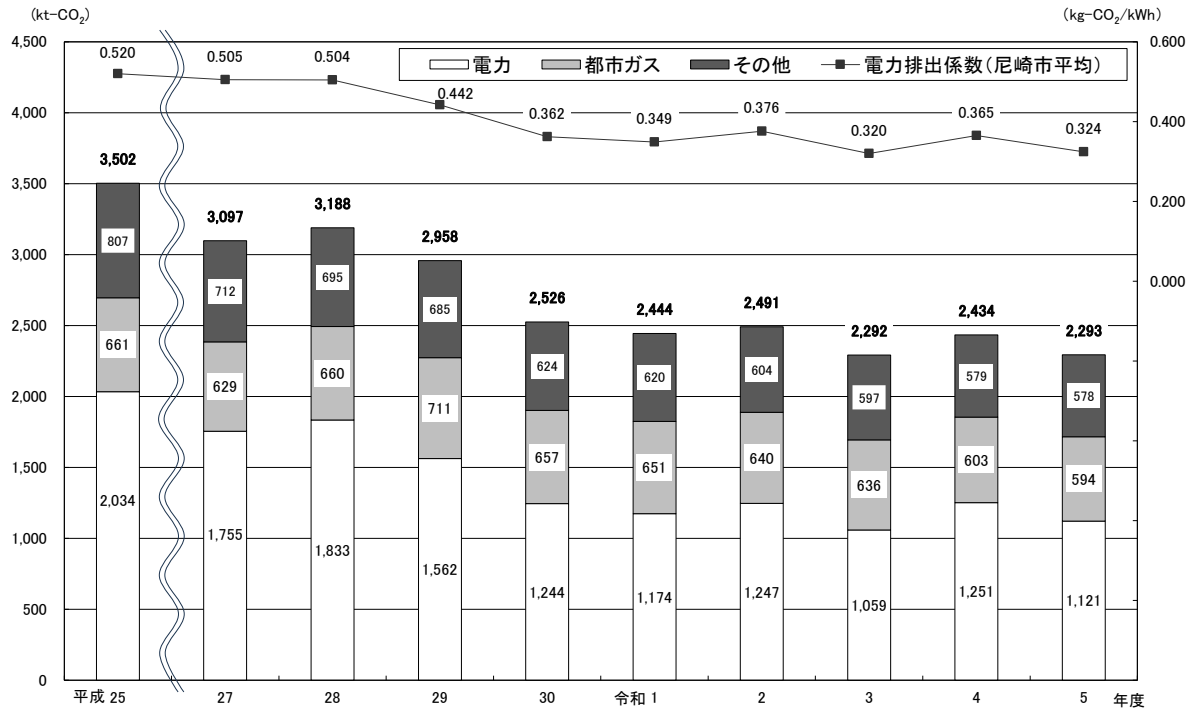
表 SDGsへの尼崎市環境基本計画の対応状況

尼崎市環境基本計画	持続可能な開発目標 (SDGs)
目標1 脱炭素社会の構築	 
目標2 循環型社会の構築	
目標3 自然共生社会の構築	 
目標4 安全で快適な生活環境の保全	 
目標5 経済のグリーン化	 
目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大	 

二酸化炭素排出量

● エネルギー種別の二酸化炭素排出量

図 二酸化炭素排出量の推移



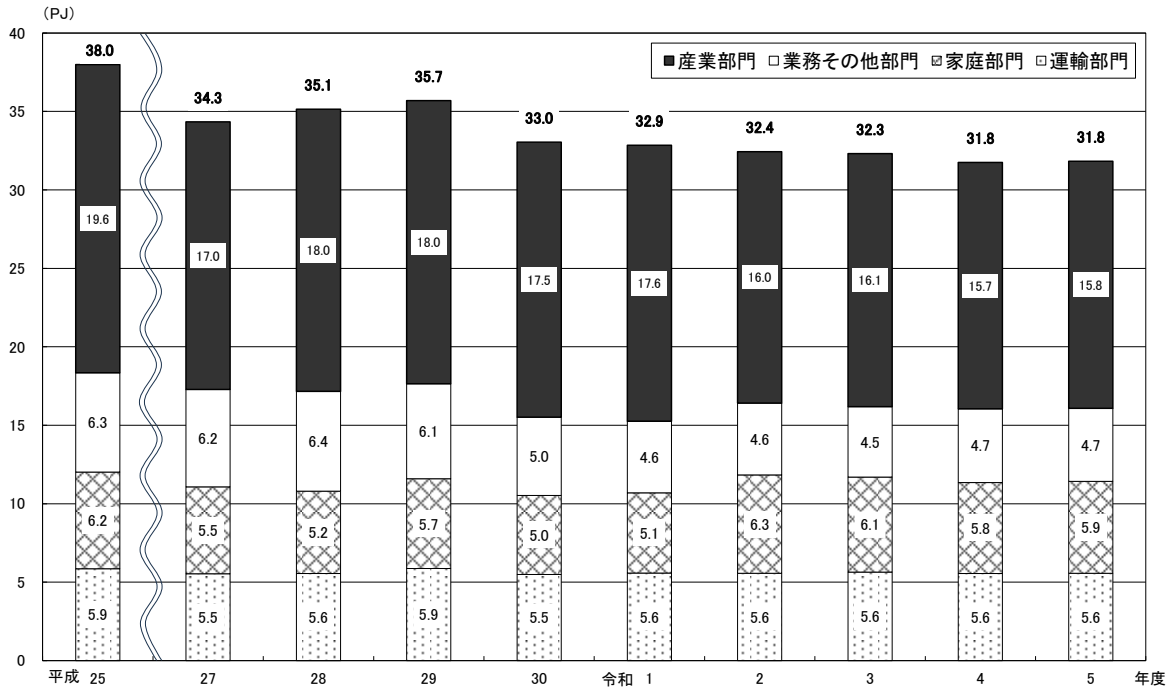
備考 1 令和 6 年度実績が未公表のため、令和 5 年度実績（速報値）を最新の値として掲載している。

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

エネルギー使用量

● 部門別のエネルギー使用量

図 エネルギー使用量の推移（部門別）

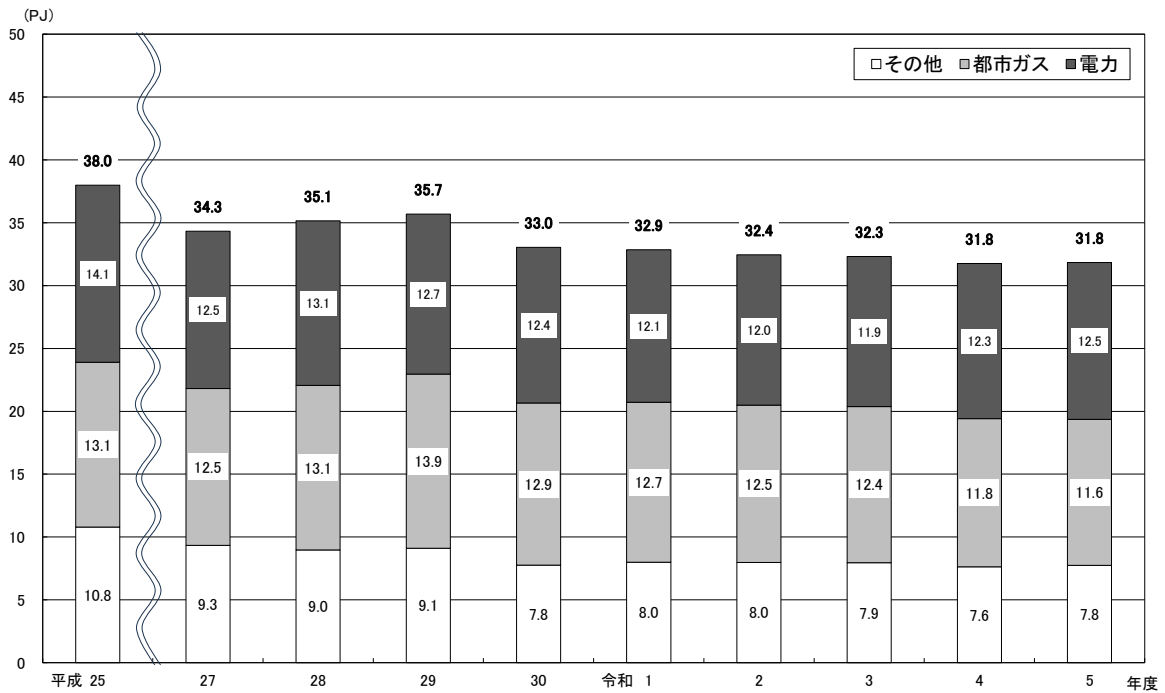


備考1 令和6年度実績が未公表のため、令和5年度実績（速報値）を最新の値として掲載している。

備考2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

● エネルギー種別のエネルギー使用量

図 エネルギー使用量の推移（エネルギー源別）



備考1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づく目標・指標の状況

● 目標

項目	基準値 (H25)	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (R12)
CO2排出量 (kt-CO ₂)	3,502	2,444	2,491	2,292	2,434	2,293	1,737

● 指標

項目	基準値 (H25)	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (R12)
エネルギー使用量 (TJ)	37,990	32,852	32,441	32,308	31,755	31,831	26,752
市内電力のCO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.520	0.349	0.376	0.320	0.365	0.324	0.250
製造品出荷額等あたりCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /百万円)	1,388	862	884	736	783	698	702
業務用建築物延床面積あたりCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /m ²)	200	116	120	117	129	119	94
世帯あたりCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /世帯)	2,867	1,763	2,380	1,973	2,142	1,984	1,108

● その他

項目	基準値 (H25)	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (R12)
産業部門 (kt-CO ₂)	1,825	1,260	1,156	1,074	1,142	1,072	923
業務その部門 (kt-CO ₂)	607	357	373	344	377	349	304
家庭部門 (kt-CO ₂)	605	382	521	437	476	444	234
運輸部門 (kt-CO ₂)	408	379	380	377	375	373	250
その他 (廃棄物など) (kt-CO ₂)	57	66	61	60	63	54	26

再生可能エネルギー

● 尼崎市が導入した太陽光発電設備

表 尼崎市が導入した太陽光発電設備

導入時期 (年度)	導入施設	出力規模 (kW)	導入時期 (年度)	導入施設	出力規模 (kW)
H10	尼崎高等学校【停止中】	10.0	H27	大島小学校	20.0
H10	東部浄化センター	3.0	H27	名和小学校	10.0
H11	市営久々知住宅 1号棟	9.0	H27	成文小学校	20.0
H19	成良中学校	10.0	H27	園田中学校	10.0
H20	大庄支所（別棟）【廃止】	3.0	H27	園田小学校	45.0
H20	杭瀬小学校	10.0	H27	塚口中学校	10.0
H20	開明庁舎	3.0	H27	浜田小学校	30.0
H21	大庄中学校	10.0	H27	難波の梅小学校	45.0
H22	女性勤労・婦人センター	3.0	H27	浦風小学校	10.0
H22	難波小学校	10.0	H27	園和小学校	45.0
H22	尼崎北小学校	3.0	H27	園田東小学校	30.0
H22	尼崎双星高等学校	5.5	H28	市営時友住宅 1号棟	10.0
H23	園田東中学校	10.0	H28	市営蓬川住宅	10.0
H24	大庄北中学校	10.0	H28	武庫西生涯学習プラザ	15.0
H24	園田保育所	3.3	H29	わかば西小学校	45.0
H25	上坂部小学校	10.0	H29	小田中学校	49.5
H25	武庫東小学校	10.0	H30	大庄北生涯学習プラザ	20.0
H25	クリーンセンター	64.0	H30	あまよう特別支援学校	45.8
H25	東消防署	11.0	H30	中央北生涯学習プラザ	17.0
H26	塚口保育所	5.5	H30	市営時友住宅 2号棟	10.0
H26	金楽寺小学校	10.0	R2	小田南生涯学習プラザ	20.0
H26	塚口小学校	3.0	R3	園田東生涯学習プラザ	20.0
H26	開明庁舎	16.5	R4	立花南生涯学習プラザ	20.0
H26	東消防署常光寺出張所	5.5	R6	大高洲庁舎	181.9
H26	水堂小学校	10.0	R6	武庫健康ふれあい体育館	10.0
H27	立花小学校	45.0			

備考 1 平成 26 年度と平成 27 年度に実施した公共施設の屋根貸し事業において、民間事業者によってあこや学園（26.4 kW）、尼崎高等学校（39.6 kW）、武庫東生涯学習プラザ（15.4 kW）に太陽光発電設備が導入されている。

環境モデル都市における取組の評価

● 本市における環境モデル都市の概要

環境モデル都市とは、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は市民と地元産業界が丸となって環境と産業の両立を目指していくという提案が評価を受け、平成 25 年 3 月に選定されています。

また、環境モデル都市に選定された都市は、具体的な取組計画であるアクションプランを策定し、これに基づき事業を進めるとともに、毎年、取組の進捗状況を国に報告し、評価を受ける仕組みとなっています。本市も、平成 26 年 3 月に「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を策定し、その取組期間である平成 30 年度まで取組を推進してきました。令和元年度からは、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」と「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を統合した新たな計画に基づき、取組を進めてきました。

令和 3 年度に「尼崎市地球温暖化対策推進計画」を改訂し、「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」へ目標を引き上げたタイミングで、アクションプランを策定しない環境モデル都市へと転向したため、国への取組進捗状況の報告及びフォローアップは令和 4 年度をもって終了しました。

尼崎市環境マネジメントシステム

● 環境目標の実績

表 環境目標の達成状況

項目	基準値 (H25)	R6	目標値 (R12)	達成状況
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	64,900	38,683 (-40.4 %)	32,450 (-50.0 %)	×
エネルギー消費量 (GJ)	1,214,405	978,245 (-19.4 %)	947,896 (-21.9 %)	×
電気使用量 (MWh)	97,755	82,396 (-15.7 %)	82,747 (-15.4 %)	○
都市ガス使用量 (km ³)	2,973	2,972 (-0.02 %)	2,223 (-25.2 %)	×

備考 1 括弧内の数値は基準値に対する削減率を示す。

気候変動の影響

●真夏日・熱帯夜

表 真夏日・熱帯夜の日数の推移

測定所	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国設尼崎大気環境測定所 (中部)	真夏日	56	71	75	74	82	74	77	87	88	86
	熱帯夜	33	48	57	57	53	57	43	66	68	77

(単位：日)

備考1 真夏日は日最高気温が 30℃以上の日、熱帯夜は日最低気温が 25℃以上の日の数を示す(1時間値から算出)。

備考2 令和5年度は、測定機器が故障しているため、国設尼崎自動車交通環境測定所(国道43号)のデータを示す。

●熱中症による搬送者数

表 熱中症による搬送者数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	268	265	302	596	305	334	212	374	444	496

(単位：人)

備考1 表の値は総務省からの依頼を受け調査したものであり、調査時期は5月から10月1日までである。

●河川・海域の水温

表 年間平均水温

測定地点		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神崎川	戸ノ内橋		18.9	19.9	20.6	20.3	21.0	20.6	20.7	20.3	20.6	20.0
	藻川橋		16.3	17.0	17.2	17.6	18.5	18.4	19.0	18.8	18.6	18.0
庄下川	庄下川橋		17.1	17.6	16.8	17.9	17.8	18.0	18.3	17.8	18.4	17.9
	尾浜大橋		16.0	16.7	16.7	16.9	16.9	17.0	17.4	17.2	17.5	17.3
	尾浜橋		15.5	16.0	16.2	16.9	16.4	16.6	17.4	16.5	17.4	17.3
藻川	南豊池橋		15.7	16.5	16.7	17.0	17.0	17.2	17.4	16.9	17.8	17.4
武庫川	武庫大橋		15.7	16.3	16.9	16.8	17.4	17.3	17.4	16.9	17.8	17.5
尼崎港沖	表層		18.0	18.5	17.4	18.8	18.8	18.9	18.5	19.0	18.9	18.3
	中層		18.1	18.3	17.8	18.8	18.8	18.7	18.4	19.0	18.8	18.3
	底層		17.1	17.7	16.5	17.7	18.0	17.8	17.3	17.9	18.1	17.3
尼崎港中央	表層		18.1	18.9	17.2	19.1	19.0	18.8	18.6	19.1	19.1	18.5
	中層		18.0	18.4	17.5	18.9	19.0	18.8	18.2	19.1	18.9	18.0
	底層		17.0	17.7	16.5	17.7	18.1	17.7	17.4	18.1	18.1	17.2
閘門	表層		18.5	18.8	18.4	19.9	19.2	19.7	19.6	19.6	19.5	19.3

(単位：℃)

備考1 表層は海面下0.5m、中層は海面下2.0m、底層は海底面上1.0mの位置で採水している。

●雨の降り方

表 1時間降水量の年間発生回数

雨の強さ	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	10mm以上の回数 (やや強い雨)		23	19	16	24	18	22	16	18	22
30mm以上の回数 (激しい雨)		0	2	0	0	0	1	0	2	1	2
50mm以上の回数 (非常に激しい雨)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(単位：回)

備考1 雨の強さの区分については、気象庁が公開している情報を基準としている。

備考2 国設尼崎大気環境測定所での測定結果。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標・指標の状況

● 目標

項目	基準値 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値 (R12)
焼却対象ごみ量 (t)	134,041	130,463	127,784	124,511	116,317	112,538	119,501
燃やすごみ量 (g/人・日)	457	452	443	428	413	402	410
事業系ごみ量 (t)	51,133	46,626	46,535	46,581	40,742	39,472	46,020

● 参考指標

項目	基準値 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値 (R12)
家庭系ごみ量 (g/人・日)	500	495	482	465	448	436	460
家庭系食品ロス量 (g/人・日)	79	61	—	51	54	56	60

備考1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、組成分析を中止したことにより家庭系食品ロス量は把握していない。

一般廃棄物の処理状況

● 一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

年度	発生量			処理量	
	クリーンセンター 搬入量	紙類・衣類の 日回収量	資源集団回収 運動回収量	焼却量	資源化・ 再利用量
H27	141,393	9,300	7,754	141,982	21,067
H28	139,736	8,928	7,293	133,860	20,522
H29	139,582	8,941	6,431	128,506	20,462
H30	142,225	8,862	5,943	134,342	20,236
R1	138,877	8,695	5,483	132,579	19,127
R2	135,230	8,809	4,846	131,788	18,540
R3	132,427	9,395	4,644	127,887	18,746
R4	129,029	9,360	4,236	129,293	18,208
R5	120,597	9,312	3,928	115,280	17,628
R6	116,822	8,864	3,609	117,075	16,857

(単位：t)

● し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

年度	区分	搬入量			処理量
		し尿	浄化槽汚泥	計	
H27		805	4,423	5,229	5,606
H28		768	3,984	4,752	5,479
H29		878	3,835	4,713	5,303
H30		752	4,036	4,788	5,298
R1		899	4,194	5,093	5,810
R2		1,302	3,953	5,255	5,829
R3		1,101	4,112	5,213	6,367
R4		1,107	4,272	5,379	6,303
R5		780	4,115	4,895	5,412
R6		864	4,101	4,965	5,629

(単位：kL)

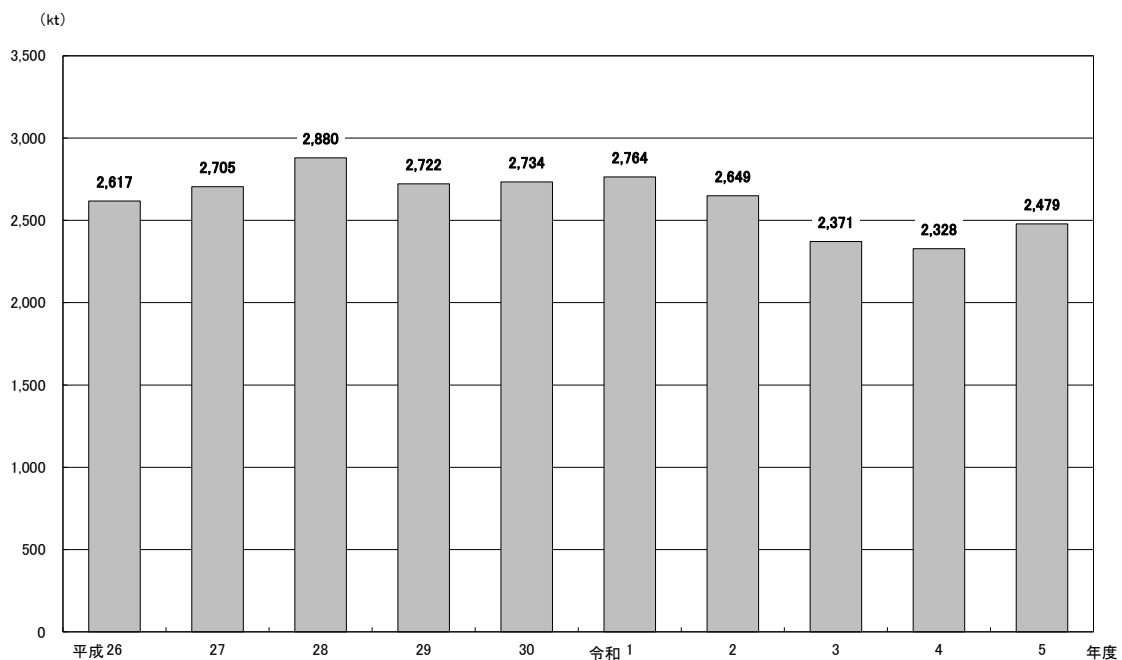
産業廃棄物の排出状況

● 産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。令和 5 年度の市内における多量排出事業者は 103 事業所（公共施設を含む）です。

市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は、令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和 5 年度に 2,479 kt となり増加に転じました。

図 産業廃棄物排出量の推移

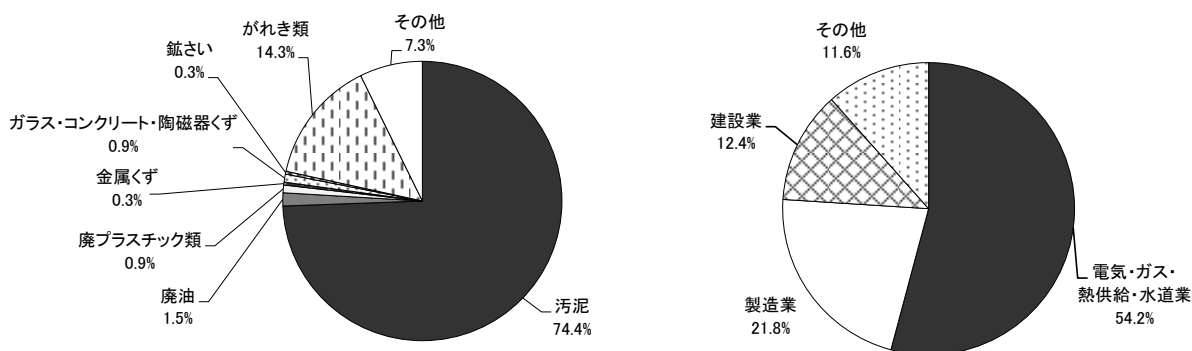


- 備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 80～90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。
- 備考 2 多量排出事業者実績報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。
- 備考 3 令和 7 年度の多量排出事業者実績報告書（令和 6 年度実績）が集計中であるため、令和 6 年度の集計結果（令和 5 年度実績）までを掲載している。

● 種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

令和5年度の産業廃棄物の種類別排出量は汚泥が全体の74.4%を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の54.2%、次いで製造業から排出される産業廃棄物が21.8%で、この2業種で全体の76.0%を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）



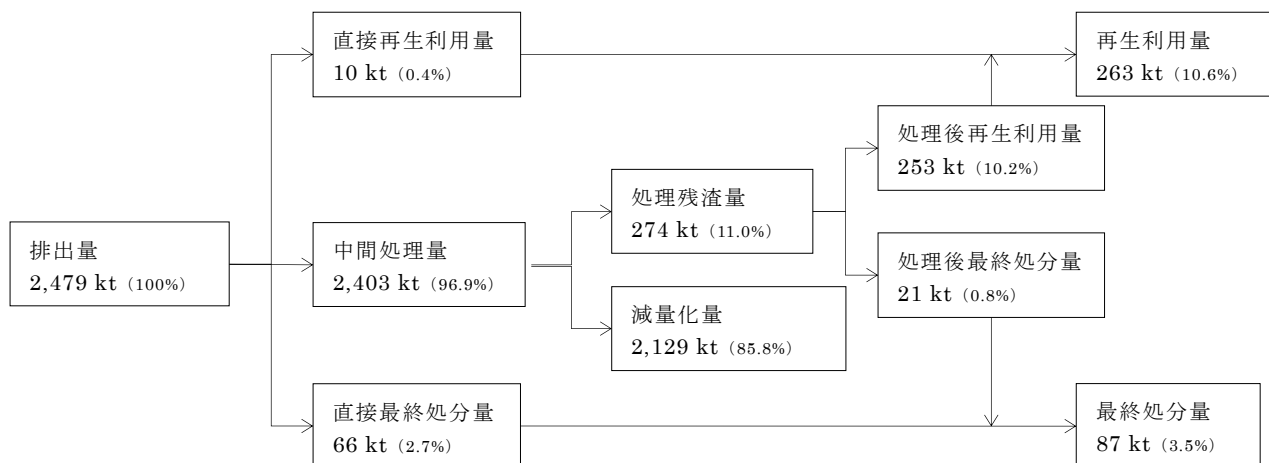
備考1 令和5年度尼崎市多量排出事業者実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出している。

備考2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

● 産業廃棄物の処理の流れ

令和5年度の高排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち85.9%が減量化、10.6%が再生利用されており、残りの3.5%が埋立処分されています。本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ



備考1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

● 産業廃棄物処理施設の設置状況

表 産業廃棄物処理施設設置許可数

種類	設置許可数の内訳			計
	事業者	処理業者	公共	
汚泥の脱水施設	0	0	4	4
汚泥の乾燥施設	0	2	0	2
汚泥の焼却施設	2	2	0	4
廃油の油水分離施設	1	8	0	9
廃油の焼却施設	2	4	0	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	0	11	0	11
廃プラスチック類の焼却施設	2	5	0	7
木くず又はがれき類の破砕施設	0	18	0	18
有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0	0
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	3	0	0	3
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	0	0	0	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	0	0	0	0
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0
その他の焼却施設	1	2	0	3
最終処分場	遮断型	0	0	0
	安定型	0	0	0
	管理型	0	0	1
合計	11	52	5	68

備考1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく処理施設設置許可数を示す（未設置を含む。）。

● 産業廃棄物処理業の許可状況

表 産業廃棄物処理業許可業者数

業・事業の区分		産業廃棄物の種類	業者数
収集運搬業	積替え・保管を含まない	普通	37
		特別管理	3
	積替え保管を含む	普通	32
		特別管理	6
中間処分業		普通	40
		特別管理	5

備考1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき許可を受けている業者数を延べ数で示す。

尼崎市生物多様性地域戦略に基づく指標の状況

● 指標

項目	基準 (基準年度)	R5	R6	目標 (目標年度)
生物多様性の認知度 (%)	35.9 (R4)	—※1	—※1	50.0 (R15)
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%)	0.8 (R4)	1.0	1.3	4.0 (R15)
確認される種の数 (種)	2,233 (R4・5)	—※1	—※1	現状より増やす (R15)
確認される重要種の数 (種)	128 (R4・5)	—※1	—※1	現状より減らさない (R15)
確認される外来種の数 (種)	107 (R4・5)	—※1	—※1	現状より増やさない (R15)
市民参加型自然調査の結果 (総合評価)	1.2/4.0 (R4)	—※2	—※2	現状より改善する (R14)
生物多様性・生態系に関する環境認証の取得数	—	—	—	10年間で5件程度
市内に農地が必要だと考えている市民の割合 (%)	19.5 (R4)	17.7	18.2	55.0
地産地消をしている市民の割合 (%)	7.9 (R4)	8.4	10.6	19.0
市民農園の新規開設面積の累計 (㎡)	3,055 (R3)	4,835 (R5)	4,835 (R5)	7,050

※1 生物多様性地域戦略の策定・改定時に把握する。

※2 市立中学校の協力を得ながら5年毎に実施している生物調査の結果から把握する。

緑化

● 公共施設等の緑化状況

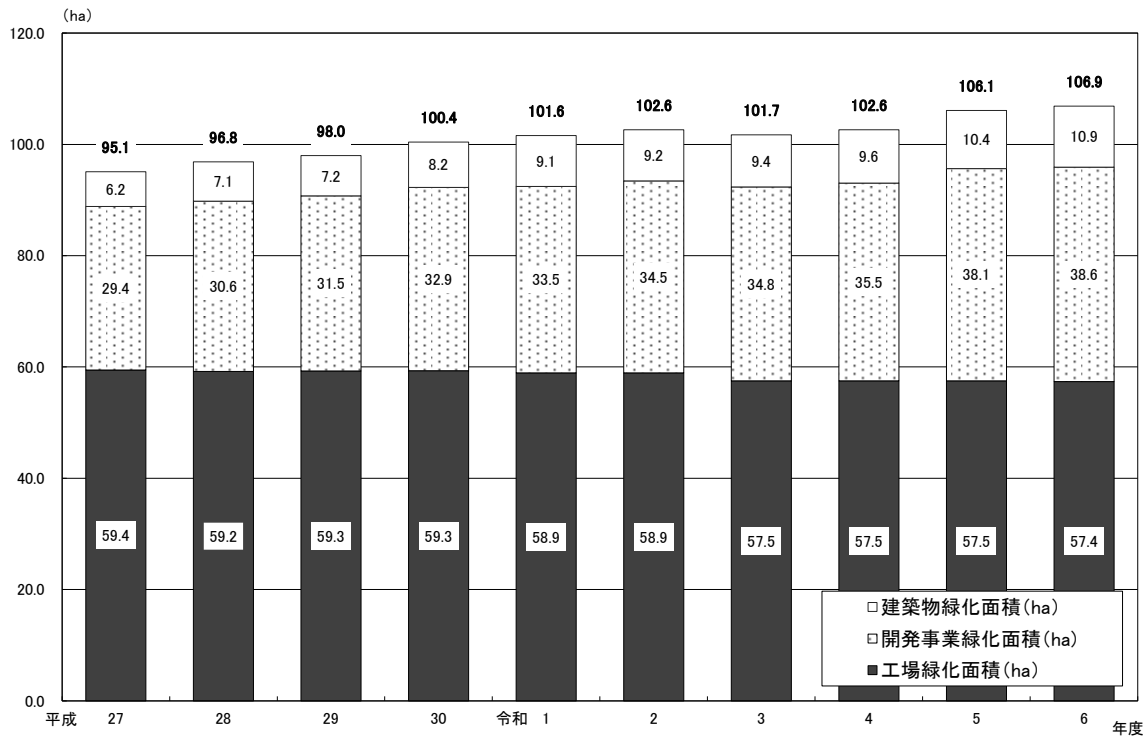
表 植栽状況

施設名	年度									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
公園	270	704	14,550	3,673	2,468	2,139	3,065	412	281	
道路	320	2,694	—	4,805	268	—	16	157	494	
緑地・緑道	—	—	—	—	129	—	—	—	—	
学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
公共財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
花壇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保全林等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
各種施設等	3,925	2,680	2,749	4,044	1,064	410	—	—	—	
合計	4,515	6,078	17,299	12,522	3,929	2,549	3,081	569	775	
累計	2,842,215	2,848,293	2,865,592	2,878,114	2,882,043	2,884,592	2,887,673	2,888,242	2,889,017	

(単位：本)

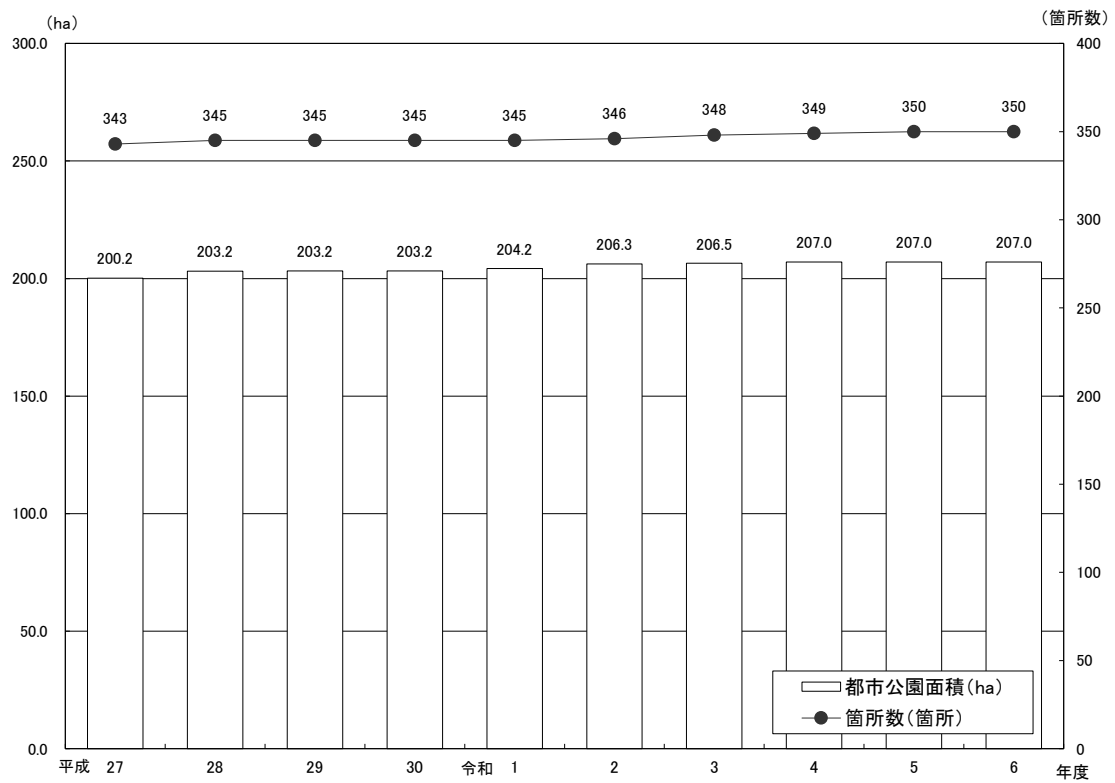
● 緑化面積

図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移



● 公園の面積・箇所数の推移

図 都市公園面積・箇所数の推移



環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定所・測定局または地点数を全測定所・測定局または地点数で除することで算出しており、測定所・測定局を設置する建屋の改修工事などによりやむを得ず測定を行うことができなかった測定所・測定局または地点数があった場合には、計算の対象とはしません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{\text{環境基準を達成した測定所・測定局または地点数}}{\text{全測定所・測定局または地点数}} \times 100$$

●大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

測定対象	評価方法	達成所・達成局数	測定所・測定局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	短期的評価	3	3	100
	長期的評価	3	3	100
一酸化炭素	短期的評価	4	4	100
	長期的評価	4	4	100
浮遊粒子状物質	短期的評価	4	10	40.0
	長期的評価	10	10	100
光化学オキシダント	—	0	3	0
二酸化窒素	—	15	15	100
微小粒子状物質	—	6	6	100
合計		49	58	84.5

備考1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定所・測定局（移動測定局を除く）を評価の対象としている。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
ベンゼン	2	2	100
トリクロロエチレン	2	2	100
テトラクロロエチレン	2	2	100
ジクロロメタン	2	2	100
合計	8	8	100

● 水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)	測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
カドミウム	14	14	100	1,1,2-トリクロロエタン	14	14	100
全シアン	14	14	100	トリクロロエチレン	14	14	100
鉛	14	14	100	テトラクロロエチレン	14	14	100
六価クロム	14	14	100	1,3-ジクロロプロペン	14	14	100
砒素	14	14	100	チウラム	10	10	100
総水銀	14	14	100	シマジン	10	10	100
アルキル水銀	14	14	100	チオベンカルブ	10	10	100
P C B	14	14	100	ベンゼン	14	14	100
ジクロロメタン	14	14	100	セレン	10	10	100
四塩化炭素	14	14	100	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	14	100
1,2-ジクロロエタン	14	14	100	ふっ素	9	9	100
1,1-ジクロロエチレン	14	14	100	ほう素	9	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	14	14	100	1,4-ジオキサン	10	10	100
1,1,1-トリクロロエタン	14	14	100	合計	348	348	100

備考1 ふっ素・ほう素について、海水の影響を受ける河川2地点（琴浦橋、南武橋）及び海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

測定対象	河川			海域		
	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
水素イオン濃度	7	9	77.8	0	3	0
BOD	9	9	100	—	—	—
COD	—	—	—	3	3	100
浮遊物質量	9	9	100	—	—	—
溶存酸素	8	9	88.9	3	3	100
大腸菌数	1	2	50	—	—	—
全窒素	—	—	—	0	3	0
全燐	—	—	—	2	3	66.7
合計	34	38	89.5	8	15	53.3

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

測定対象	河川			海域		
	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
全亜鉛	3	3	100	3	3	100
ノニルフェノール	3	3	100	3	3	100
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	3	3	100	3	3	100
合計	9	9	100	9	9	100

●水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)	測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
カドミウム	7	7	100	1,1,2-トリクロロエタン	7	7	100
全シアン	7	7	100	トリクロロエチレン	7	7	100
鉛	7	7	100	テトラクロロエチレン	7	7	100
六価クロム	7	7	100	1,3-ジクロロプロペン	7	7	100
砒素	7	7	100	チウラム	7	7	100
総水銀	7	7	100	シマジン	7	7	100
アルキル水銀	7	7	100	チオベンカルブ	7	7	100
P C B	7	7	100	ベンゼン	7	7	100
ジクロロメタン	7	7	100	セレン	7	7	100
四塩化炭素	7	7	100	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	7	100
クロロエチレン	5	7	71.4	ふっ素	7	7	100
1,2-ジクロロエタン	7	7	100	ほう素	7	7	100
1,1-ジクロロエチレン	7	7	100	1,4-ジオキサソ	7	7	100
1,2-ジクロロエチレン	7	7	100	合計	194	196	99.0
1,1,1-トリクロロエタン	7	7	100				

●自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

区分	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
昼間	6	6	100
夜間	6	6	100
合計	12	12	100

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

区分	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
昼間	23	25	92.0
夜間	21	25	84.0
合計	44	50	88.0

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

達成状況	達成戸数	対象戸数	達成率 (%)
昼間のみ達成	900	72,637	1.2
夜間のみ達成	6		0
合計昼間・夜間とも非達成	623		0.9
昼間・夜間とも達成	71,097		97.9

備考1 達成率については小数第2位を四捨五入しているため、0となる場合がある。

● 新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
12.5 m	6	6	100
25 m	6	6	100
50 m	6	6	100
合計	18	18	100

● 航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
武庫北小学校	1	1	100
合計	1	1	100

● ダイオキシン

表 ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
大気	1	1	100
水質	4	4	100
水底の底質	4	4	100
土壌	1	1	100
合計	10	10	100

環境保全協定

昭和初期、南部臨海地域の埋め立てが進むと、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えました。その一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増し、大気環境は悪化しました。

昭和 40 年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を受けて、昭和 44 年に兵庫県・尼崎市・市内 62 者 3 企業団地の 3 者は硫黄酸化物の環境基準の早期達成を目指して、大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成 18 年 2 月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称も「環境保全協定」に変更しました。平成 21 年 4 月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の 2 者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。令和元年度には、市内の環境が大きく改善されたことや各種環境法令等が整備されたことなどから、協定内容の全面的な改定を行いました。

各協定事業所が前年度に実施した環境保全対策の実績については、本市ホームページで公開しています。

URL : http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/034kankyouhozenkyoutei.html

表 環境保全協定内容

協定名	年月日	事業所数	主な内容	
大気汚染防止協定	昭和 44 年 6 月 30 日 9 月 24 日	62 社 69 事業所 3 企業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の抑制 ・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制 ・市の立入権限 	
公害防止協定	第 1 次	昭和 47 年 2 月 16 日	66 社 73 事業所 3 企業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制 ・自主測定強化 ・損害補償の明確化 ・住民参加 ・違反工場の公表
	第 2 次	昭和 50 年 3 月 28 日	62 社 67 事業所 2 企業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる ・窒素酸化物を新たに対象とする ・排煙監視テレメータ装置の設置（16 社 19 工場） ・設備指導基準の導入 ・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制
	第 3 次	昭和 58 年 3 月 23 日	52 社 56 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる ・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める） ・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SS に加えて窒素、リンも低減に努める
環境保全協定	第 1 次	平成 18 年 2 月 28 日	41 社 42 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応 ・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壌汚染問題、アスベスト問題など） ・情報公開の取組
	第 2 次	平成 21 年	36 社 37 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者

		4月1日		の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結 ・環境管理の徹底 ・事故時等の臨機応変な対応 ・情報公開の推進
	第3次	平成31年 4月1日	33社34事業所	・事業者の自主的な環境対策の実施・発信 ・事業者の環境保全活動の対象範囲の拡充

大気

● 一般環境・沿道環境

図 大気測定所（測定局）の位置

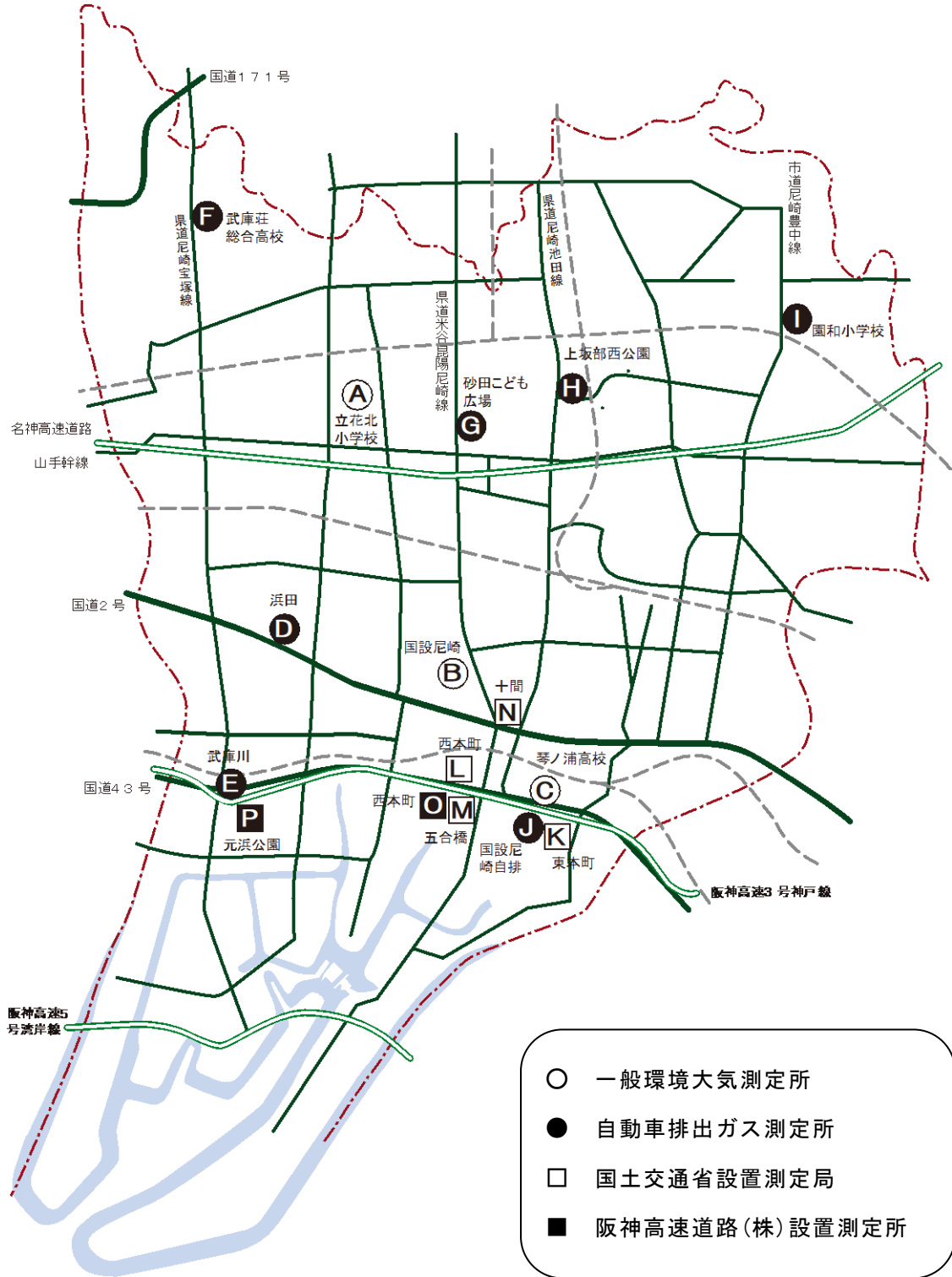


表 尼崎市内に設置された測定所・測定局の測定項目

区分	地点記号	測定所・測定局	項目	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	メタン	非メタン炭化水素	二酸化窒素	一酸化窒素	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度	降水量・日射量	酸性雨	騒音	交通量	設置年月	設置者(所有者)	維持管理
一般環境大気測定所	A	立花北小学校測定所(北部)	栗山町2-6-1	○		○	○			○	○			○						昭和42年6月	尼崎市	尼崎市
	B	国設尼崎大気環境測定所(中部)	東難波町4-9-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			昭和41年8月	環境省	尼崎市
	C	琴ノ浦高校測定所(南部)	北城内47-1	○		○	○			○	○			○	○					昭和44年6月	尼崎市	尼崎市
自動車排出ガス測定所	D	浜田測定所(国道2号)	大庄北5-2-1地先							○	○							○	○	昭和49年4月	尼崎市	尼崎市
	E	武庫川測定所(国道43号)	武庫川町1-25		○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	昭和50年4月	尼崎市	尼崎市
	F	武庫荘総合高校測定所(県道尼崎宝塚線)	武庫之荘8-31-1			○				○	○	○						○		昭和51年4月	尼崎市	尼崎市
	G	砂田子ども広場測定所(県道米谷昆陽尼崎線)	南塚口町7-17		○	○		○	○	○	○	○						○		昭和52年4月	尼崎市	尼崎市
	H	上坂部西公園測定所(県道尼崎池田線)	東塚口町2-2							○	○	○						○		昭和53年4月	尼崎市	尼崎市
	I	園和小学校測定所(市道尼崎豊中線)	東園田町4-79							○	○							○	○	平成元年4月	尼崎市	尼崎市
	J	国設尼崎自動車交通環境測定所(国道43号)	東本町4-47地先		○			○	○			○								平成14年4月	環境省	尼崎市
(移動測定局)	—	環境測定車(あおぞら号)	—			○				○	○			○					昭和49年5月	尼崎市	尼崎市	
国土交通省測定局	K	東本町交差点局(国道43号)	東本町4			○				○	○									平成14年4月	国交省	国交省
	L	西本町局(国道43号)	西本町5			○				○	○									平成10年4月	国交省	国交省
	M	五合橋局(国道43号)	西本町3			○				○	○									平成14年4月	国交省	国交省
	N	十間交差点局(国道2号)	東難波町5			○				○	○									平成15年4月	国交省	国交省
阪神高速道路(株)測定所	O	西本町測定所(阪神高速3号神戸線)	西本町3-46							○	○									昭和56年5月	阪高(株)	尼崎市
	P	元浜公園測定所(阪神高速3号神戸線)	元浜町1-1							○	○									昭和56年7月	阪高(株)	尼崎市

備考1 A~Jは大気汚染防止法に基づく常時監視測定所。

● 気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

測定所	月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
		立花北小学校測定所 (北部)	最多風向	NNE	NNE	WSW	WSW	N	SW	N	NNE	NNE W	NNE	
平均風速 (m/秒)	2.4		2.7	2.7	2.8	2.1	2.6	1.7	1.7	1.9	2.3	2.5	2.6	2.3
国設尼崎大気環境測定所 (中部)	最多風向	NNE	NNE	WSW	WSW	N	WSW	NNE	NNE	W	W	W	NNE	NNE
	平均風速 (m/秒)	1.8	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	1.9	1.9	2.0	1.9	2.0	2.1	2.0
琴ノ浦高校測定所 (南部)	最多風向	NE	NE	SW	SW	SW	NE	NE	NE	W	W	W	NE	NE
	平均風速 (m/秒)	2.4	2.6	2.7	3.1	2.7	2.7	2.1	2.3	2.6	2.5	2.8	2.6	2.6

備考1 風向は16方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量

測定所	月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
		国設尼崎大気環境測定所 (中部)	気温(°C)	17.8	19.4	24.0	29.5	30.8	29.0	22.5	15.2	8.4	6.4	
湿度(%)	61		61	69	71	64	65	66	62	55	56	56	60	62
降水量(mm)	133.5		234.0	250.5	123.5	59.0	113.5	125.0	115.0	0.0	19.5	14.5	81.0	1269.0
日射量(MJ/m ² ・日)	15.85		19.52	19.10	20.42	20.38	17.47	11.72	10.12	9.18	10.62	12.49	13.85	15.08

備考1 降水量は月合計値で示し、それ以外については月平均値で示している。

備考2 気温・湿度は測定機器が故障しているため、国設尼崎自動車交通環境測定所(国道43号)のデータを示している。

● 酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

測定所	月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
		国設尼崎大気環境測定所 (中部)	pH	5.49	5.78	5.28	5.15	5.41	5.04	5.48	5.39	0	5.76	
降水量(mm)	241.5		206.5	254.5	119.0	35.5	175.0	160.5	41.5	0	27.5	26.5	61.0	1,349.0

備考1 pHは月平均値、降水量は月合計値。

備考2 降水量は、酸性雨のpHを測定した際の降水量を示す。

● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 大気汚染に係る環境基準の達成状況

測定の対象		一般環境									沿道環境						
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定所・測定局	測定項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		立花北小学校測定所 (北部)	国設尼崎大気環境測定所 (中部)	琴ノ浦高校測定所 (南部)	浜田測定所 (国道2号)	武庫川測定所 (国道43号)	武庫荘総合高校測定所 (県道尼崎宝塚線)	砂田子ども広場測定所 (県道米谷昆陽尼崎線)	上坂部西公園測定所 (県道尼崎池田線)	園和小学校測定所 (市道尼崎豊中線)	国設尼崎自動車交通環境測定所 (国道43号)	東本町交差点局 (国道43号)	西本町局 (国道43号)	五合橋局 (国道43号)	十間交差点局 (国道2号)	西本町測定所 (阪神高速3号神戸線)	元浜公園測定所 (阪神高速3号神戸線)
二氧化硫(SO₂) [ppm]																	
短期的評価		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1時間値の最高値	0.1	0.013	0.014	0.010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1日平均値の最高値	0.04	0.003	0.003	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長期的評価		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1日平均値の2%除外値	0.04	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1日平均値が2日以上連続して0.04 ppmを超えたことの有無	無	無	無	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 1年平均値	なし	0.001	0.000	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一酸化炭素(CO) [ppm]																	
短期的評価		—	○	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1時間値の最高値	20	—	1.4	—	—	5.9	—	1.4	—	—	2.0	—	—	—	—	—	—
1日平均値の最高値	10	—	0.6	—	—	0.5	—	0.6	—	—	0.6	—	—	—	—	—	—
長期的評価		—	○	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1日平均値の2%除外値	10	—	0.4	—	—	0.5	—	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—
1日平均値が2日以上連続	無	—	無	—	—	無	—	無	—	—	無	—	—	—	—	—	—

して10 ppmを超えたことの有無																	
(参考) 1年平均値	なし	—	0.2	—	—	0.3	—	0.3	—	—	0.4	—	—	—	—	—	—
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m³]																	
短期的評価	×	○	×	—	×	×	×	—	—	—	×	○	×	○	—	—	
1時間値の最高値	0.20	0.139	0.079	0.139	—	0.156	0.177	0.191	—	—	—	0.151	0.092	0.146	0.083	—	—
1日平均値の最高値	0.10	0.105	0.058	0.104	—	0.123	0.141	0.141	—	—	—	0.108	0.068	0.109	0.062	—	—
長期的評価	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	
1日平均値の2%除外値	0.10	0.035	0.032	0.036	—	0.038	0.036	0.037	—	—	—	0.034	0.035	0.035	0.034	—	—
1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m ³ を超えたことの有無	無	無	無	無	—	無	無	無	—	—	—	無	無	無	無	—	—
(参考) 1年平均値	なし	0.015	0.014	0.015	—	0.014	0.015	0.016	—	—	—	0.014	0.014	0.014	0.013	—	—
光化学オキシダント (Ox) [ppm]																	
短期的評価	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昼間の1時間値の最高値	0.06	0.098	0.094	0.097	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数	なし	65	61	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数	なし	280	286	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 監視期間の平均値	なし	0.038	0.037	0.036	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考5 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考6 光化学オキシダントの監視期間は毎年4月20日（土曜の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日）から10月19日（土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考7 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

測定の対象		一般環境			沿道環境													
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省					阪神高速道路(株)	
測定項目	測定所・測定局	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	
		立花北小学校測定所 (北部)	国設尼崎大気環境測定所 (中部)	琴ノ浦高校測定所 (南部)	浜田測定所 (国道2号)	武庫川測定所 (国道43号)	武庫荘総合高校測定所 (県道尼崎宝塚線)	砂田子ども広場測定所 (県道米谷昆陽尼崎線)	上坂部西公園測定所 (県道尼崎池田線)	園和小学校測定所 (市道尼崎豊中線)	国設尼崎自動車交通環境測定所 (国道43号)	東本町交差点局 (国道43号)	西本町局 (国道43号)	五合橋局 (国道43号)	十間交差点局 (国道2号)	西本町測定所 (阪神高速3号神戸線)	元浜公園測定所 (阪神高速3号神戸線)	
二酸化窒素 (NO₂) [ppm]																		
評価		○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	
1日平均値の年間98%値	0.06	0.021	0.018	0.027	0.028	0.033	0.025	0.028	0.028	0.025	—	0.038	0.032	0.036	0.032	0.033	0.035	
(参考) 1年平均値	なし	0.008	0.010	0.012	0.012	0.016	0.012	0.012	0.013	0.011	—	0.022	0.015	0.019	0.016	0.016	0.019	

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考5 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

備考6 国設尼崎大気環境測定所(中部)については、測定日数が不足しているため参考値とする。

表 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の達成状況

測定局の対象		一般環境			沿道環境													
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省					阪神高速道路(株)	
測定項目	測定所・測定局	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	
		立花北小学校測定所 (北部)	国設尼崎大気環境測定所 (中部)	琴ノ浦高校測定所 (南部)	浜田測定所 (国道2号)	武庫川測定所 (国道43号)	武庫荘総合高校測定所 (県道尼崎宝塚線)	砂田子ども広場測定所 (県道米谷昆陽尼崎線)	上坂部西公園測定所 (県道尼崎池田線)	園和小学校測定所 (市道尼崎豊中線)	国設尼崎自動車交通環境測定所 (国道43号)	東本町交差点局 (国道43号)	西本町局 (国道43号)	五合橋局 (国道43号)	十間交差点局 (国道2号)	西本町測定所 (阪神高速3号神戸線)	元浜公園測定所 (阪神高速3号神戸線)	
微小粒子状物質 (PM_{2.5}) [μg/m ³]																		
評価		—	○ (—)	—	—	○ (—)	○ (—)	○ (—)	○ (—)	—	○ (—)	—	—	—	—	—	—	
1日平均値の年間98パーセントイル値 (短期基準)	35	—	26.7	—	—	25.5	26.3	27.5	26.3	—	25.2	—	—	—	—	—	—	
		—	(—)	—	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
1年平均値 (長期基準)	15	—	9.7	—	—	9.0	9.5	9.7	8.7	—	10.4	—	—	—	—	—	—	
		—	(—)	—	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ()は黄砂の影響を除いた場合の結果を示すが、環境基準を達成している場合は算出、評価していない((—)として示す)。

備考5 1日平均値の年間98パーセントイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況の評価の際の値として用いる。

備考6 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

表 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準の達成状況

測定局の種類		一般環境					沿道環境											
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省					阪神高速道路(株)	
測定所・測定局	測定項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	
		立花北小学校測定所 (北部)	国設尼崎大気環境測定所 (中部)	琴ノ浦高校測定所 (南部)	浜田測定所 (国道2号)	武庫川測定所 (国道43号)	武庫荘総合高校測定所 (県道尼崎宝塚線)	砂田子ども広場測定所 (県道米谷昆陽尼崎線)	上坂部西公園測定所 (県道尼崎池田線)	園和小学校測定所 (市道尼崎豊中線)	国設尼崎自動車交通環境測定所 (国道43号)	東本町交差点局 (国道43号)	西本町局 (国道43号)	五合橋局 (国道43号)	十間交差点局 (国道2号)	西本町測定所 (阪神高速3号神戸線)	元浜公園測定所 (阪神高速3号神戸線)	
ベンゼン [mg/m ³]																		
評価		—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年平均値	0.003	—	—	0.00069	—	0.00080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン [mg/m ³]																		
評価		—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年平均値	0.13	—	—	0.0007	—	0.00027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン [mg/m ³]																		
評価		—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年平均値	0.2	—	—	0.00028	—	0.00022	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン [mg/m ³]																		
評価		—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年平均値	0.15	—	—	0.0022	—	0.0012	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>

● 主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）

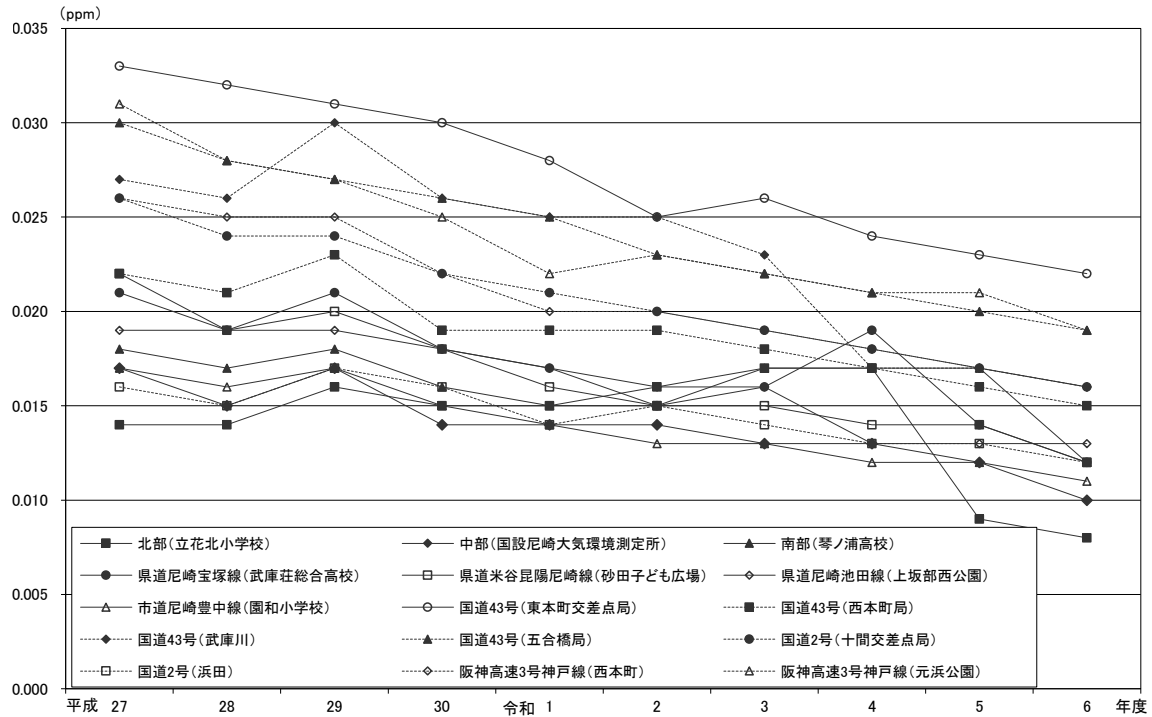


図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）

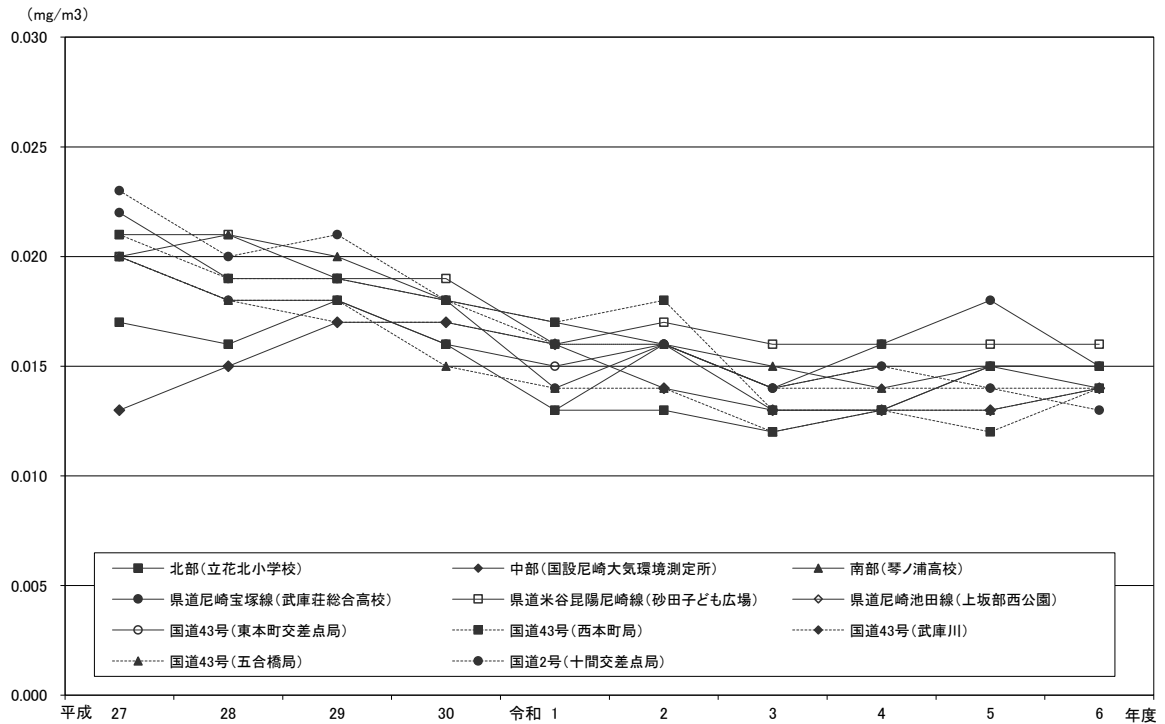
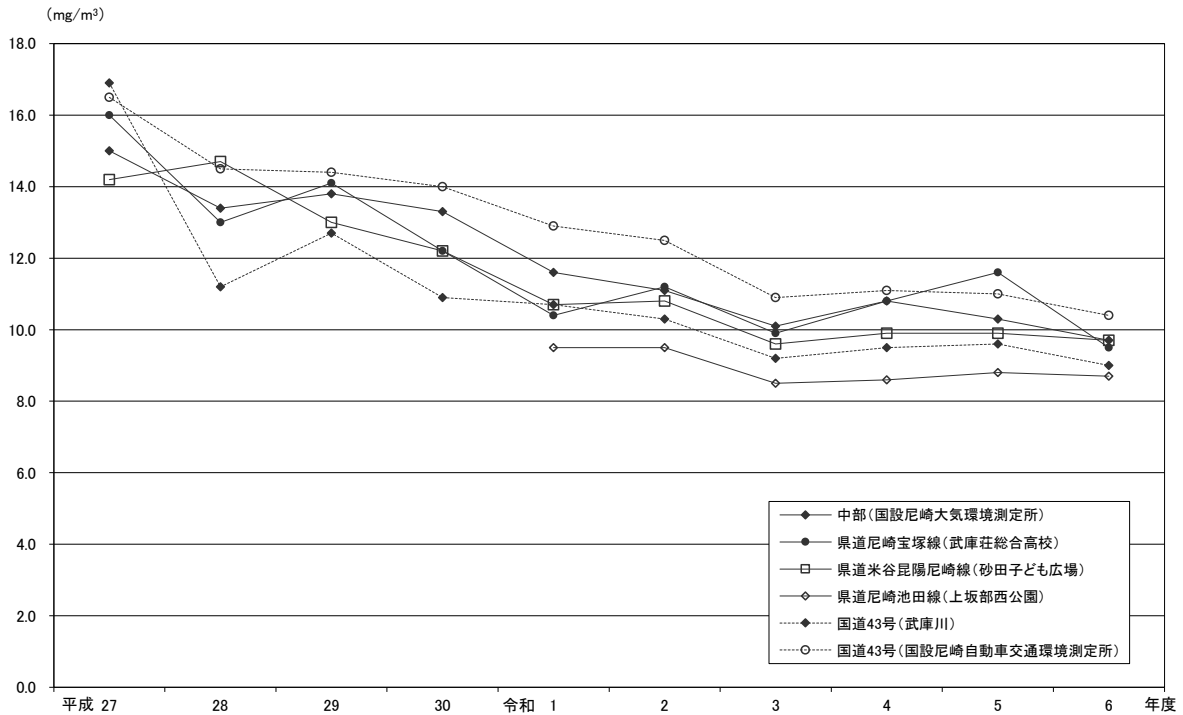


図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



● 環境測定車（あおぞら号）による測定結果

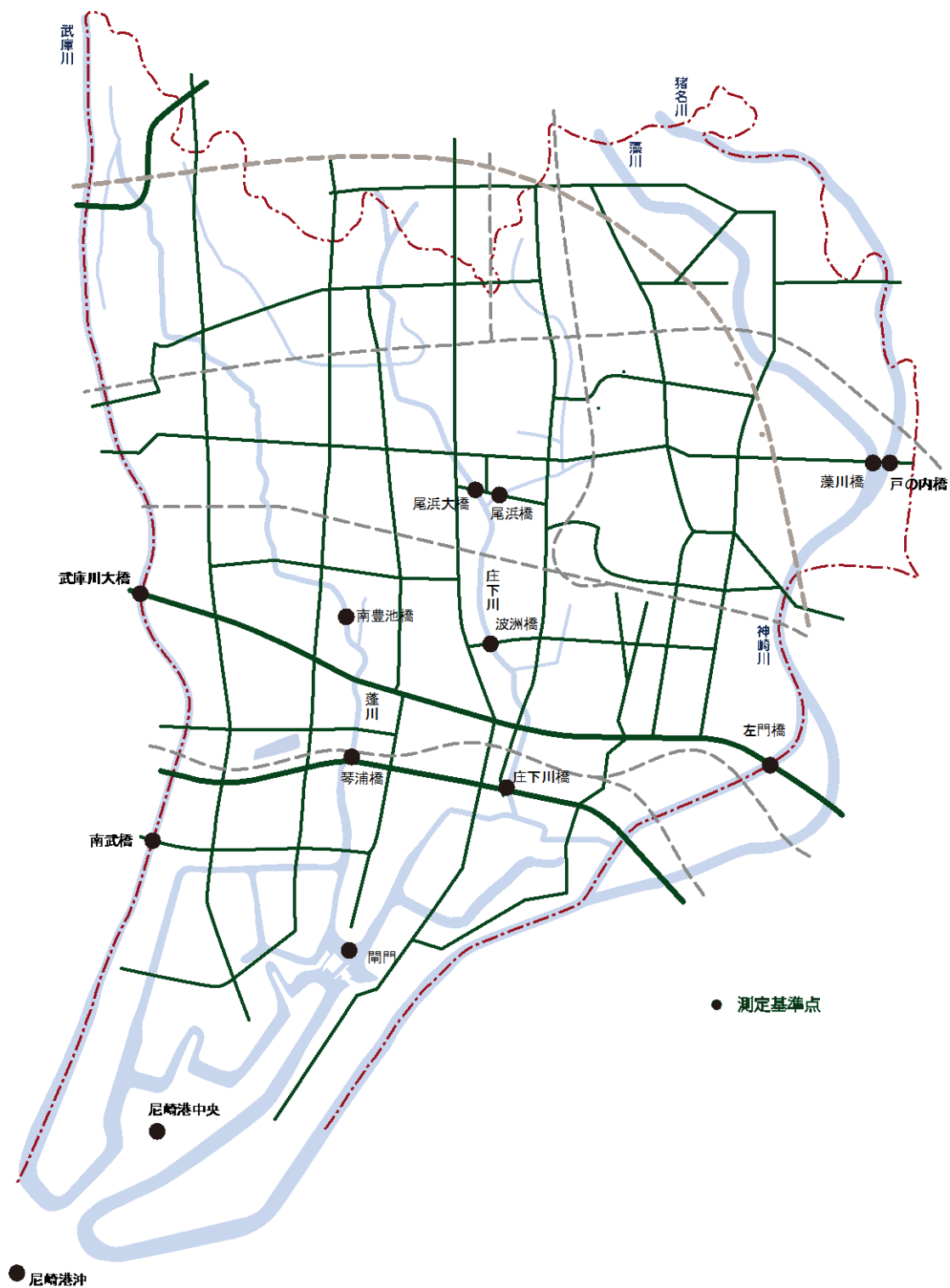
表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

測定地点		測定期間	測定日数 (日)	期間平均値		
				浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)
国道43号	東本町2丁目	4/25～5/21	25	0.012	0.004	0.015
道意線	道意町6丁目	6/6～7/2	25 (20)	0.013	0.004	0.014
昭和東本町線	東大物町1丁目	7/11～8/6	25	0.019	0.003	0.010
国道43号	東本町2丁目	8/20～9/19	29	0.015	0.010	0.013
昭和東本町線	東大物町1丁目	—	—	—	—	—
大物線	東松島町3丁目	11/7～12/3	25	0.009	0.005	0.014
山手幹線	栗山町2丁目	1/7～2/6	29	0.011	0.003	0.013
尼崎港線	東向島東之町	2/13～3/11	25	0.013	0.008	0.019

- 備考1 測定日数は158日（設置から撤収に至る日数）
- 備考2 昭和49年5月から継続的に測定を行っている。
- 備考3 道意線の浮遊粒子状物質のみ測定日数20日間。
- 備考4 昭和東本町線はあおぞら号の故障により未測定。

水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

項目	測定地点 環境基準	河川										海域			
		神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系			蓬川水系		大阪湾			
		神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川		昆陽川	蓬川		大阪湾			
		左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央	開門
カドミウム	0.003 mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
六価クロム	0.02 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
砒素	0.01 mg/L	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 mg/L	—	< 0.0006	< 0.0006	—	< 0.0006	< 0.0006	—	< 0.0006	< 0.0006	—	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006

シマジン	0.003 mg/L	—	< 0.0003	< 0.0003	—	< 0.0003	< 0.0003	—	< 0.0003	< 0.0003	—	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02 mg/L	—	< 0.002	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 mg/L	—	< 0.001	< 0.001	—	< 0.001	< 0.001	—	< 0.001	< 0.001	—	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L	1.9	4.6	1.8	0.62	0.52	0.61	0.62	0.66	0.41	0.49	0.49	0.36	0.44	2.1
ふっ素	0.8 mg/L	0.19	0.14	0.16	—	0.26	0.28	0.23	0.29	0.37	—	0.43	—	—	—
ほう素	1 mg/L	0.79	0.17	0.17	—	0.11	0.13	0.13	0.12	0.1	—	0.11	—	—	—
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	—	< 0.005	< 0.005	—	< 0.005	< 0.005	—	< 0.005	< 0.005	—	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 < は1年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未達を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

項目	河川												海域		
	神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系				蓬川水系		大阪湾			
	神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川		昆陽川	蓬川		大阪湾				
	左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央	開門	
環境基準の水域類型	B	D	B	C	C	C	C	C	C	なし	なし	C	C	C	
水素イオン濃度 (pH)															
評価	○	○	○	○	×	○	×	○	○	—	—	×	×	×	
環境基準	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	なし		7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	
日間平均値の最小値	7.0	7.0	7.2	7.7	7.8	7.7	7.7	7.7	7.8	7.6	7.7	7.7	7.8	7.7	
日間平均値の最大値	7.5	7.6	7.8	8.0	8.7	8.5	8.6	8.2	8.3	8.3	8.0	8.5	8.6	8.9	
(参考)年間平均値	7.3	7.3	7.5	7.9	8.1	8.0	8.1	7.9	8.0	7.9	7.9	8.1	8.1	8.5	
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]															
評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
環境基準	3以下	8以下	3以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	なし		なし			
75%水質値	2.2	2.9	1.6	1.5	1.2	1.6	2.0	1.2	1.8	2.5	0.7	—	—	—	
(参考)年間平均値	1.9	2.6	1.3	1.4	1.1	1.4	1.3	1.1	1.5	2.0	0.8	—	—	—	
化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]															
評価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
環境基準	なし			なし		なし				なし		8以下	8以下	8以下	
75%水質値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.7	4.7	6.1	
(参考)年間平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.1	4.1	5.8	
浮遊物質量 (SS) [mg/L]															
評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
環境基準	25以下	100以下	25以下	50以下	50以下	50以下	50以下	50以下	50以下	なし		なし			
日間平均値の最大値	11	9	9	9	19	9	6	5	21	6	9	—	—	—	
(参考)年間平均値	6	4	4	6	6	6	5	3	7	3	4	—	—	—	

溶存酸素量 (D0) [mg/L]															
評価	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準	5以上	2以上	5以上	5以上	5以上	5以上	5以上	5以上	5以上	5以上	なし	2以上	2以上	2以上	
日間平均値の最小値	5.5	5.4	4.9	6.0	8.2	6.9	7.8	6.5	7.6	6.4	6.1	4.2	4.1	8.2	
(参考) 年間平均値	7.0	7.5	8.0	9.0	10	9.1	9.7	9.2	9.3	8.1	8.1	8.8	9.0	11	
大腸菌数 [CFU/100 mL]															
評価	×	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
環境基準	1,000 以下	なし	1,000 以下	なし		なし				なし		なし			
90 %水質値	21,000	25,000	900	420	550	9,000	4,400	2,200	2,100	660	840	15,000	20	52	
(参考) 年間平均値	7,707	6,385	530	137	169	2,092	1,150	812	501	314	675	2,553	8	17	
n-ヘキサン抽出物 (油分等) [mg/L]															
評価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
環境基準	なし			なし			なし				なし		なし		
日間平均値の最大値	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
環境基準の水域類型															
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	IV	IV	IV
全窒素 [mg/L]															
評価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	
環境基準	なし			なし			なし				なし		1 以下	1 以下	1 以下
年間平均値	2.7	5.5	2.3	0.94	0.86	1.0	0.92	0.97	0.85	1.0	0.79	1.1	1.2	2.7	
全磷 [mg/L]															
評価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	×	○	
環境基準	なし			なし			なし				なし		0.09 以下	0.09 以下	0.09 以下
年間平均値	0.26	0.72	0.2	0.055	0.052	0.076	0.052	0.044	0.077	0.067	0.061	0.088	0.097	0.061	

備考 1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考 3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考 4 < は報告値下限値未滿を示す。

備考 5 75 %水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて 75 %目に該当する値。河川の BOD や海域での COD の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考 6 水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

備考 7 90 %水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて 90 %目に該当する値。大腸菌数の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

項目	河川											海域		
	神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系			蓬川水系			大阪湾		
	神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川		昆陽川	蓬川		大阪湾			
	左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央	開門
環境基準の水域類型	生物B	生物B	生物B	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	生物A	生物A	生物A
全亜鉛 [mg/L]														
評価	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
環境基準	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	なし		なし			なし		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
年間平均値	0.019	0.024	0.015	0.011	0.009	0.013	0.014	0.010	0.021	0.009	0.014	0.008	0.008	0.015
ノニルフェノール [mg/L]														
評価	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
環境基準	0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下	なし		なし			なし		0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下	
年間平均値	0.00011	0.00006	0.00006	—	0.00006	0.00009	—	0.00008	0.00007	—	0.00007	0.00006	0.00007	0.00007
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L]														
評価	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
環境基準	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下	なし		なし			なし		0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	
年間平均値	0.0026	0.0020	0.0008	—	< 0.0006	0.0013	—	0.0050	0.0013	—	0.0013	0.0006	0.0039	< 0.0006

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

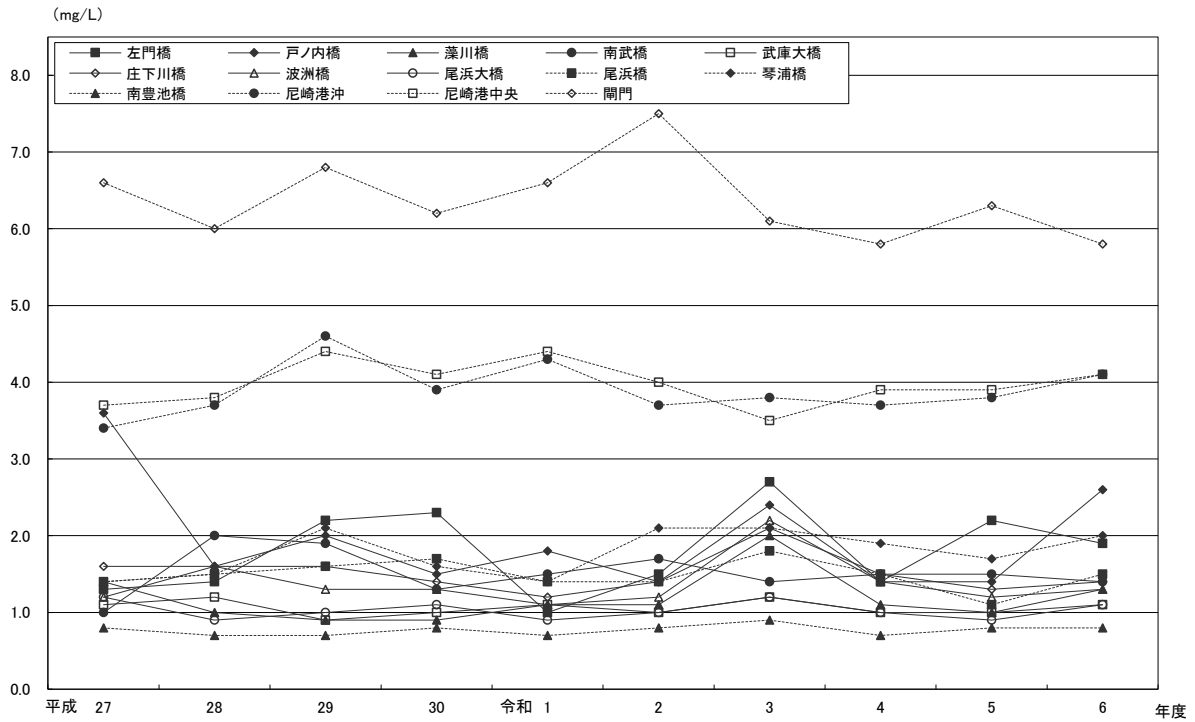
備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す、ND は検出限界以下を示す。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

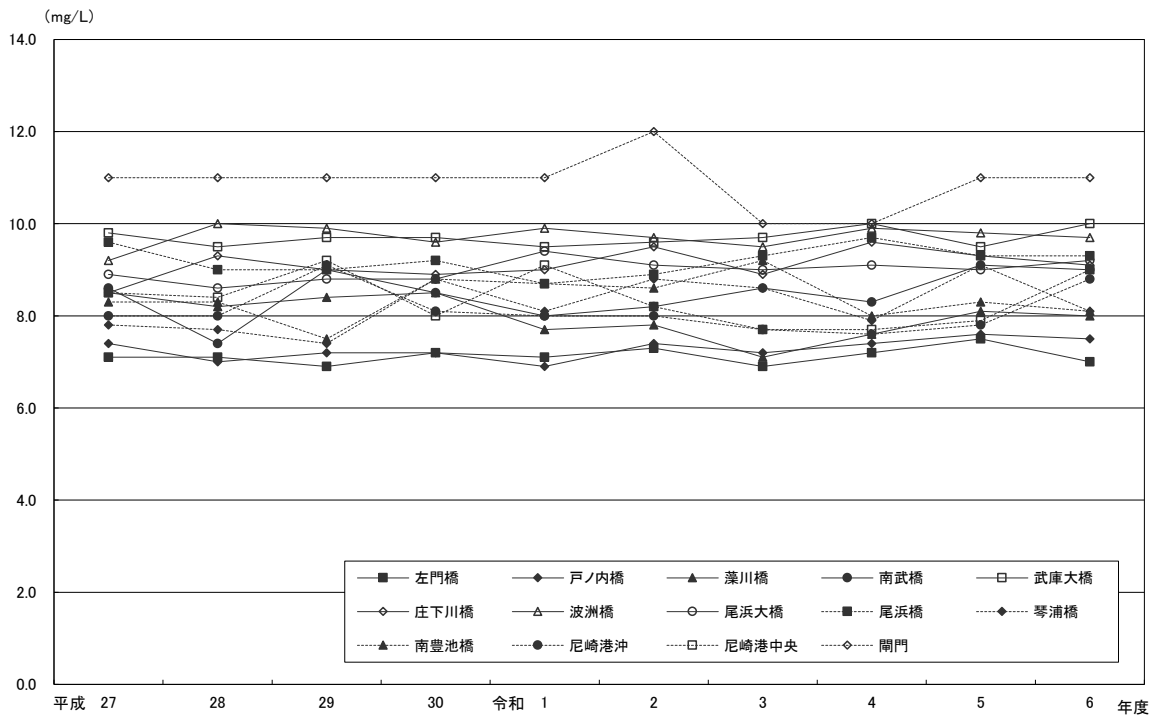
● 主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



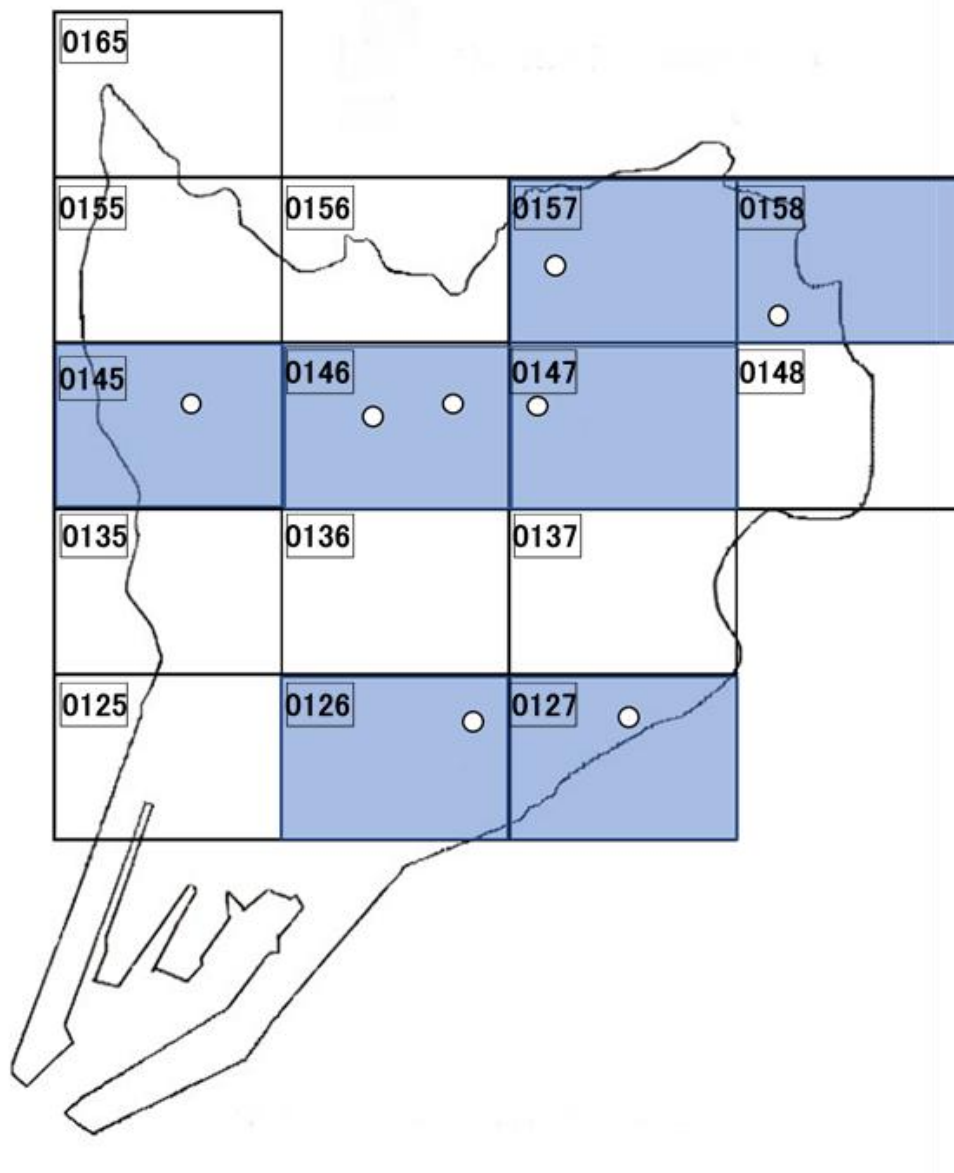
備考1 海域についてはCODの値を示す。

図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



水質（地下水）

図 地下水における水質調査地点



備考1 ○は調査地点を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

調査地域番号		0126	0127	0145	0146	0146-2	0146-3	0147	0147-2	0157	0158
調査区分		概況	概況	概況	概況	継続監視	概況	概況	継続監視	概況	概況
項目	調査地区	北城内	杭瀬南新町	南武庫之荘	南塚口町	南塚口町	栗山町	東塚口町	東塚口町	南清水	東園田町
	環境基準										
カドミウム	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001
六価クロム	0.02 mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素	0.01 mg/L	0.001	0.007	0.002	<0.001	—	0.001	<0.001	—	0.002	0.003
総水銀	0.0005 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND
P C B	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002 mg/L	<0.0002	0.01	<0.0002	—	0.0049	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	—	0.013	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	0.003	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	0.0022	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001
セレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	0.001	<0.001
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 mg/L	1.2	<0.055	<0.055	0.060	—	0.055	0.44	—	9.3	0.9
ふっ素	0.8 mg/L	0.20	0.22	0.18	0.15	—	0.21	0.15	—	0.18	0.27
ほう素	1 mg/L	0.12	0.17	0.08	0.24	—	0.11	0.06	—	<0.05	<0.05
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 <は報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

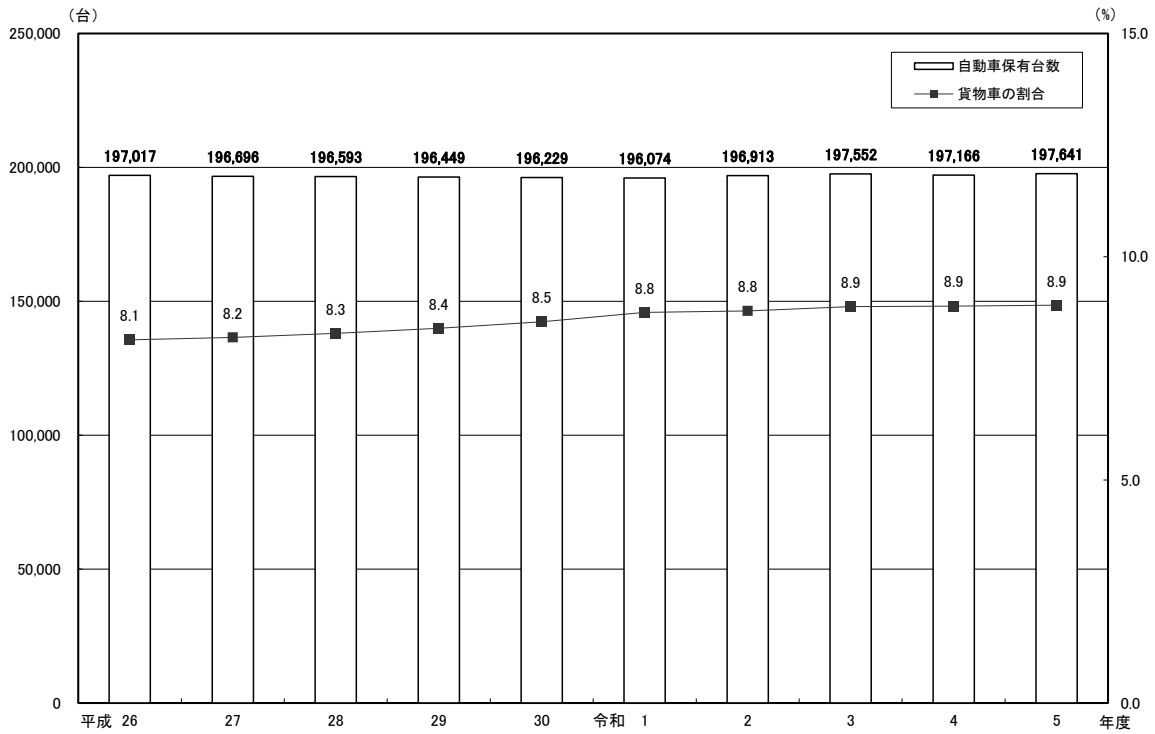
備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

騒音・振動（自動車）

● 自動車保有台数

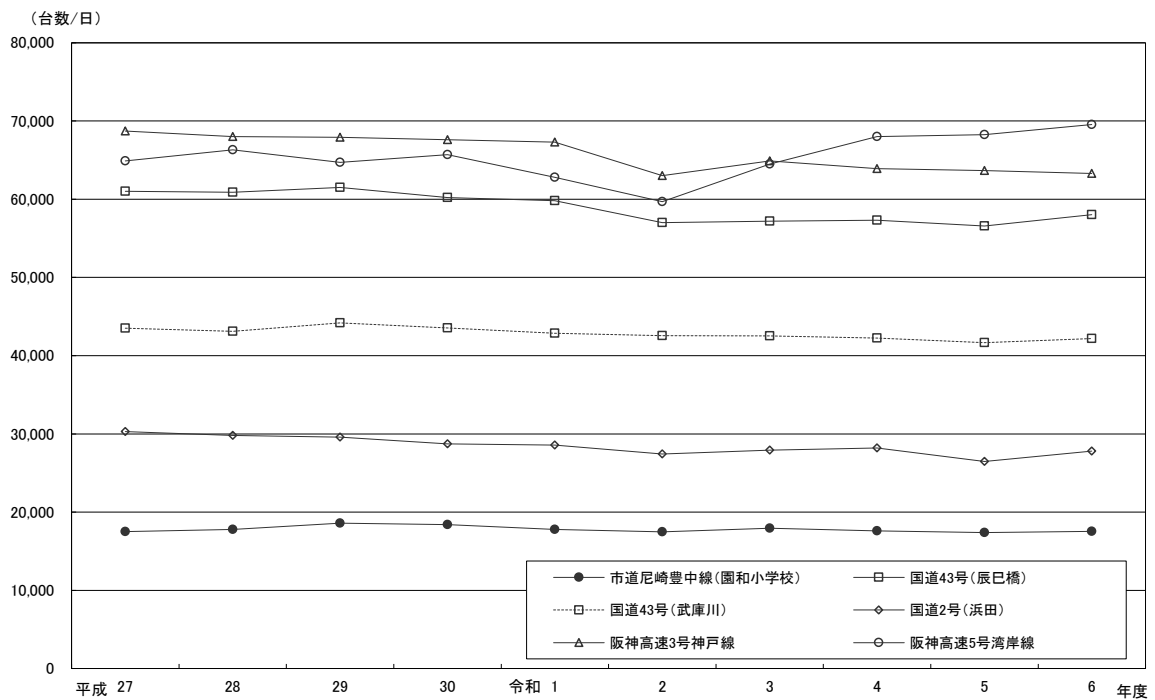
図 自動車保有台数の推移



備考 1 尼崎市統計書より作成

● 日平均交通量

図 日平均交通量の推移



● 騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

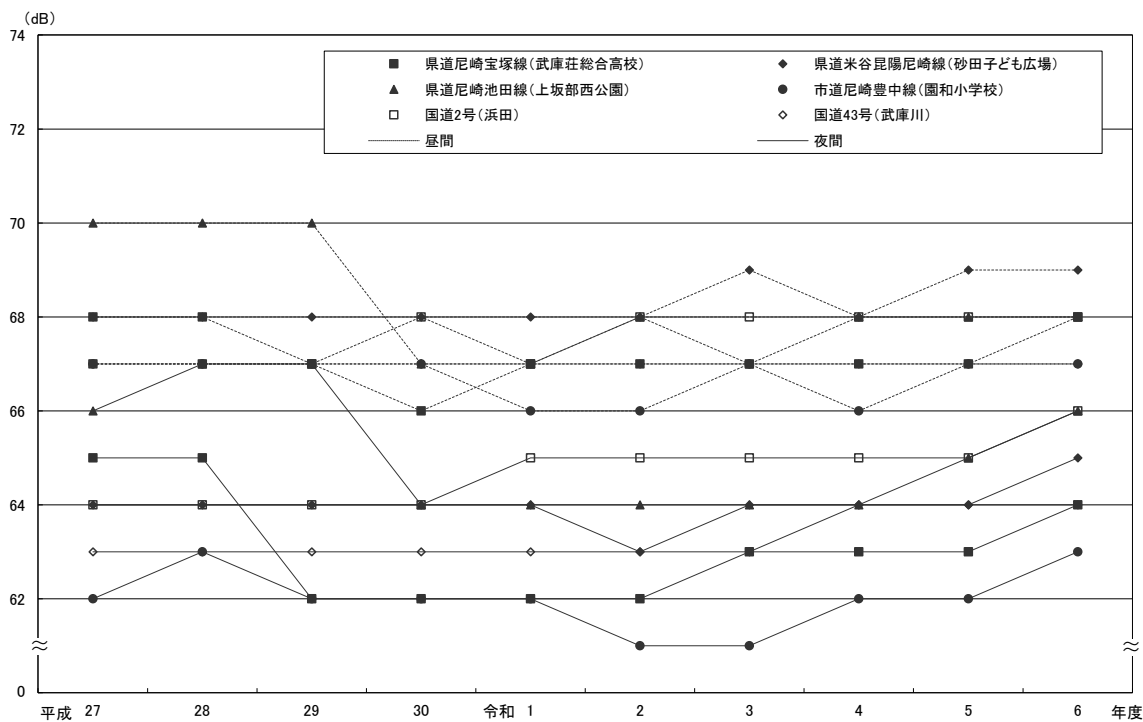
区分	環境基準	武庫荘総合高校測定所 (県道尼崎宝塚線)	砂田子ども広場測定所 (県道米谷昆陽尼崎線)	上坂部西公園測定所 (県道尼崎池田線)	園和小学校測定所 (市道尼崎豊中線)	浜田測定所 (国道2号)	武庫川測定所 (国道43号)
昼間	70	68	69	68	67	68	67
夜間	65	64	65	66	63	66	64

(単位：dB)

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

● 騒音の推移

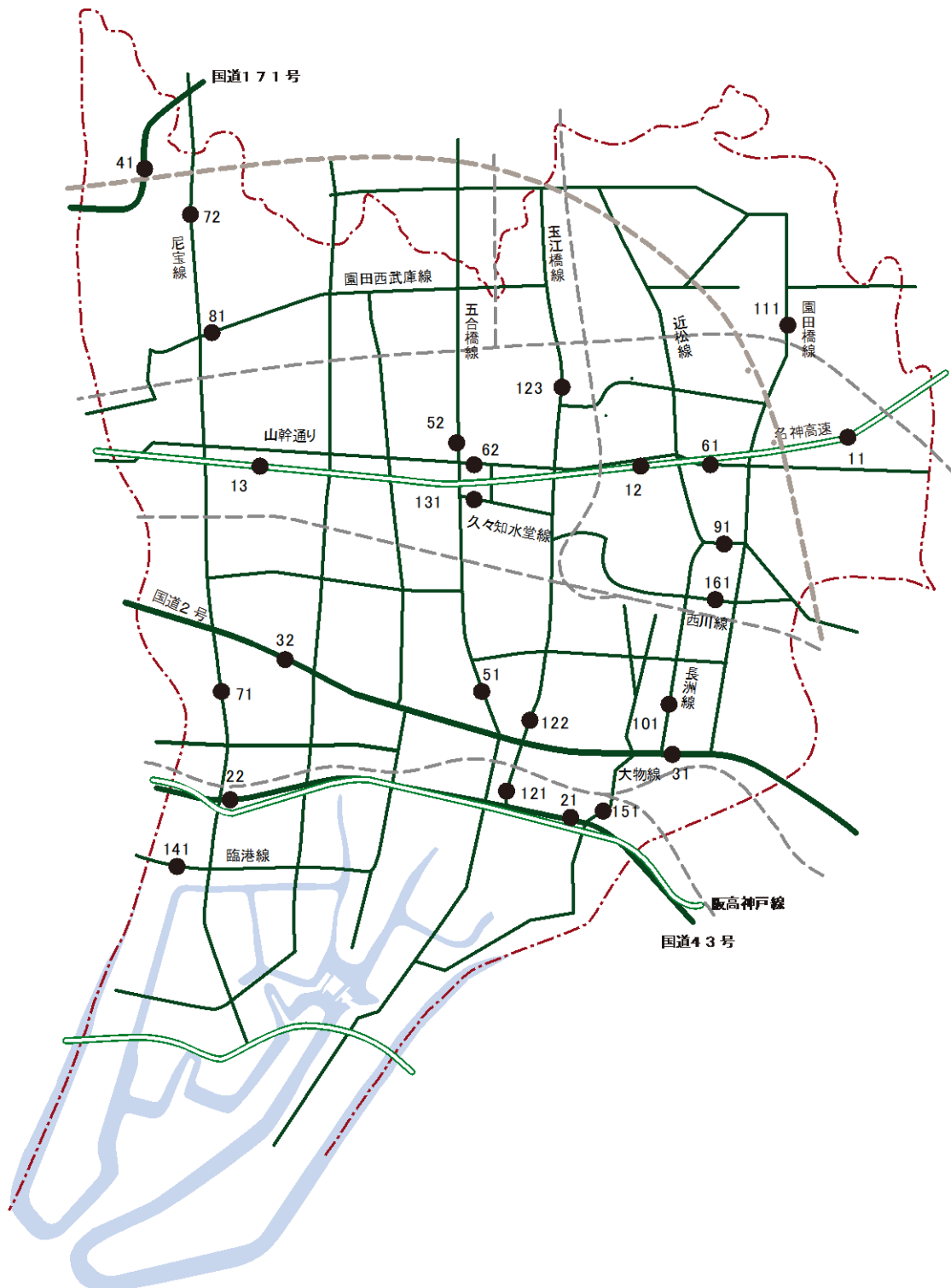
図 騒音(L_{Aeq})の推移



備考1 県道米谷昆陽尼崎線(砂田子ども広場)、国道43号(武庫川)は通年測定。その他は、年間約3ヶ月間の測定の結果である。

● 騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

路線 番号	道路名	地点 番号	測定場所	車線数	用途地域	騒音 L _{Aeq} (dB)			振動 L ₁₀ (dB)			交通量 (昼間・夜間：台/時間、日平均：台/日)				大型車混入率 (%)		速度 (km/h)		備考
						昼間	夜間	日平均	昼間	夜間	日平均	昼間	夜間	日平均	前年比	昼間	夜間	大型	小型	
1	名神高速	11	弥生ヶ丘町1	4	第2種住居地域	70	67	69	—	—	—	—	—	15,214	0.98	—	—	—	—	令和6年度測定
		12	久々知2-29-13	4	工業地域	65	60	64	—	—	—	—	—	53,754	1.00	—	—	—	—	
		13	水堂町1-11-18	4	第1種住居地域	69	65	68	45	43	44	—	—	42,731	0.96	—	—	—	—	
2	国道43号	21	南城内2-35	6	準工業地域	67	63	66	—	—	—	(3,342)	—	—	—	(26.6)	—	42.2	45.2	
		22	武庫川町1-25	6	準住居地域	67	63	66	44	41	43	2,391	678	43,685	1.01	(29.6)	—	50.1	53.9	
3	国道2号	31	杭瀬本町3-3	4	近隣商業地域	71	67	70	38	30	34	(1,635)	—	—	—	(11.0)	—	42.8	41.6	
		32	大庄北5-2	4	近隣商業地域	68	65	67	—	—	—	1,551	445	28,375	1.01	(7.6)	—	43.7	48.4	
4	国道171号	41	西昆陽1-26	4	準住居地域	69	66	69	31	28	30	(2,400)	—	—	—	(11.4)	—	43.6	44.6	
5	五合橋線	51	東難波町3-20	4	準住居地域	69	65	68	41	34	37	(1,068)	—	—	—	(17.1)	—	42.4	45.2	
		52	南塚口町7-17	4	準住居地域	68	62	66	37	30	33	(1,395)	—	—	—	(9.2)	—	40.5	40.4	
6	山幹通り	61	下坂部3-21-18	4	準工業地域	62	55	61	38	37	37	(1,164)	—	—	—	(10.3)	—	56.1	35.9	
		62	南塚口町6-10	6	工業地域	65	61	64	—	—	—	(1,617)	—	—	—	(7.6)	—	44.7	44.4	
7	尼宝線	71	大庄西町2-4	4	準住居地域	69	65	68	41	33	37	(861)	—	—	—	(27.9)	—	51.2	54.2	
		72	武庫之荘8-31	4	第2種住居地域	67	61	65	37	32	34	(404)	—	—	—	(24.6)	—	44.2	45.9	
8	園田西武庫線	81	武庫之荘3-15	2	第1種住居地域	64	59	63	32	26	29	(705)	—	—	—	(6.4)	—	38.1	38.8	
9	近松線	91	次屋2-3-1	4	工業地域	66	60	64	39	31	34	(657)	—	—	—	(15.0)	—	36.1	38.0	
10	長洲線	101	長洲東通2-12-1	4	第1種住居地域	61	54	60	34	<25	29	(627)	—	—	—	(16.7)	—	34.5	34.9	
11	園田橋線	111	東園田町4-79	4	第1種住居地域	66	61	65	39	32	35	1,022	194	17,900	1.02	(13.9)	—	40.2	40.1	
12	玉江橋線	121	開明町1-80	4	第2種住居地域	68	65	67	46	43	45	(729)	—	—	—	(32.5)	—	26.1	28.9	令和5年度測定
		122	東難波町5-29-55	6	工業地域	68	64	67	45	40	42	(1,386)	—	—	—	(27.9)	—	32.6	38.5	令和6年度測定
		123	東塚口町2-2	2	第1種住居地域	67	63	66	—	—	—	(2,034)	—	—	—	(22.6)	—	36.3	40.8	
13	久々知水堂線	131	名神町1-2-32	4	準工業地域	66	60	65	—	—	—	(795)	—	—	—	(24.2)	—	33.9	35.8	令和4年度測定
14	臨港線	141	元浜町5-71-1	4	第1種住居地域	70	64	69	44	41	43	(843)	—	—	—	(31.0)	—	39.1	44.9	令和5年度測定
15	大物線	151	大物町1-8-18	4	準工業地域	69	63	68	—	—	—	(798)	—	—	—	(23.3)	—	33.2	35.7	令和6年度測定
16	西川線	161	浜1-3-1	4	第1種住居地域	66	60	65	—	—	—	(801)	—	—	—	(10.5)	—	40.3	41.9	

45

備考1 騒音における環境基準は、昼間：70 dB、夜間：65 dB、振動における要請限度は、昼間：75 dB、夜間：70 dBである。

※地点番号21のみ「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当せず、環境基準は昼間：65dB、夜間：60 dBとなる。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

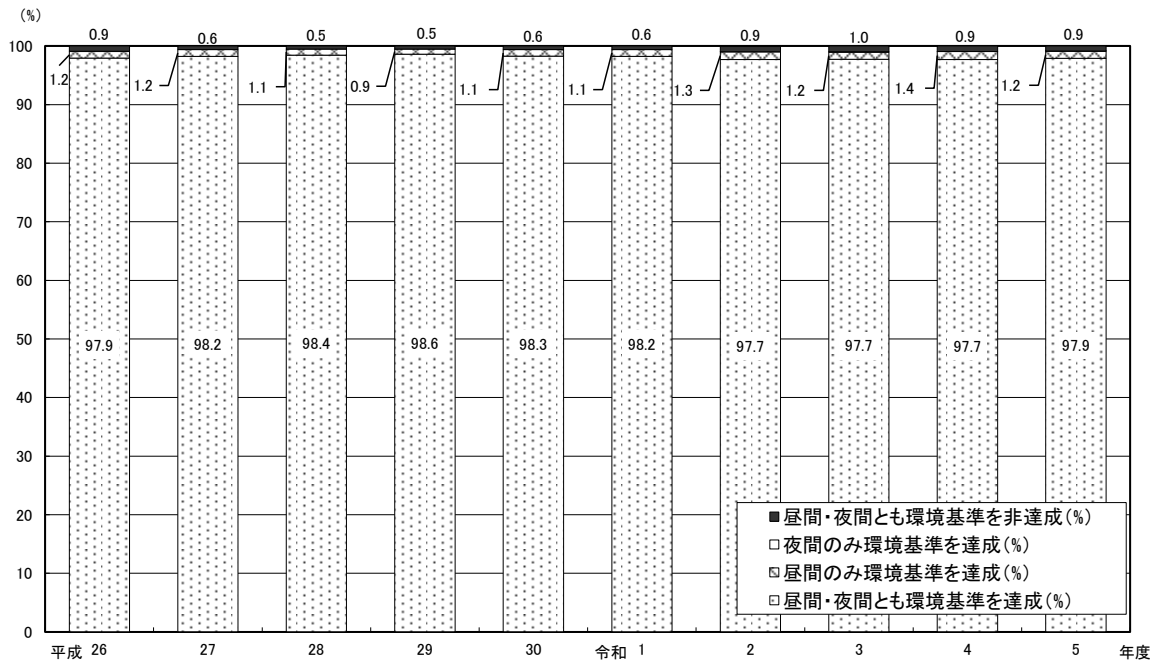
備考3 —は測定していないことを示し、<は測定下限値未満を示す。

備考4 ()については、10時台・14時台における10分交通量からの推計値

備考5 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時、振動の時間区分は、昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～午前8時

● 騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



- 備考1 定点調査を行った16路線が評価対象である。
- 備考2 1路線につき5年ごとの評価となる。
- 備考3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

騒音・振動（新幹線）

● 山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪 - 岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

距離	陸地部		河川部		通過列車本数 (定期)	列車速度 (km/h)	
	住居系	工業系	神崎川	武庫川		上り	下り
6,104m	4,195 m	1,360 m	400 m	149 m	212本/日	194~215	200~227
	5,555 m		549 m				

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(令和 6 年 3 月 16 日 ダイヤ改正時 新大阪 - 姫路間)

備考 2 列車速度は令和 5 年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

● 騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

区分 地区名	上下線側の別	騒音 (dB)			振動 (dB)			列車速度 (km/h)
		12.5 m	25 m	50 m	12.5 m	25 m	50 m	
猪名寺地区	上り	69	68	64	51	51	49	215
	下り	70	69	67	50	49	47	227
食満地区	上り	70	68	61	53	54	52	212
	下り	70	69	67	62	57	48	217
小中島地区	上り	69	66	63	63	57	50	194
	下り	67	64	60	55	51	51	200

備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考 2 騒音の環境基準は 70 dB

備考 3 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

● 騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）

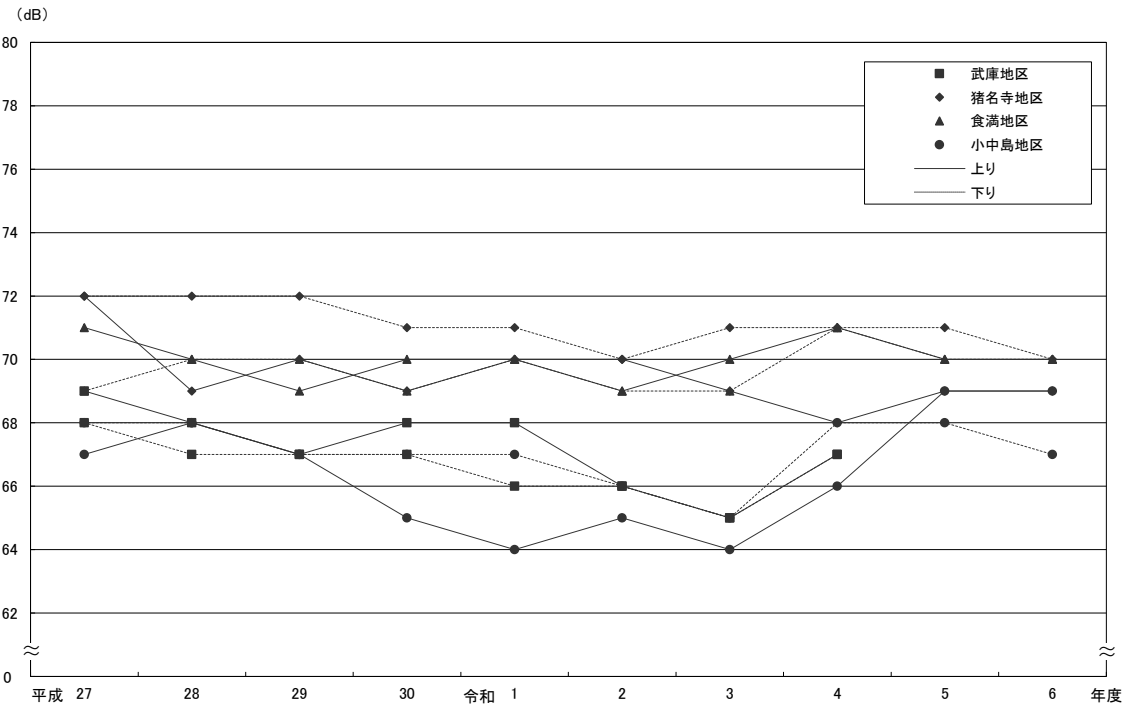
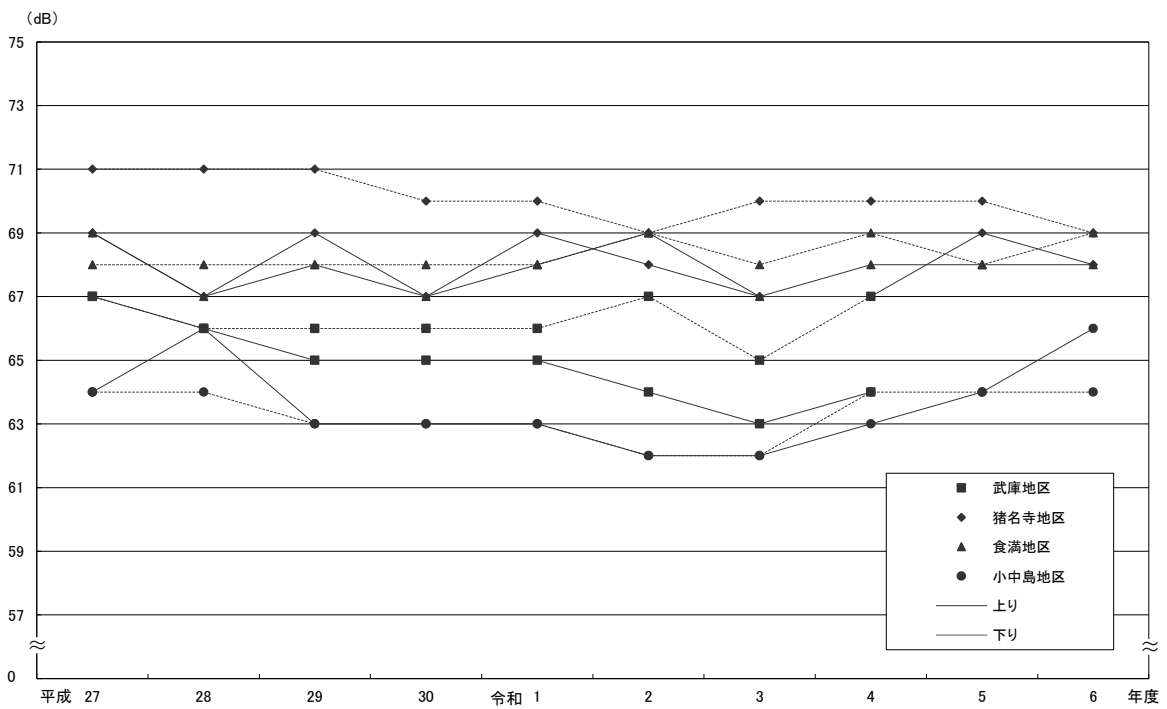


図 騒音の推移（軌道中心から 25 m の地点の結果）



● これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

区分	項目	内容
発生源対策	車両の改良	軽量車両への転換
	弾性枕木の設置	小中島地区 24 m (平成 7 年度)、54 m (平成 9 年度) 瓦宮地区 120 m (平成 14 年度) 瓦宮、食満地区 474 m (平成 4 年度)、123 m (平成 5 年度)、 食満地区 108 m (平成 6 年度) 食満、南清水地区 1,540 m (平成 2 年度) 武庫、食満、南清水地区 1,094 m (平成 3 年度) 武庫地区 977 m (平成元年度)
	バラストマットの敷設	神崎地区 400 m (昭和 51 年度)、80 m (平成 16 年度)、100 m (平成 19 年度) 善法寺地区 179 m (平成 20 年度)、 小中島地区 50 m (平成 22 年度)、53 m (平成 27 年度)、120 m (平成 28 年度)、 60 m (平成 30 年度)、43 m (令和 2 年度) 瓦宮地区 506 m (昭和 51 年度～平成元年度)、186 m (平成 17 年度)、274 m (平成 27 年度)、71 m (平成 28 年度) 食満地区 240 m (昭和 47 年度)、110 m (平成 6 年度)、177 m (平成 21 年度)、 143 m (平成 22 年度)、251 m (平成 23 年度)、264 m (平成 24 年度)、261 m (平成 26 年度)、97 m (平成 29 年度)、27 m (令和元年度) 猪名寺地区 38 m (平成 22 年度)、100 m (平成 24 年度)、29 m (平成 28 年度)、 150 m (令和 2 年度)、180 m (令和 3 年度) 武庫地区 193 m (平成 2 年度)、44 m (平成 6 年度)、120 m (平成 8 年度)、58 m (平成 29 年度)、134 m (平成 30 年度)、60 m (令和元年度)
	レールの研磨	全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨 (1～2年に1回、頻度や場所はレール状態による)
	運行方法の改善	騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行 (昭和 62 年度)
	防音壁等の設置	側壁に吸音板の内張り (昭和 49 年度完成) 側壁 (軌道面から高さ 1.3 m) の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除き、ほぼ全線に設置 (昭和 53 年度、平成 6 年度) 防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置 (昭和 61 年度、平成 2 年度)
周辺対策	民家防音工事助成	昭和 53 年度から、80 dB を超える家屋 646 戸、75～80 dB の家屋 1,207 戸について実施
	教育施設防音工事助成	沿線の園田小学校 (昭和 59 年度)、園田中学校 (昭和 59 年度)、小田北中学校 (昭和 60 年度) について実施
	民家防振工事助成	振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施 (昭和 59 年度) 2 棟 5 戸
	電波障害対策	昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え
	振動実害補償	振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸について旧国鉄が実施

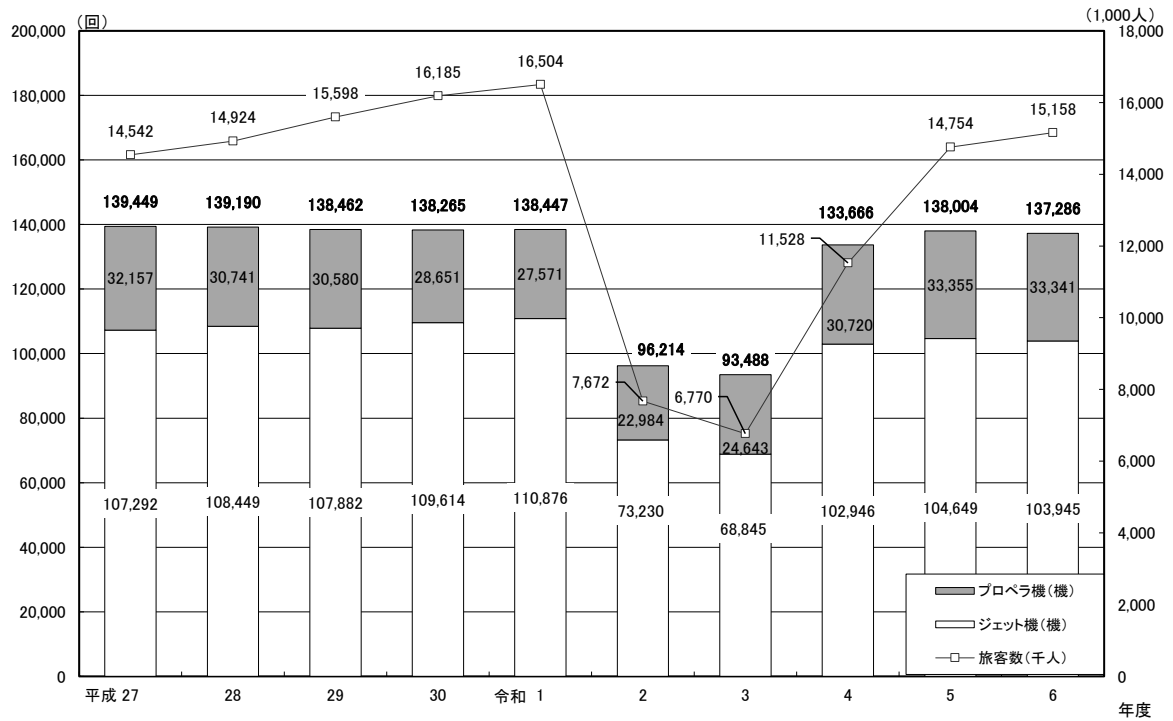
騒音（航空機）

● 大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、311 ha の空港敷地に 1,828 m と 3,000 m の 2 本の滑走路を有しており、年間の処理能力は 175,000 発着です。

令和 6 年度は、航空機の年間発着回数は 137,286 回（376 回/日）で、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の令和元年度に比べ 99.2% となっています。このうちジェット機の発着回数は 104,649 回（285 回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

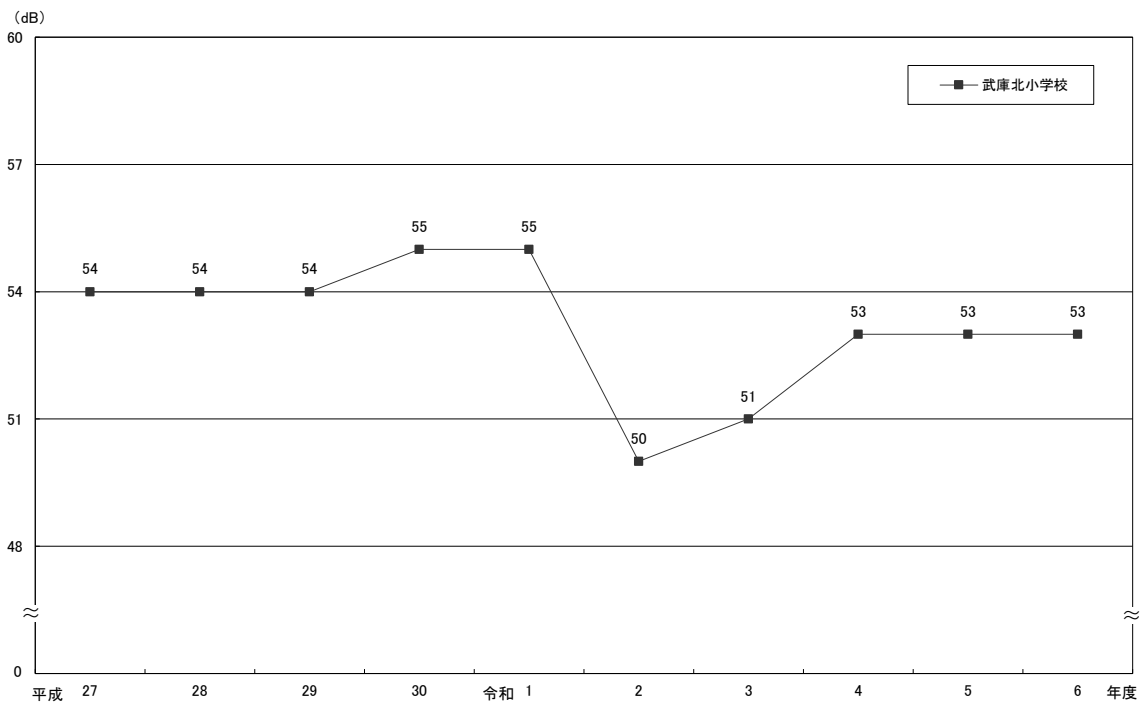
図 大阪国際空港の発着回数・旅客数



● 定点調査・測定結果

・時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

図 騒音 (L_{den}) の推移

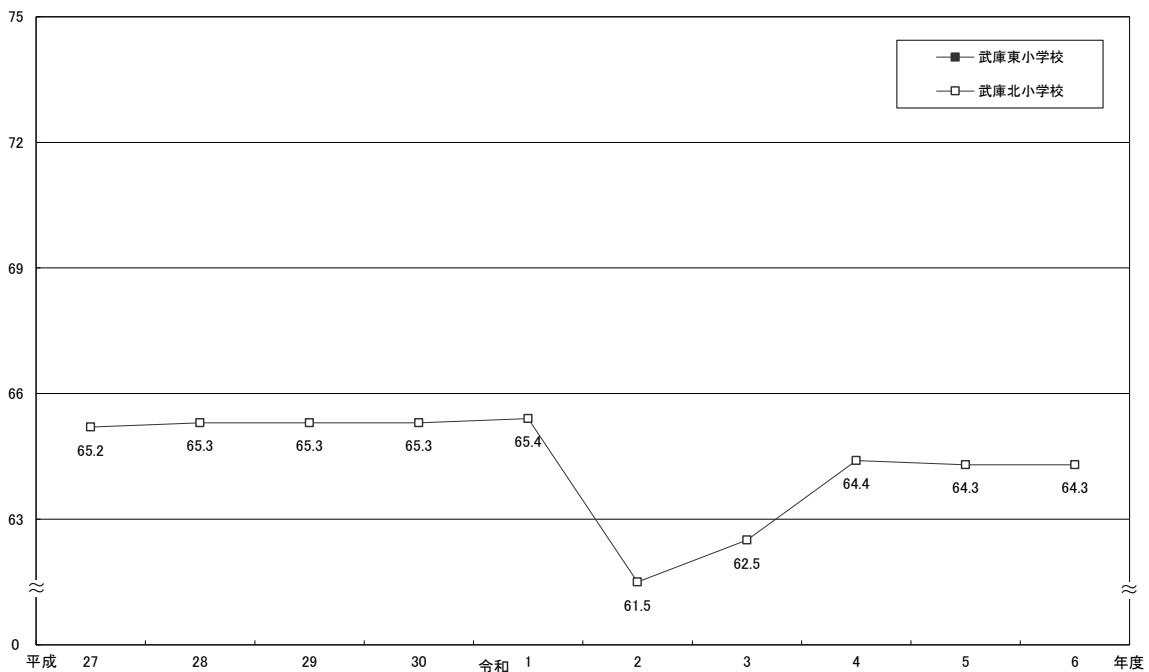


備考1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が WECPNL から L_{den} へと変更されている。

備考2 航空機騒音に係る環境基準は 57 dB である。

・加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL)

図 騒音 (WECPNL) の推移



備考1 武庫東小学校については、校舎の建替えに伴い、平成 25 年 8 月 29 日に新関西国際空港(株)が測定局を廃止した。

● 発着枠別の騒音状況

本市では、武庫西生涯学習プラザにおいて年に1度、1日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しています。各機の騒音値 L_{Ae} を発着枠の種類に応じてジェット機、低騒音ジェット機、プロペラ機の3つの区分に分けて示しました。令和6年度の測定結果は次のとおりです。

表 発着枠別の航空機騒音

	ジェット機	低騒音ジェット機	プロペラ機
最大	85.2	85.8	79.8
最小	80.3	76.6	72.1
パワー平均	82.7	81.6	74.9

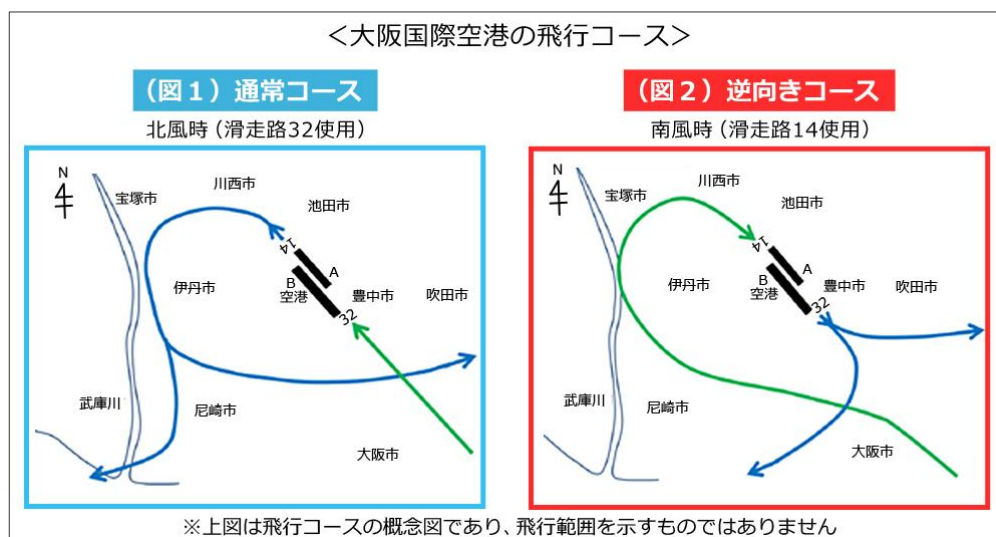
(単位：dB)

● 飛行コース

航空機は、風に向かって離陸する方が揚力を得られるため、東又は南よりの風が強くなると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。一方、逆発着時においては、航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。逆発着の発生する日数の頻度は、令和4年度は3.8% (0.9%)、令和5年度は3.8% (1.2%)、令和6年度は3.8% (0.8%)で、春から夏にかけて多くなります。()内は、運行機数に対する逆発着した航空機の割合

図 飛行コース



備考1 図については関西エアポート(株)ホームページから引用している。

● 大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

発生源対策	機材改良	低騒音機の導入	
		現用機エンジンの低騒音改良	
	運用規制	定期便の発着回数370回/日（ジェット機200回/日・低騒音機170回/日）	
	運航方式の改良	運用時間の短縮（7時～21時）	
騒音軽減運航方式（急上昇方式等）			
空港周辺対策	土地利用 （本市は対象外）	立地規制	
		計画的土地利用 （空港周辺整備計画）	緩衝緑地帯等の整備 空港周辺再開発等
	補償等	防音工事	教育施設等の防音工事 住宅防音工事（本市は平成12年4月1日より対象外）
		共同利用施設整備（本市は平成23年4月1日より対象外）	
		テレビ受信料助成等（本市は平成17年4月1日より対象外） ※平成25年3月31日をもって廃止	
		移転補償（本市は対象外）	

土壌

● 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧

・要措置区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指定なし				

・形質変更時要届出区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要な区域

指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指 - 3号	平成 23 年 11 月 10 日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	1,817.62	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 5号	平成 24 年 2 月 27 日	扇町 22 番 2、43 番の各一部	1,393.4	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
指 - 6号	平成 24 年 5 月 21 日	塚口本町 6 丁目 37 番 4~6、225 番 5・6、塚口本町 8 丁目 1 番 20・23~24・28・29 の各一部	832.96	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 9号	平成 24 年 10 月 22 日	南塚口町 8 丁目 996 番、997 番	411.7	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 10号	平成 24 年 10 月 30 日	潮江 5 丁目 103 番 11、445 番 1 の各一部	1,133.5	ふっ素及びその化合物
指 - 12号	平成 24 年 12 月 11 日 平成 25 年 3 月 7 日	金楽寺町 2 丁目 64 番の一部	4,232.10	六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 13号	平成 24 年 12 月 17 日	潮江 5 丁目 524 番 2 の一部	291.28	ふっ素及びその化合物
指 - 14号	平成 24 年 12 月 27 日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	2,361.24	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 15号	平成 25 年 1 月 22 日 平成 26 年 7 月 15 日	高田町 99 番 1、112 番 1 の各一部	8,488.51	六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 16号	平成 25 年 4 月 26 日 平成 30 年 1 月 15 日	大庄北 5 丁目 71 番の一部	27,650.28	1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 17号	平成 25 年 6 月 6 日	武庫之荘 8 丁目 298 番 1・2 の各一部	22	鉛及びその化合物
指 - 20号	平成 26 年 7 月 30 日 平成 26 年 10 月 1 日 平成 26 年 12 月 24 日 平成 27 年 10 月 22 日	平左衛門町 68 番 2	3,706.7	鉛及びその化合物
指 - 21号	平成 26 年 10 月 16 日	扶桑町 1 番、13 番 1・2、14 番 5 の各一部	690.0	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 22号	平成 26 年 11 月 18 日	塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部	1,015.1	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指 - 25号	平成 27 年 2 月 19 日 平成 27 年 3 月 31 日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	4,873.172	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 26号	平成 27 年 4 月 9 日 平成 30 年 5 月 29 日	大庄川田町 74 番の一部	3,331.22	1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物
指 - 28号	平成 27 年 6 月 18 日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	2,399.00	水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 29号	平成 27 年 12 月 21 日 平成 28 年 5 月 2 日 平成 28 年 6 月 1 日	末広町一丁目 5 番 2・3・15、末広町二丁目 16 番 18~20 の各全部、扇町 15 番、16 番 1、20 番、21 番の各一部	61,599.51	1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 31号	平成 28 年 2 月 26 日 平成 28 年 6 月 22 日 平成 28 年 11 月 7 日	南塚口町 6 丁目 156 番 1 の全部、156 番 4 の一部	2,864.7	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 32号	平成 28 年 2 月 26 日 平成 28 年 6 月 22 日 平成 29 年 8 月 30 日	南塚口町 6 丁目 160 番 1・2 の各一部	2,557.6	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 34号	平成 28 年 5 月 2 日	長洲中通 2 丁目 23 番の全部	396.69	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 35号	平成 28 年 5 月 20 日 平成 29 年 8 月 9 日	塚口本町 8 丁目 1 番 31・35 の各一部、水路	1,548.29	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 36号	平成 28 年 8 月 22 日 令和 4 年 2 月 3 日 令和 4 年 2 月 10 日 令和 4 年 3 月 3 日 令和 5 年 2 月 21 日	東海岸町 21 番 1・10、27 番 1・2 の各一部	23,459.54	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 37号	平成 28 年 9 月 28 日 平成 29 年 5 月 26 日	扇町 15 番、16 番 1 の各一部	12,215.99	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 38号	平成 28 年 10 月 3 日 平成 28 年 10 月 13 日 平成 28 年 12 月 6 日 平成 29 年 1 月 30 日	塚口本町 8 丁目 1 番、1 番 29・30・32・35 の各一部	5,502.39	トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 39号	平成 28 年 11 月 10 日	東難波町 2 丁目 161 番 1 の一部	864.1	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 40号	平成 28 年 11 月 22 日	御園 1 丁目 243 番 10・15 の各一部	6.4	六価クロム化合物、鉛及びその化合物
指 - 42号	平成 29 年 4 月 26 日 平成 29 年 5 月 22 日 平成 29 年 9 月 7 日	末広町 1 丁目 4 番 4・6、5 番 1 の各全部、2 丁目 8 番 2 の一部、8 番 5・8・9、16 番 1・2・3 の各全部、16 番 4・5 の各一部、16 番 6 の全部、16 番 7・8 の各一部、16 番 9・10・13・14・17・21・22、17 番 4・7 の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 43号	平成 29 年 7 月 14 日	船出 23 番の一部	19,499.18	ふっ素及びその化合物

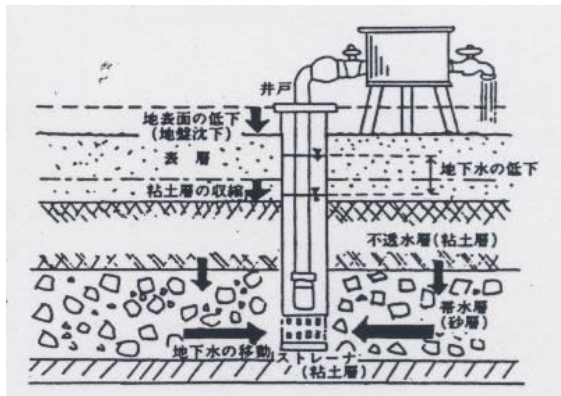
指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指 - 44号	平成 29 年 7 月 14 日	猪名寺 1 丁目 1 番 12	635.43	六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物
指 - 45号	平成 29 年 9 月 20 日	御園 1 丁目 243 番 9・10・14・15 の各一部	208.58	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物
指 - 46号	平成29年9月21日	高田町 99 番 1、112 番 1、115 番 2、126 番 4・5、131 番 1、242 番、243 番の各一部、121 番 2 の全部	11,852.4	六価クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 47号	平成29年9月27日 平成30年3月1日	北城内 26 番 1・2 の各全部、27 番の一部、88 番 9・37・54・68・92 の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
指 - 48号	平成29年10月10日 令和元年9月25日 令和2年3月12日 令和2年7月31日	潮江 4 丁目 65 番 2 の一部	19,457.02	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 49号	平成29年10月30日	若王寺 3 丁目 104 番の一部	216.3	砒素及びその化合物
指 - 50号	平成30年2月5日 令和元年8月28日	末広町 1 丁目 1 番 13、5 番 10、8 番 6 の各全部	7,038	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 51号	平成30年2月28日 令和元年5月24日	食満 5 丁目 206 番 1 の一部、206 番 2 の全部、206 番 4・10 の各一部	2,846.99	砒素及びその化合物
指 - 52号	平成30年4月9日	塚口本町 8 丁目 1 番 29～32 の各一部	2,482.17	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 53号	平成30年6月1日	扶桑町 11 番 2、11 番 10、14 番 6、31 番、36 番の各一部	2,193.6	六価クロム化合物、鉛及びその化合物
指 - 54号	平成30年8月2日 平成31年3月4日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	1,656.42	ふっ素及びその化合物
指 - 56号	平成31年2月27日	御園 1 丁目 243 番 14、水路の各一部	1,558.66	鉛及びその化合物
指 - 57号	令和元年5月28日	猪名寺 1 丁目 571 番の一部	741.39	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 58号	令和元年11月21日	平左衛門町 65 番 10、68 番 1・2、68 番 6～8、70 番、71 番の各一部	7,981.6	六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 59号	令和2年1月21日	南初島町 15 番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
指 - 60号	令和2年6月12日	三反田町 1 丁目 7 番 2・3 の各一部	77.83	クロロエチレン、テトラクロロエチレン
指 - 61号	令和2年10月6日	若王寺 3 丁目 102 番の一部	6,319.1	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 62号	令和2年10月13日	東難波町 5 丁目 438 番、441 番、442 番の各一部	307.8	シアン化合物、鉛及びその化合物
指 - 63号	令和3年1月6日 令和3年1月19日	平左衛門町 13 番 1 の一部	25,645.7	四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 64号	令和3年5月27日 令和5年2月17日 令和5年6月12日	食満 5 丁目 206 番 3 の一部	2,859.07	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指 - 65号	令和3年11月11日 令和4年9月28日 令和6年4月5日	平左衛門町 65 番 8・10・17、 68 番 1・6～9 の各一部	23,239.23	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 66号	令和3年12月21日	道意町 6 丁目 36 番 1 の全部	14,203.28	砒素及びその化合物
指 - 67号	令和4年2月1日	道意町 7 丁目 1 番 13 の一部	3,460.95	六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 68号	令和4年3月25日	大高洲町 2 番、2 番 2 の各一部、 14 番 1・2	9,294.03	カドミウム及び化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、有機りん化合物
指 - 69号	令和4年4月7日	猪名寺 3 丁目 162 番の一部	1,004.46	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 70号	令和4年5月20日	塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部	777.98	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 71号	令和4年6月15日	平左衛門町 18 番 17・18 の各一部	60.77	砒素及びその化合物
指 - 73号	令和4年9月22日 令和5年2月24日	道意町 7 丁目 1 番 10・17 の各全部	162,875.04	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル
指 - 74号	令和4年10月5日	船出 12 番 1、19 番、20 番 1	28,243.41	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 75号	令和4年11月14日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	21.31	ふっ素及びその化合物
指 - 76号	令和5年2月15日	塚口本町 8 丁目 1 番、1 番 35 の各一部	482.76	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 77号	令和5年2月17日 令和6年1月12日	西向島町 1 番 4・5 の各一部	31,480.93	六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 78号	令和5年2月28日	船出 21 番 1 の一部	314.25	ふっ素及びその化合物
指 - 79号	令和5年4月21日 令和7年2月17日	塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部	800.00	ふっ素及びその化合物
指 - 80号	令和5年6月16日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	3,201.23	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 81号	令和5年7月12日	西向島町 15 番 8	16,694.54	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 82号	令和5年9月19日	塚口本町 8 丁目 1 番の一部	40.52	砒素及びその化合物
指 - 83号	令和6年1月12日 令和6年7月17日	水明町 199 番 1・23 の各一部	5,061.07	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 84号	令和6年1月19日	西長洲町 1 丁目 10 番 1、19 番、 20 番の各一部	1,880.9	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 85号	令和6年1月22日	道意町 7 丁目 1 番 2・4 の各一部	178.19	鉛及びその化合物

指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
指 - 86号	令和6年3月25日	鶴町7番1の一部	747.79	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 87号	令和6年7月17日	常光寺4丁目19番の一部	710.3	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 88号	令和6年9月20日	道意町6丁目78番の一部、79番2、80番	3,627.1	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
指 - 89号	令和6年12月4日	大高洲町8番1の一部	25,030.48	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指 - 90号	令和7年3月25日	東高洲町1番の一部	5,315.7	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

地盤沈下

● 地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和 40 年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

● 水準測量の結果

表 水準測量結果

測量水準点数	令和3年度との標高差 (cm)		
	最高沈下量	最低沈下量	平均沈下量
126点	—	—	—

備考1 結果は令和6年度の測量結果である。

備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

備考3 令和3年度値と既知点の標高値が異なるため、比較できない。

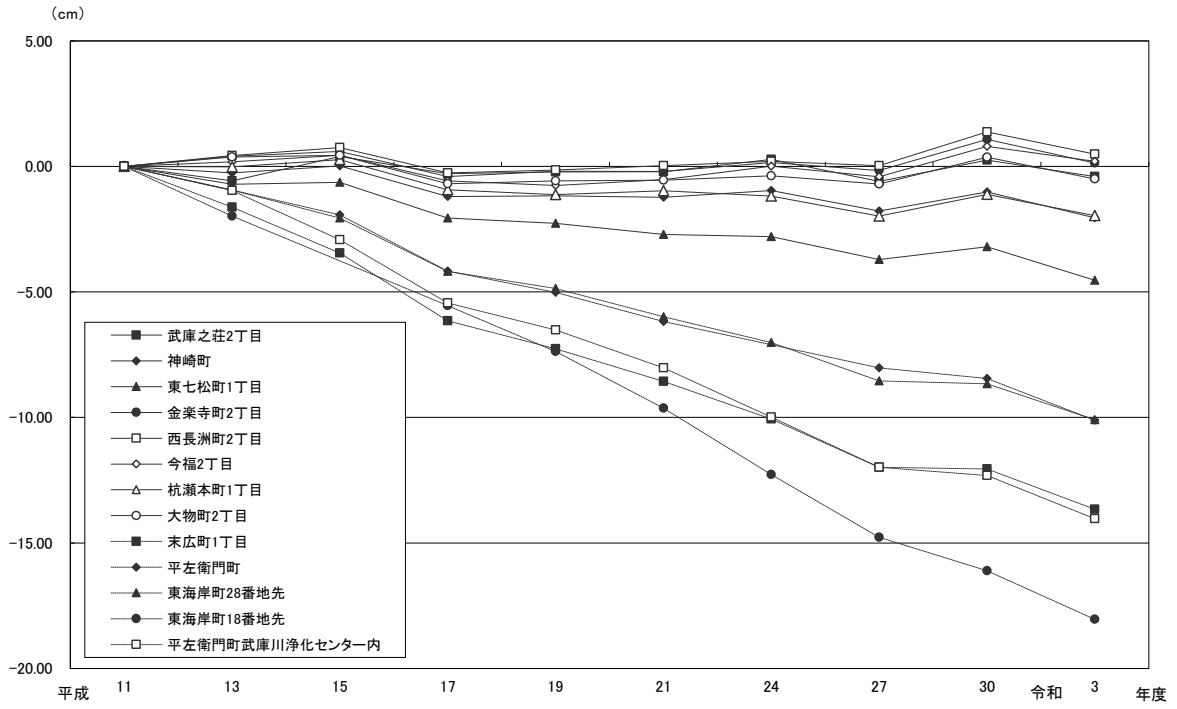
表 主な水準点の累計沈下量

地区	測定地点	測定開始年度	令和3年度までの 累計沈下量 (cm)	令和6年度からの 累計沈下量 (cm)	標高 (m)				
					平成24年度	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度
北部	武庫之荘2丁目	昭和26年度	14.20	—	8.0550	8.0462	8.0547	8.0482	7.8961
中部	神崎町	昭和7年度	101.83	—	3.1984	3.1902	3.1978	3.1875	3.0544
	東七松町1丁目	昭和34年度	40.97	—	2.5621	2.5530	2.5581	2.5447	2.3996
	金楽寺町2丁目	昭和7年度	146.90	—	3.2950	3.2919	3.3043	3.2949	3.1666
南部	西長洲町2丁目	昭和7年度	160.85	—	1.0761	1.0744	1.0879	1.0790	0.9498
	今福2丁目	昭和7年度	154.54	—	1.3702	1.3660	1.3781	1.3721	1.2432
	杭瀬本町1丁目	昭和7年度	225.87	—	0.6390	0.6310	0.6397	0.6312	0.5007
	大物町2丁目	昭和7年度	219.97	—	1.8182	1.8149	1.8256	1.8169	1.6906
臨海部 (埋立地)	末広町1丁目	昭和26年度	142.22	—	6.1758	6.1565	6.1559	6.1398	5.9924
	平左衛門町	昭和41年度	83.46	—	5.3798	5.3613	5.3571	5.3405	5.1863
	東海岸町28番地先	昭和49年度	56.42	—	4.2308	4.2156	4.2144	4.2001	4.0545
	東海岸町18番地先	昭和49年度	126.36	—	3.4637	3.4387	3.4253	3.4060	3.2594
	平左衛門町 (武庫川浄化センター内)	昭和53年度	57.80	—	5.0195	4.9995	4.9963	4.9791	4.8229

備考1 累計沈下量は測定開始年度から令和3年度までの累計量

備考2 令和6年度以降の累計沈下量については、既知点の標高値が例年までと異なり、測地成果 2024 を用いているため、比較できないことから初期化する。

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

● 地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

測定地点	項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
旧グンゼ工場	地盤変動量	+0.69	+0.89	+0.72	+1.62	-0.13	+0.64	+0.80	+0.68	+1.11	-0.04
西海岸町	(mm)	+0.02	0.00	0.00	-0.04	-0.31	-0.89	-0.91	-0.40	-0.52	-0.42
旧グンゼ工場	平均水位	13.62	12.81	12.43	11.98	11.52	11.08	10.62	10.32	10.00	0.22
中浜町	(m)	4.24	3.91	4.28	3.96	3.63	3.66	3.82	3.98	3.99	-

備考1 変動量は沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。

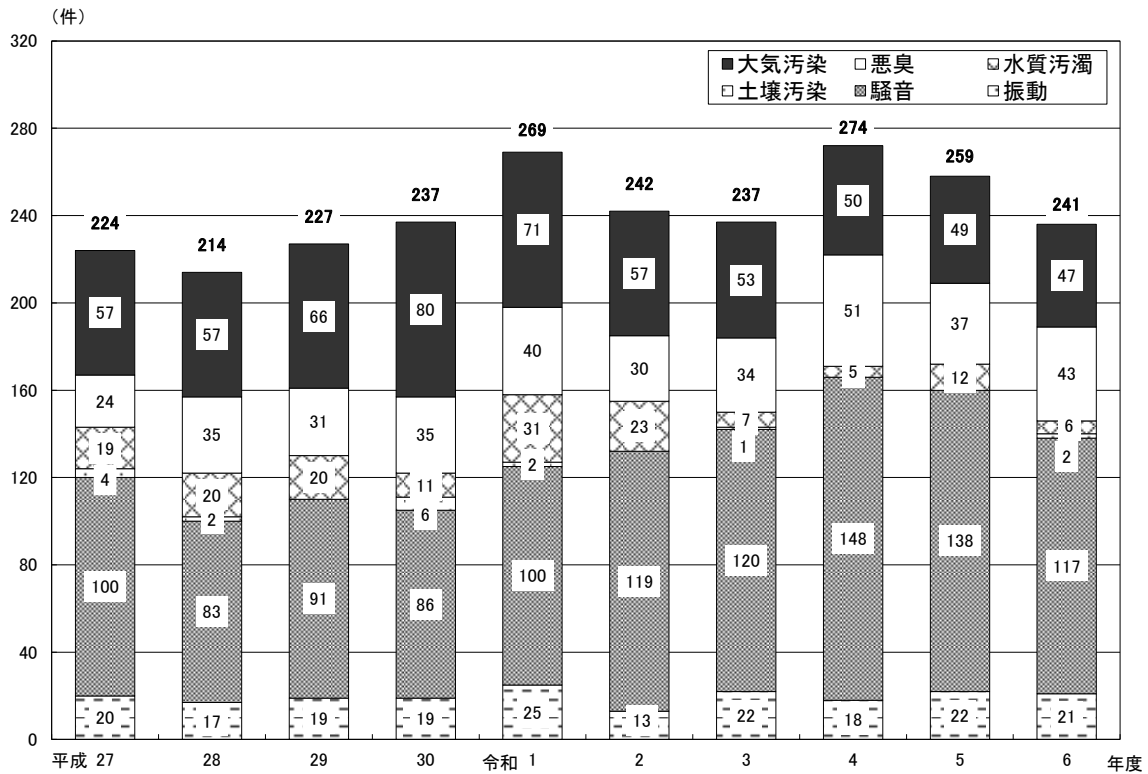
備考2 中浜町においては、計測機器が故障しているため、令和6年度は測定不可

公害に関する苦情・相談

令和6年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、241件で、前年度と比較して7%（18件）減少しました。公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の49%（117件）と最も多く、次いで大気汚染が20%（47件）となっています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が94%（227件）と最も多く、被害の発生地域別にみると、住居地域が64%（154件）と最も多くなっています。また、発生源の主な産業では、建設業が44%（106件）で最も多くなっています。

図 苦情・相談件数の推移



公害健康被害補償制度

● 公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づく第1種指定地域に市域の約3分の2が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

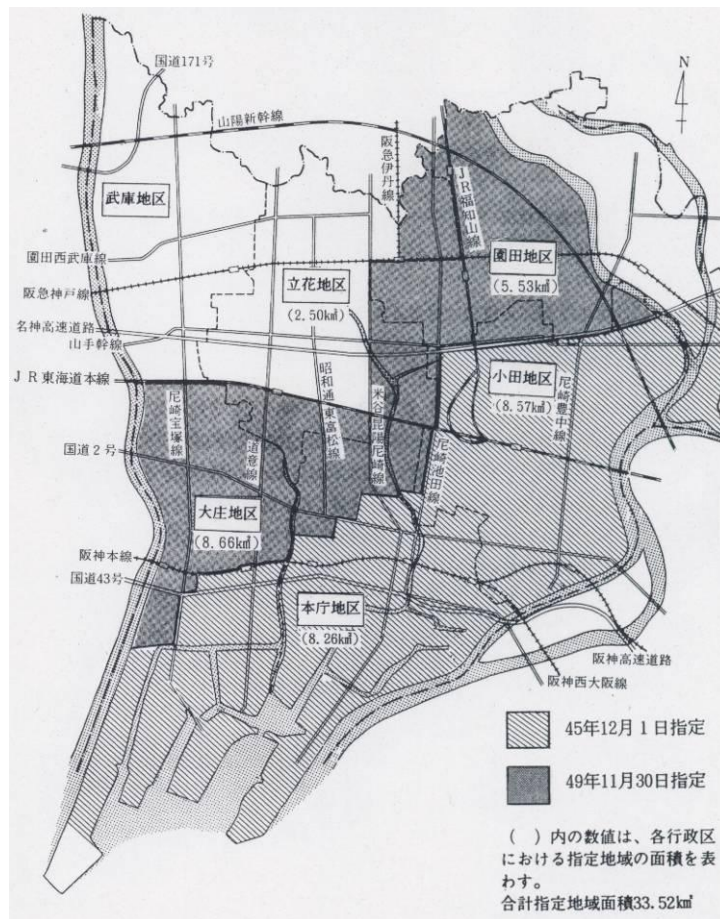
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

年代	国	年代	尼崎市
昭和		昭和	
42.8	「公害対策基本法」施行	45.11	「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行
44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下この表において「救済法」という。）公布	48.3	尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結
45.2	「救済法」施行	48.4	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立
45.12	「救済法」本市に適用	49.10	「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行
48.10	「公害健康補償法」（以下、この表において「旧補償法」という。）公布、「救済法」廃止		「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行
49.9	「旧補償法」施行		「尼崎市立健康の家設置条例」施行
49.11	「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大	50.10	「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行
62.2	「旧補償法」一部改正案国会提出	53.3	尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」（S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充）締結
62.9	一部改正案可決成立、「新補償法」公布	55.4	「尼崎市立いぶきの家設置条例」施行
63.3	「新補償法」施行	56.4	「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行
	※「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正（改正内容）	平成	
	・第一種地域（大気系）の全面指定解除（新規認定の廃止）	元.4	「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施
	・認定者の認定更新・給付継続	5.12	「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」（報告）健康被害予防事業（ぜん息児童水泳訓練事業）追加
	・公害健康被害予防事業実施	11.4	「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止
平成			「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止
16.4	（独）環境再生保全機構の設立（川崎市）（内容）	12.3	「尼崎市立いぶきの家設置条例」廃止
	・公害健康被害補償予防協会を解散	12.4	「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定（5万円→10万円）、「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定（加湿器追加）
	・公害健康被害補償予防協会業務を継承	13.7	現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始
		14.9	事業アンケート調査の検討開始
		14.10	成人の健康回復事業における高齢者対策の実施（介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し）
		15.7	ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化（アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入）
		15.10	救済事業の効果測定作業のまとめ 救済事業転換計画のまとめ（一次案）
		16.2	事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）
		16.4	「健康の家運営管理委託料」改定（管理体制の見直し）

年代	国	年代	尼崎市
		17.4	「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設→11施設）「健康の家利用補助負担金」改定 「リフレッシュ事業」開始
		18.4	「インフルエンザ予防接種助成事業」開始（65歳以上対象）
		21.11	「新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業」追加（全患者対象）
		22.4	「転地保養事業負担金」改定 「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施 「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設）
		22.11	「新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業」実施（全患者対象）
		23.10	「インフルエンザ予防接種助成事業」開始（全患者対象）
		24.4	「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設）
		25.12	救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）
		27.4	「ぜん息キャンプ事業及び成人の健康回復事業」の廃止 「転地保養事業」の年間利用可能回数の変更（1回→2回）
		29.3	「尼崎市立健康の家設置条例」廃止
		29.4	「家庭療養指導事業」開始
		29.6	「短期滞在型療養事業」開始
		31.4	「転地保養事業負担金」改定
		令和	
		2.4	「一泊二日リハビリテーション事業」の廃止
		2.9	救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）
		4.3	「短期滞在型療養事業」の廃止
		4.4	「転地保養事業」の年間利用可能回数の変更（2回→12回） 「転地保養事業」の認定患者の付添者半額助成開始 「転地保養事業」指定施設 2減3増（13施設）
		5.4	「転地入院事業」の廃止
		6.4	転地保養事業指定施設 1減1増（14施設）

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。

● 健康被害の救済

・ 認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和 63 年 3 月 1 日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは 3 年、ぜん息性気管支炎は 2 年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

累計認定患者数については、昭和 45 年 11 月に認定を開始して以来、令和 6 年度末現在 11,208 人で、このうち死亡 4,535 人等の異動があり、実認定患者数は 1,301 人です。また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息 1,221 人（93.8 %）慢性気管支炎 75 人（6.0 %）、肺気しゅ 5 人（0.3 %）、ぜん息性気管支炎 0 人となっています。

表 被認定患者異動状況

区分 累計認定数	異動							実認定 患者数
	転入	転出	死亡	辞退	期間満了	否更新	計	
11,208	249	△395	△4,535	△462	△3,903	△861	△10,156	1,301

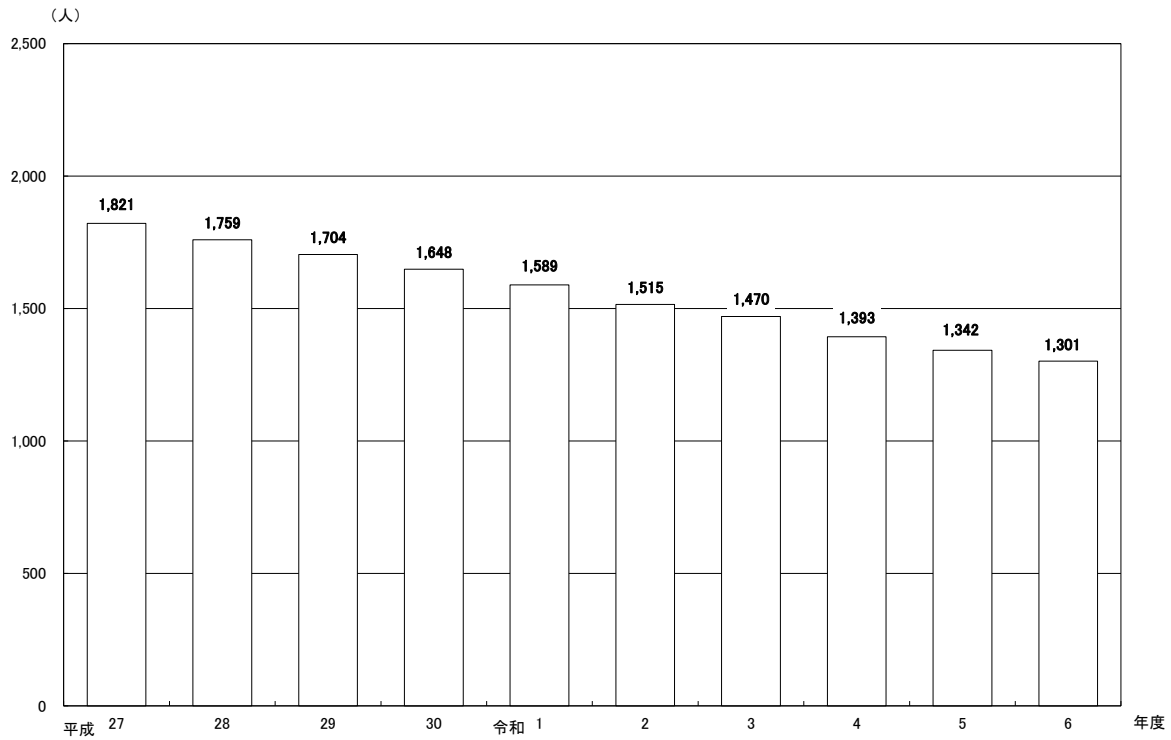
表 性別・年齢別死亡者の状況

年齢 区分	年齢	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65以上	計
	令和 6 年度	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
女		—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	28
令和6年度末 までの累計	男	4	2	3	4	11	14	47	119	165	1,867	2,236
	女	2	4	—	3	7	7	30	93	116	2,037	2,299
	計	6	6	3	7	18	21	77	212	281	3,904	4,535

表 疾病別認定者状況

疾病	人数
肺気しゅ	5
気管支ぜん息	1,221
慢性気管支炎	75
計	1,301

図 認定患者数の推移



● 補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。令和6年度の補償給付費の総額は、2,175,815,957円（令和5年度比2.4%減）となりました。

表 補償給付の状況

給付の種類	給付内容	令和6年度	
		支給件数 (件)	支給金額 (円)
療養の給付及び療養費	認定疾病に関する医療の現物給付等	26,113	706,835,702
障害補償費	法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。	13,217	1,104,142,430
児童補償手当	法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。	該当なし	
療養手当	認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。	11,061	276,536,700
遺族補償費	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。	401	49,111,650
遺族補償一時金	遺族補償費を受ける遺族がない場合、一定の範囲の遺族に支給する。	18	34,237,725
葬祭料	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。	11	4,951,750
合計		50,821	2,175,815,957

表 公害保健福祉事業の状況

事業名	事業概要	令和6年度実績
公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業）		
リフレッシュ事業	公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。	参加者 75人
呼吸器教室事業	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月2回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年12回程度の出前講座を行っている。	参加者 86人
インフルエンザ予防接種助成事業	インフルエンザ患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。	受診者 484人
水泳鍛錬奨励事業	公害病認定患者にプール利用権を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。	利用件数 サンビック 41件 ハーティ 21 90件 スポーツの森 43件
公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの		
療養器具貸与事業	公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。	貸出件数 空気清浄機 0台 加湿器 1台 吸入器 55台
家庭療養指導事業	保健師または看護師が公害病認定患者の家庭を訪問し、療養指導等を行って、病気を自己管理して快適な生活を送れるように支援する。	訪問件数 185件
尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの		
転地保養事業	空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。	宿泊 (患者) 83人 (付添) 41人 日帰り (患者) 32人 (付添) 25人
在宅酸素助成事業	医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。	助成人数 35人
尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの		
葬祭費助成事業	認定疾病に起因せずに死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。	件数 20件

● 健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

事業名	事業概要	令和6年度実績
公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの		
健康相談事業	地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。	相談者 乳幼児 655人 一般成人 44人
健康診査等事業	乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。	受診者 3,073人 指導対象者 606人
ぜん息児童水泳等訓練事業 (あまっこ水泳運動教室・運動教室)	気管支ぜん息患児童を対象として、療養上有効な水泳等訓練を行っている。	参加者 352人

尼崎大気汚染公害訴訟

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和 30 年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和 29 年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和 32 年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和 38 年の国道 43 号の供用開始、昭和 56 年の阪神高速 3 号神戸線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに対する要望活動を始めました。

昭和 63 年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを引き継ぐことを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成 11 年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

その後、原告団と国・阪神高速道路公団は 50 回にも及ぶ連絡会を通じて協議を重ね、平成 25 年には、国道 43 号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結し平成 30 年には、国などが進めた一連の環境改善策が一定の成果を上げたと判断し、原告団と弁護団が解散することとなりました。

尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

年代	環境の状況	市民の動き	市の動き	国・兵庫県の動き
明治		43 カマル製鐵所立ち退きを請願(尼崎の公害第1号といわれている。)		
大正	<ul style="list-style-type: none"> 工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下 工場排水による河川の水質悪化 		5 尼崎市が誕生(尼崎町と立花村の東灘波、西灘波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる) 6 上水道整備開始	
昭和	<ul style="list-style-type: none"> 昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。 5 尼崎築港(株)が南部臨海地域において工場用地の造成開始		3 淀川に上水道の水源を移す	
		11 煤煙防止河川浄化委員会発足		
			26 防潮堤建設開始 29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置 29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施 29 騒音防止条例公布	
	32 一部地域で降下ばいじん量67.6t/km ³ /月を記録 38 国道43号供用開始 39 大阪国際空港ジェット旅客機就航		32 尼崎市大気汚染対策本部発足 32 大気汚染立体調査実施 32 工業用水供給開始 34 下水道供用開始 36 大気汚染広報開始 39 大阪国際空港騒音対策協議会発足	31 工業用水法公布 33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布 33 工場排水等の規制に関する法律公布 37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布
45 国道43号全線開通 45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087ppmを記録 47 山陽新幹線営業開始(新大阪～岡山) 48 関西電力株尼崎第一発電所運転停止	41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足 42 山陽新幹線対策特別委員会発足 42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足 42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足 44 杭瀬地区公害対策市民の会発足 45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足 46 尼崎公害患者・家族の会発足 46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足 47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始 47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力株尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施 48 市内16団体が公害対策統一要求書提出(以降、昭和62年まで毎年提出される。)	40 大阪国際空港騒音対策委員会発足 41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始 44 大気汚染防止協定締結(事業者・兵庫県・市による三者協定) 45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足 47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる(現在の環境創造課・環境保全課に該当) 47 公害防止協定(第一次)締結 48 尼崎市民の環境をまもる条例公布 49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結	42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)公布 42 公害対策基本法公布 43 大気汚染防止法公布 43 騒音規制法公布 44 兵庫県公害防止条例公布 44 硫酸酸化物に係る環境基準設定 45 水質汚濁防止法公布 45 水質汚濁に係る環境基準設定 46 環境庁発足 46 悪臭防止法公布 46 騒音に係る環境基準設定 47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告 48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布 48 大気汚染に係る環境基準設定(二酸化窒素、二酸化硫黄など)	

年代	環境の状況	市民の動き	市の動き	国・兵庫県の動き
		49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請		48 航空機騒音に係る環境基準設定
	50 関西電力(株)尼崎第二発電所運転停止	50 航空機騒音対策特別委員会発足	50 公害防止協定(第二次)締結	50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
	50 硫酸酸化物の環境基準達成	51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件(国道43号公害訴訟)を神戸地裁に提訴	52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入	51 振動規制法公布
	50 山陽新幹線全線開通		53 工場跡地に関する取扱要綱制定	51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告
	56 阪神高速道路3号神戸線供用開始	54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除	54 尼崎市環境影響評価指導致要綱制定	53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布
	57 国道43号車線数減少(10車線から8車線へ)		55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足	55 新幹線沿道の整備に関する法律公布
			58 公害防止協定(第三次)締結	57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定
	62 日本国有鉄道が民営化	63 尼崎有害物質排出規制等請求事件(尼崎大気汚染公害訴訟)を神戸地裁に提訴		
平成	6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始	7 国道43号公害訴訟最高裁判決	2 あまがさき快適環境プラン制定(市の環境政策のマスタープラン) 4 庄下川水質浄化短期対策事業着手 6 尼崎市環境審議会発足 8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定(地球環境保全のための行動計画) 8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足 9 あまがさき快適環境プラン改定	3 大阪国際空港周辺対策基金設置 3 土壌汚染に係る環境基準設定 4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 5 環境基本法公布 7 環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)公布 9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定
	10 国道43号車線数減少(8車線から6車線へ)	10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置	12 尼崎市の環境をまもる条例公布 12 微小粒子状物質(PM _{2.5})測定開始	12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除
	13 関西電力(株)尼崎第三・尼崎東発電所運転停止	11 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が企業9社と和解	15 尼崎市環境基本計画策定	13 環境庁から環境省へ
	13 環境ロードプライシング開始	12 尼崎大気汚染公害訴訟一審判決	17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布	13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布
	17 阪神高速道路公団が民営化	12 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解 14 尼崎大気汚染公害訴訟原告団があっせん申し立て 15 尼崎大気汚染公害訴訟のあっせん成立	17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更 18 環境保全協定(第一次)締結	14 土壌汚染対策法公布 16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行
	23 国道43号沿道の全測定局において二酸化窒素濃度の環境基準を達成	25 尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結	21 環境保全協定(第二次)締結(事業者・市による二者協定) 26 尼崎市環境基本計画改定	24 新関西国際空港(株)が発足し、大阪国際空港の運営を開始 28 新関西国際空港(株)に代わり、関西エアポート(株)が大阪国際空港の運営を開始
	24 国道43号通行ルール(兵庫県域)設定			
		30 尼崎大気汚染公害訴訟原告団及び弁護団が解散	31 環境保全協定(第三次)締結	
	令和		1 尼崎公害患者・家族の会が解散	1 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会解散、市独自の活動に移行

アスベスト問題に対する取組

● 経緯

平成17年6月に、本市域にあった(株)クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

● 石綿読影の精度に係る調査<環境省委託調査事業>

石綿読影の精度に係る調査は、令和2年度から環境省からの委託で、市の肺がん検診（胸部検診）と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、そのX線画像について市の読影部会（一次読影）及び環境省の二次読影で石綿関連疾患に着目した読影を行い、精密検査が必要と判断された者について指定医療機関で胸部CT検査を実施するものです。

その結果について環境省に報告するとともに、恒久的な健康管理体制の構築に向けて課題等を検討しています。

・ 調査対象者

原則として、次の①②を満たすものを調査対象者としています

① 尼崎市に居住している者で石綿ばく露の不安があり、尼崎市が実施する読影調査の内容を理解し、読影調査への協力を同意する者

② 既存の胸部エックス線画像を提供可能な者

ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）は、対象外となります。

・ 対象者の募集

対象者の募集については、市報やホームページにより行いました。

・ 調査期間

令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

全体の調査期間は令和2年度から令和8年度までの7年間を予定

・ 調査内容

保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、保健師により、居住歴や職歴等の問診を実施します。

読影部会による一次読影

既存検診（市の肺がん検診）の胸エックス線画像を取り寄せ、読影部会において石綿関連疾患に着目して一次読影を行います。これに当たっては、問診の結果（ばく露歴など）や過去の胸部エックス画像、過去のCT画像を参考に判定します。

一次読影の結果、要精密検査と判定された者については、指定医療機関で精密検査（胸部CT検査）を行います。

精密検査不要と判定された者については、環境省に胸部エックス線画像等を送付し、環境省において二次読影が行われます。二次読影の結果は市にフィードバックされ、市の読影部会において再度検討し、精度の向上に役立っています。

指定医療機関による検査

本市が指定する医療機関（県立尼崎総合医療センター、兵庫医科大学病院）が調査対象者に対し診察の上、胸部CT検査を実施し、これらの結果説明を行います。また、診断結果及び胸部CT画像を市に取り寄せます。

国への報告

本市は、上記の検査等の結果を集計し、環境省へ報告を行います。

・結果

令和6年度の受診者の項目別人数及び年齢階層別人数の集計結果は次のとおりでした。

表 受診者の項目別人数

項目	合計
既存検診の受診調査同意	426
問診（石綿ばく露の聴取調査）	426
一次読影	426
胸部CT検査	140
二次読影	262
胸部CT検査（二次読影後）	6

表 受診者の年齢階層別人数

年齢階層	合計	男	女
40～49歳	7	5	2
50～59歳	30	16	14
60～69歳	88	55	33
70～79歳	192	109	83
80～89歳	102	63	39
90歳以上	7	5	2
合計	426	253	173

● アスベストによる健康被害の救済制度

・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成18年3月27日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」に基づくものです。

なお、平成22年7月1日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

給付の種類	給付請求者	給付の内容・給付額
医療費	被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方 なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができます。	療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額
療養手当	被認定者	療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額103,870円
葬祭料	当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方	199,000円
特別遺族 弔慰金・特別葬祭料	当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方	特別遺族弔慰金として2,800,000円 特別葬祭料として199,000円
救済給付 調整金	当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方	特別遺族弔慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額

（独）環境再生保全機構ホームページより抜粋）

・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

年度 \ 申請件数	療養中	遺族	計
H27	36	5	41
H28	29	6	35
H29	22	3	25
H30	39	7	46
R1	30	4	34
R2	29	4	33
R3	19	5	24
R4	18	6	24
R5	9	3	12
R6	16	0	8

(単位：件)

ダイオキシン

● 監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準の達成状況

項目	環境基準	琴ノ浦高校	庄下川橋	尾浜大橋	尾浜橋	南豊池橋
大気	0.6 pg-TEQ/m ³	0.009	—	—	—	—
水質	1 pg-TEQ/L	—	0.23	0.15	0.28	0.14
水底の底質	150 pg-TEQ/g	—	4.5	0.52	2.9	0.96
土壌	1000 pg-TEQ/g	2.6	—	—	—	—

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

● ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大気 (pg-TEQ/m ³)	琴ノ浦高校	0.025	0.018	0.017	0.013	0.019	0.015	0.014	0.011	0.013	0.009
	開明庁舎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小田南中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	尼崎東高校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質 (pg-TEQ/L)	庄下川橋	0.10	0.11	0.10	0.26	0.17	0.26	0.36	0.12	0.19	0.23
	尾浜大橋	0.040	0.045	0.030	0.060	0.047	0.095	0.079	0.049	0.087	0.15
	尾浜橋	0.22	0.37	0.091	0.23	0.16	0.26	0.29	0.20	0.26	0.28
	南豊池橋	0.076	0.027	0.022	0.11	0.10	0.17	0.074	0.098	0.11	0.14
水底の底質 (pg-TEQ/g)	庄下川橋	3.6	3.6	5.4	17	9.4	6.1	25	6.1	7.2	4.5
	尾浜大橋	0.45	0.42	0.18	0.23	0.34	0.39	0.32	0.42	0.44	0.52
	尾浜橋	4.7	1.5	9.0	13	5.4	8.2	7.3	7.3	3.7	2.9
	南豊池橋	0.65	0.74	0.68	0.87	0.72	1.1	0.79	1.4	0.63	0.96
土壌 (pg-TEQ/g)	琴ノ浦高校	1.5	2.0	2.7	1.9	1.3	0.93	1.2	3.4	2.3	2.6

備考1 —は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度と平成26年度に琴ノ浦高校で学校耐震化工事が行われたため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

● 人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

年度	人口			世帯数	1世帯あたり人員（人）	
	総数（万人）	年少人口 （0～14歳）（%）	生産年齢人口 （15～64歳）（%）			老年人口 （65歳以上）（%）
昭和35年	40.6	26.9	69.8	3.3	101,854	3.99
昭和40年	50.1	23.4	72.9	3.6	135,938	3.69
昭和45年	55.4	23.9	71.7	4.4	162,027	3.42
昭和50年	54.6	24.6	69.6	5.8	170,999	3.19
昭和55年	52.4	23.3	69.2	7.5	178,151	2.94
昭和60年	50.9	20.6	70.5	8.9	177,817	2.86
平成2年	49.9	16.7	72.7	10.6	185,819	2.69
平成7年	48.9	14.5	72.7	12.9	191,407	2.55
平成12年	46.6	13.5	70.5	16.0	190,894	2.44
平成17年	46.3	13.2	67.6	19.2	198,653	2.33
平成22年	45.4	12.9	64.5	22.6	209,343	2.17
平成27年	45.3	12.2	61.7	26.1	210,433	2.15
令和2年	45.2	11.6	60.8	27.6	218,813	2.06
令和3年	45.9	11.5	60.9	27.6	221,659	2.07
令和4年	45.7	11.4	61.0	27.6	222,207	2.06
令和5年	45.5	11.3	61.3	27.5	223,922	2.03
令和6年	45.5	11.1	61.6	27.4	226,044	2.01

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については1月現在における住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。

● 製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

	事業所数	従業員数	製造品出荷額等総額 (百万円)
昭和35年	1,051	82,846	287,111
昭和40年	1,301	95,182	450,342
昭和45年	2,398	103,906	924,932
昭和50年	2,816	83,161	1,317,839
昭和55年	2,921	71,355	1,814,954
昭和60年	2,884	67,454	1,920,889
平成2年	1,824	62,478	2,090,822
平成7年	1,579	56,517	1,815,921
平成12年	1,282	42,898	1,575,100
平成17年	1,018	35,005	1,321,233
平成22年	840	35,533	1,502,616
平成27年	-	-	1,377,550
令和2年	654	31,951	1,308,746
令和3年	802	34,219	1,459,525
令和4年	796	33,286	1,536,640
令和5年	791	33,663	1,581,137

備考1 令和元年度までの値については、経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している（年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している）。

備考2 令和2年度の値については、総務省及び経済産業省所管の「令和3年度経済センサス・活動調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

備考3 令和3年度以降の値については、経済産業省所管の「経済構造実態調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

備考4 令和6年度実績が未公表のため、令和5年度実績を最新の値として掲載している。

● 商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

	事業所数	従業員数	年間商品販売額（百万円）
昭和35年	5,819	17,141	36,439
昭和37年	5,815	17,962	51,024
昭和39年	5,627	19,769	69,361
昭和41年	6,715	25,928	112,466
昭和43年	7,243	28,504	166,929
昭和45年	7,247	28,114	209,537
昭和47年	7,827	30,123	290,658
昭和49年	7,950	30,523	352,477
昭和51年	8,255	31,374	480,394
昭和54年	9,050	35,090	652,394
昭和57年	9,127	36,654	824,932
昭和60年	8,440	34,951	844,413
昭和63年	8,415	38,798	979,720
平成3年	8,180	38,454	1,234,347
平成6年	7,572	38,883	1,232,689
平成9年	6,640	35,146	1,092,522
平成11年	6,587	38,311	1,001,198
平成14年	5,742	34,763	811,823
平成16年	5,362	34,373	791,322
平成19年	4,875	33,078	831,068
平成24年	3,080	22,608	891,382
平成26年	3,014	23,972	914,502
平成28年	3,081	26,930	1,037,380
令和3年	2,754	25,693	1,063,023

備考1 平成26年度までの値については、経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和35年から昭和57年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

備考2 平成28年度以降の値については、総務省及び経済産業省所管の「経済センサス-活動調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、経済センサス-活動調査の年間商品販売額は百万円単位の為、過去の値も百万円単位の修正し、掲載している。

備考3 「経済センサス-活動調査」が5年ごとに実施されているため、令和3年度実績を最新の値として掲載している。

● 農業

表 農家数・田畑の面積の推移

	農家数	地積 (ha)	
		田	畑
昭和35年	2,330	1055.3	110.5
昭和40年	1,836	696.4	75.2
昭和45年	1,411	438.9	54.9
昭和50年	1,088	258.8	48.8
昭和55年	952	201.1	55.1
昭和60年	899	181.8	50.8
平成2年	606	159.5	42.8
平成7年	433	112.2	31.8
平成12年	400	93.1	26.2
平成17年	359	85.8	24.5
平成22年	334	79.6	22.4
平成27年	294	72.1	20.8
令和2年	260	64.2	20.4
令和3年	-	62.8	20.2
令和4年	-	60.8	20.2
令和5年	-	60.1	19.8
令和6年	-	56.4	19.3

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林業センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

執筆協力所属一覧

危機管理安全局	企画管理課		業務課
	災害対策課		クリーンセンター
	生活安全課	都市整備局	交通戦略推進担当
総合政策局	協働推進課		都市計画課
	生涯、学習！推進課		開発指導課
	中央地域課		建築指導課
	小田地域課		道路課
	大庄地域課		道路維持担当
	立花地域課		河港課
	武庫地域課		公園維持課
	園田地域課		公園計画・21世紀の森担当
資産統括局	公有財産課	消防局	財務課
	庁舎管理課		救急課
総務局	契約課	公営企業局	水道計画課
福祉局	重層的支援推進担当		下水道計画課
保健局	保健企画課		下水道建設課
	疾病対策課		浄水センター
	感染症対策担当		下水浄化センター
	生活衛生課	教育委員会事務局	施設課
経済環境局	産業政策課		学校教育課
	商業観光課		こころとからだ育成課
	イノベーション推進担当		学校給食課
	農政課		学校給食センター担当
	環境創造課		学び支援課
	環境保全課		社会教育課
	産業廃棄物対策担当		中央図書館
	ごみ減量政策担当		

環境基本計画年次報告書 - 令和7年度版 -

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300